

大田原市地域防災計画

(資 料 編)

令和8年3月

第1章 総則関係

1-1	大田原市防災会議条例（抜粋）（平成27年10月1日施行）	資料1
1-2	大田原市防災会議委員名簿	資料2
1-3	地域気象観測所（気象庁管理）	資料3
1-4	宇都宮地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報等の種類及び発表基準	資料3
1-5	気象庁震度階級関連解説表	資料9
1-6	気象庁の発表する地震情報・緊急地震速報の種類	資料13
1-7	南海トラフ地震に関する情報の種類等	資料14
1-8	過去の主な水害・台風、竜巻等風害の概要	資料15

第2章 予防関係

2-1	自主防災組織一覧	資料16
2-2	大田原市消防団組織概要	資料19
2-3	個人の防災心得	資料21
2-4	市内社会福祉施設数	資料27
2-5	市内の現物備蓄の状況	資料28
2-6	山地災害危険地区一覧表	資料29
2-7	急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧表	資料37
2-8	土砂災害警戒区域（土石流）一覧表	資料37
2-9	土砂災害警戒区域（急傾斜地）一覧表	資料41
2-10	土砂災害警戒区域（地すべり）一覧表	資料50
2-11	重要水防箇所一覧表	資料50
2-12	水防倉庫・水防資機材一覧	資料51
2-13	雨量・水位観測所一覧（栃木県管理）	資料52
2-14	洪水予報河川（国）	資料53
2-15	洪水予報河川（県）	資料54
2-16	水防警報（国）	資料54
2-17	水防警報（県）	資料55
2-18	避難場所ピクトグラム	資料56
2-19	避難場所一覧	資料58
2-20	市防災行政無線システム屋外スピーカー設置箇所	資料61
2-21	栃木県防災行政ネットワークの設置及び管理運営に関する協定書	資料64
2-22	災害時優先電話登録一覧	資料65
2-23	飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領	資料67
2-24	飛行場外・緊急離着陸場一覧	資料69
2-25	上水道施設一覧表	資料70
2-26	下水道施設一覧表	資料71
2-27	市内プール設置状況一覧表（黒羽中学校以外の公立学校は除く）	資料71
2-28	消防法上の危険物	資料72
2-29	危険物規制対象数	資料73

2-30	学校安全計画・危機管理マニュアル	資料 74
2-31	公立学校等一覧	資料 76
2-32	災害時における市町相互応援関係	資料 78
2-33	応援協定締結等一覧	資料 81
2-34	特殊災害消防相互応援協定書	資料 88
2-35	栃木県広域消防応援等計画	資料 89
2-36	洪水浸水想定区域等・土砂災害警戒区域等における警戒避難体制	資料 98
2-37	広域避難地一覧	資料 119

第3章 応急対策関係

3-1	配備体制	資料 120
3-2	大田原市災害警戒本部設置要綱（令和6年4月1日施行）	資料 124
3-3	大田原市災害対策本部条例（平成24年9月28日施行）	資料 126
3-4	大田原市災害対策本部の組織及び運営に関する要綱（抜粋）（令和7年4月1日施行）	資料 127
3-5	災害対策本部職員の証票等	資料 139
3-6	自衛隊の災害派遣要請・体制	資料 141
3-7	避難指示等の発令基準	資料 142
3-8	栃木県火災・災害等即報要領	資料 146
3-9	即報基準一覧	資料 164
3-10	関東地方非常通信協議会構成表	資料 165
3-11	災害救助法施行細則（抜粋）（令和7年6月1日施行）	資料 173
3-12	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）	資料 176
3-13	那須郡市医師会医療機関の収容能力一覧表	資料 179
3-14	大田原市被災宅地危険度判定実施要綱	資料 180
3-15	大田原市震災建築物応急危険度判定実施要綱	資料 183
3-16	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	資料 186
3-17	災害ボランティアセンターの概要	資料 187
3-18	大田原市被災者義援金配分委員会設置要綱	資料 188

第4章 復旧・復興関係

4-1	本県の主な金融支援制度	資料 190
-----	-------------	--------

第5章 原子力災害対策関係

5-1	緊急事態区分・緊急時活動レベル・防護措置	資料 196
5-2	食品中の放射性物質の基準値等	資料 207

1-1 大田原市防災会議条例(抜粋)(平成 27 年 10 月 1 日施行)

(昭和38年7月26日条例第24号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、大田原市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大田原市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 大田原市水防計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 指定地方行政機関の職員
- (2) 自衛隊に所属する者
- (3) 栃木県の職員
- (4) 大田原警察署長
- (5) 市の職員
- (6) 教育長
- (7) 那須地区消防組合消防長及び大田原市消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- (10) その他市長が必要と認める者

6 前項第1号、第2号、第3号、第5号及び第8号の委員は、40人以内とする。

7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、栃木県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

1-2 大田原市防災会議委員名簿

令和7年3月31日現在

区 分		職 名
会 長	大田原市長	大田原市長
1号委員	指定地方行政機関の職員	大田原労働基準監督署長 塩那森林管理署長
2号委員	自衛隊に所属する者	陸上自衛隊 東部方面特科連隊第2大隊 第6中隊長
3号委員	栃木県の職員	県北健康福祉センター所長 大田原土木事務所長 県北環境森林事務所長 那須農業振興事務所長 北那須水道事務所長
4号委員	大田原警察署長	大田原警察署長
5号委員	市の職員	副市長 総合政策部長 湯津上支所長 黒羽支所長 経営管理部長 保健福祉部長 市民生活部長 産業文化部長 建設部長 水道局長 監査委員事務局長 教育部長
6号委員	教育長	教育長
7号委員	那須地区消防組合消防長及び 大田原市消防団長	那須地区消防本部消防長 大田原市消防団長
8号委員	指定公共機関又は 指定地方公共機関の職員	那須赤十字病院長 大田原地区医師会長 日本郵便株式会社 大田原郵便局長 東京電力パワーグリッド株式会社 栃木北支社長 NTT東日本株式会社 栃木支店長 一般社団法人栃木県トラック協会 塩那支部長 一般社団法人栃木県タクシー協会
9号委員	自主防災組織を構成する者又は 学識経験のある者	大田原市議会議長 大田原市議会総務常任委員長 大田原市議会建設産業常任委員長 大田原市区長連絡協議会 康栄観光バス株式会社 代表取締役 大田原市消防団副団長(大田原地区) 大田原市消防団副団長(湯津上地区) 大田原市消防団副団長(黒羽地区) 那須赤十字病院看護部長 大田原市介護サービス事業者連絡協議会会長 大田原市社会福祉協議会事務局長
10号委員	その他市長が必要と認める者	(該当なし)

1-3 地域気象観測所(気象庁管理)

観測所番号	観測所名	観測種目						所在地	
		降水量	気温	風	日照時間	積雪	その他		
41141	大田原	○	○	○	○			大田原市宇田川	グリーンパーク内

雨量・水位観測所一覧(国管理)

(1)雨量観測所

No.	観測所名	所在地		関係河川名
1	黒羽田町	黒羽田町	那珂橋下流 120m	那珂川
2	大田原	美原一丁目	大田原中学校校庭	蛇尾川

(2)水位観測所

No.	観測所名	所在地		関係河川名
1	黒羽田町	黒羽田町	那珂橋下流 120m	那珂川

1-4 宇都宮地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報等の種類及び発表基準

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報。
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがある ときに、その旨を警告して行う予報。
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、 その旨を注意して行う予報。

特別警報・警報・注意報の種類と概要

種類	概要	
特別警報	大雨 特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想された ときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水 害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災 害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要が あることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪 特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想された ときに発表される。

	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
警報	大雨警報 (水防活動用 気象警報を 兼ねる)	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3相当。 【大田原市における発表基準(R7.12月時点で R5.6.8 最終更新)】 ・表面雨量指数基準:17mm 以上 ・土壌雨量指数基準:121 以上 になると予想される場合。
	洪水警報 (水防活動用 洪水警報を 兼ねる)	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 【大田原市における発表基準(R7.12月時点で R5.6.8 最終更新)】 ・流域雨量指数基準 熊川流域=17.3 押川流域=6.4 松葉川流域=11.8 湯坂川流域=14 巻川流域=4.4 相の川流域=9.2 ・複合基準(表面雨量指数、流域雨量指数) 那珂川流域=(13、45.9) 熊川流域=(13、15.5) 松葉川流域=(9、10.6) 湯坂川=(9、12.6) ・指定河川洪水予報による基準 那珂川[小口] 那珂川上流部[晩翠橋・黒羽] 箒川[佐久山] 蛇尾川[蛇尾橋] 余笹川[中余笹橋] に到達することが予想される場合。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【大田原市における発表基準(R7.12月時点で R5.6.8 最終更新)】 12 時間の降雪の深さが 15cm 以上になると予想される場合。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【大田原市における発表基準(R7.12月時点で R5.6.8 最終更新)】 平均風速が 20m/s 以上になると予想される場合。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。 【大田原市における発表基準(R7.12月時点で R5.6.8 最終更新)】 雪を伴い平均風速が 20m/s 以上になると予想される場合。

注意報	大雨注意報 (水防活動用 気象注意報 を兼ねる)	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 【大田原市における発表基準(R7.12月時点で R5.6.8 最終更新)】 ・表面雨量指数基準:12mm以上 ・土壌雨量指数基準:73 以上 になると予想される場合。
	洪水注意報 (水防活動用 洪水注意報 を兼ねる)	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 【大田原市における発表基準(R7.12月時点で R5.6.8 最終更新)】 ・流域雨量指数基準 熊川流域=13.8 押川流域=5.1 松葉川流域=9.4 湯坂川流域=8.8 巻川流域=3.5 相の川流域=7.3 ・複合基準(表面雨量指数、流域雨量指数) 那珂川流域=(10、37) 箒川流域=(8、35) 熊川流域=(8、13.8) 押川流域=(10、5.1) 松葉川流域=(9、7.5) 湯坂川流域=(6、8.8) ・指定河川洪水予報による基準 那珂川[小口] 那珂川上流部[晩翠橋・黒羽] 箒川[佐久山] 蛇尾川[蛇尾橋] 余笹川[中余笹橋] に到達することが予想される場合。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【大田原市における発表基準(R7.12月時点で R5.6.8 最終更新)】 12 時間の降雪の深さが 5cm 以上になると予想される場合。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【大田原市における発表基準(R7.12月時点で R5.6.8 最終更新)】 平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。 【大田原市における発表基準(R7.12月時点で R5.6.8 最終更新)】 雪を伴い平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【大田原市における発表基準(R7.12月時点で R5.6.8 最終更新)】 濃霧によって視程が 100m以下になると予想される場合。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。

乾燥注意報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。</p> <p>【大田原市における発表基準(R7.12月時点で R5.6.8 最終更新)】</p> <p>実効湿度が 60%以下で最小湿度が 30%以下になると予想される場合。</p>
なだれ注意報	<p>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>
着氷注意報	<p>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。</p>
着雪注意報	<p>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。</p>
融雪注意報	<p>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるとときに発表される。</p>
霜注意報	<p>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。</p> <p>【大田原市における発表基準(R7.12月時点で R5.6.8 最終更新)】</p> <p>早霜・晩霜期に最低気温が4℃以下になると予想される場合。</p>
低温注意報	<p>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。</p> <p>【大田原市における発表基準(R7.12月時点で R5.6.8 最終更新)】</p> <p>最低気温が夏期に2日以上継続して 16℃以下、または冬期に-9℃以下になると予想される場合。</p>

(解説)

1. 警報・注意報は個別の市町を対象に発表する。ただし、テレビ・ラジオ放送などでは重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町をまとめた地域として、「那須地域」を用いることがある。
2. 注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されたときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除、または更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。
3. 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨(解析雨量)と今後数時間に降ると予想される雨(降水短時間予報)等の雨量データから「タンクモデル」という手法を用いて指数化したもの。地表面を5km 四方の格子(メッシュ)に分けて、それぞれの格子で計算する。大雨によって発生する土砂災害(土石流・がけ崩れなど)は土壌中の水分量が多いほど発生の可能性が高く、また、何日も前に降った雨が影響している場合もある。土壌雨量指数は、これらを踏まえた土砂災害の危険性を示す新たな指標として、各地気象台が発表する土砂災害警戒情報及び大雨警報・注意報の発表基準に使用している。
4. 表面雨量指数とは、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。各地の気象台が発表する大雨警報(浸水害)・大雨注意報の判断基準に使用している。
5. 流域雨量指数とは、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに

降った雨(解析雨量)と今後数時間に降ると予想される雨(降水短時間予報)から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したもの。大雨によって発生する洪水災害(河川の増水、はん濫など)は、流下してくる雨水の量が多いほど発生の可能性が高く、かつ、上流の降雨が下流に集まるまでの時間差も考慮しなければならない。流域雨量指数は、これらを踏まえた新たな指標として、各地気象台が発表する洪水警報・注意報の発表基準に使用している。

キキクル(危険度分布)等の種類と概要

種類	概要
大雨警報(土砂災害)の危険度分布 土砂キキクル	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫):危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤):高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報(浸水害)の危険度分布 浸水キキクル	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
(洪水警報の危険度分布) 洪水キキクル	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫):危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤):高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時 10 分ごとに更新している。</p>

気象情報等の種類と概要

種類	概要
全般気象情報 関東甲信地方気象情報 栃木県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(栃木県南部など)で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位(栃木県南部など)で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒が呼びかけられる情報で、栃木県と宇都宮气象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。 【大田原市における発表基準(R7.5.29時点)】 1時間雨量 110mm
早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(栃木県南部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(栃木県など)で発表される。大雨、暴風、大雪に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

1-5 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われる場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわなないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物(住宅)の状況

震度 階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1)木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2)この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3)木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。

(注1)鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2)鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂(※1)や液状化(※2)が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある(※3)。
7		

(※1)亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

(※2)地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

(※3)大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる可能性がある(※)。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある(※)。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

(※)震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動(※)による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い場合、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

(※)規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

1-6 気象庁の発表する地震情報・緊急地震速報の種類

○気象庁の発表する地震情報の種類

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地区に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上(津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね30分以内に発表(※)。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 (※)国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

○気象庁の発表する緊急地震速報の種類

区分	内 容	
地震動特別警報	「緊急地震速報(警報)」 又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに(※)、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表。 このうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動警報		
地震動予報	緊急地震速報(予報)	最大震度3以上または長周期地震動階級1以上、マグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに発表。

(※)2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

1-7 南海トラフ地震に関連する情報の種類等

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く)

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	情報発表条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○南海トラフ地震の想定震源域及び海溝軸外側 50 km程度の範囲内でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合(※) ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード 8.0 の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震(※)が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

1-8 過去の主な水害・台風、竜巻等風害の概要

(旧大田原市)

発生年月日	区分	主な原因
明治 27(1894)年 8月10日	暴風雨	蛇尾川洪水、死者1名、負傷者1名、家屋の流出1棟、全壊1棟、半壊1棟、小屋破損1棟、浸水1棟
明治 32(1899)年 10月7日	暴風雨	暴風雨による列車転覆、死者19名、負傷者38名
大正 9(1920)年 9月30日	暴風雨	家屋の流出・浸水、降水量253.2mm
昭和 32(1957)年 8月6日	雷雨	落雷や豪雨による家屋の全壊4棟、半壊4棟、浸水2,097棟、道路決壊25箇所、橋梁流失14箇所、堤防決壊4箇所、崖崩れ4箇所、降水量346.8mm
昭和 32(1957)年 8月24日	台風	水路決壊、道路冠水、橋梁流失20箇所、小学校屋根はく離、高圧線電線断線
昭和 36(1961)年 9月17日	台風	住宅・道路の損壊、橋梁流失、農作物被害、最大風速15.2m
昭和 40(1965)年 7月18日	台風	蛇尾川増水、堤防決壊(宇田川)、橋梁流失(宇田川、今泉、親園、松原)
昭和 41(1966)年 6月28日~29日	台風 (台風4号)	住宅の床下浸水、農地道路橋の損害
昭和 41(1966)年 9月25日	台風 (台風26号)	住宅全半壊、家屋の浸水、道路の損壊、堤防橋梁の損壊、農作物被害、最大風速21.8m、雨量140mm
昭和 42(1967)年 6月18日	台風 (台風4号)	床下浸水、農耕地、道路、橋梁、堤防の損壊
昭和 42(1967)年 9月29日	台風 (台風26号)	住家、農耕地、道路、橋梁、堤防の損害

[参考資料:大田原市史後編]

(旧湯津上村)

発生年月日	区分	主な原因
昭和 61(1986)年 8月4日~5日	台風 (台風10号)	床上浸水13戸

[参考資料:村民のアルバム]

(旧黒羽町)

発生年月日	区分	主な原因
昭和 5(1930)年 7月26日	大雨 (松葉川の大洪水)	流失家屋12棟、半流失6棟、浸水56棟、道路の損壊3箇所、橋梁流失3箇所
昭和 13(1938)年 9月1日	大雨 (那珂川の氾濫)	道路・橋梁の冠水、家屋の流失16棟
昭和 55(1980)年 12月23日	雪害	八溝北部山系の豪湿雪による杉折損、倒伏被害面積1,860ha(那須町も含む)
平成 11(1999)年 7月14日	大雨 (那珂川、松葉川 武茂川のはん濫)	床上浸水12棟、床下浸水39棟

[参考資料:黒羽町史に一部加筆]

2-1 自主防災組織一覧

令和7年12月31日現在

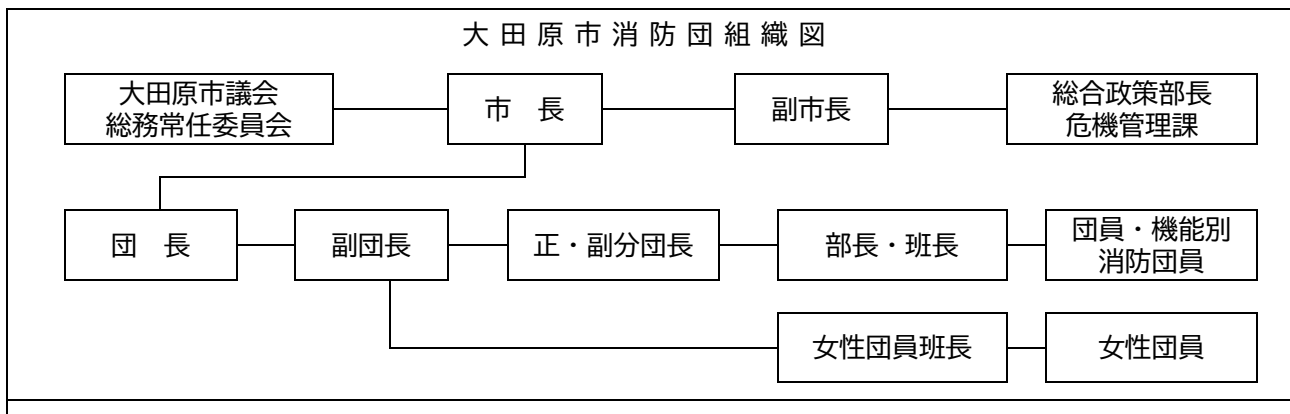
No.	地区名	組 織 名	結成年度	構成自治会
1	大田原	寺町自主防災会	平成10年度	寺町
2		元町自主防災会	平成14年度	元町
3		神明町自主防災会	平成16年度	神明町
4		浅野自主防災会	平成18年度	浅野
5		赤堀西自主防災会	平成19年度	赤堀西
6		西原自主防災会	平成20年度	西原
7		深川自主防災会	平成21年度	深川
8		新富ニュータウン自主防災会	平成23年度	新富ニュータウン
9		加治屋自主防災会	平成24年度	加治屋
10		原町自主防災会	平成24年度	原町
11		紫塚自主防災会	平成25年度	紫塚
12		沼の袋自主防災会	平成25年度	沼の袋
13		栄町自主防災会	平成27年度	栄町
14		成田町自主防災会	平成27年度	成田町
15		富士見ハイツ自主防災会	平成27年度	富士見ハイツ
16		赤堀東自主防災会	平成28年度	赤堀東
17		大久保町自主防災会	平成29年度	大久保町
18		紫塚ニュータウン自主防災会	平成30年度	紫塚ニュータウン
19		上町クラブ自主防災会	平成30年度	上町
20		新屋敷自主防災会	令和元年度	新屋敷
21		若草自主防災会	令和元年度	若草・若葉
22		仲町自主防災会	令和元年度	仲町
23		大手自主防災会	令和元年度	大手
24		富士見ニュータウン自主防災会	令和元年度	富士見ニュータウン
25		清水町自主防災会	令和元年度	清水町
26		大田原西部地区防災連絡協議会	令和3年度	神明町、赤堀東、赤堀西、西原、原町、加治屋、浅野、実取団地
27	経塚自主防災会	令和3年度	経塚	
28	荒町自主防災会	令和4年度	荒町	
29	新道自主防災会	令和5年度	新道	
30	川下・刈切・平林自主防災会	令和6年度	川下、刈切、平林	
31	旭町自主防災会	令和6年度	旭町	
32	下町自主防災会	令和6年度	下町	
33	七軒町自主防災会	令和6年度	七軒町	
34	金田	小滝苑自主防災会	平成17年度	小滝苑
35		羽田自主防災会	平成24年度	羽田
36		練貫自主防災会	平成27年度	練貫
37		南金丸自主防災会	平成28年度	南金丸
38		乙連沢自主防災会	平成29年度	乙連沢
39		鹿畑地区自主防災会	平成29年度	鹿畑
40		倉骨自主防災会	平成29年度	倉骨
41		赤瀬・北大和久自主防災会	平成30年度	赤瀬・北大和久
42		北金丸自主防災会	平成30年度	北金丸

No.	地区名	組 織 名	結成年度	構成自治会	
43		小滝自主防災会	平成30年度	小滝	
44		上奥沢自主防災会	平成30年度	上奥沢	
45		戸野内・岡自主防災会	平成30年度	戸野内、岡	
46		上深田自主防災会	平成30年度	上深田	
47		中田原自治会自主防災会	平成30年度	中田原	
48		荒屋敷自主防災会	平成30年度	荒屋敷	
49		市野沢自主防災会	令和元年度	市野沢	
50		河原町自主防災会	令和元年度	河原	
51		富池自主防災会	令和元年度	富池	
52		奥沢自主防災会	令和元年度	奥沢	
53		親園	花園自主防災会	平成19年度	花園
54			荻野目自主防災会	平成27年度	荻野目
55	宇田川自主防災会		平成28年度	宇田川	
56	滝岡自主防災会		平成28年度	滝岡	
57	親園北区自主防災会		平成29年度	親園北区	
58	宇田川ニュータウン自主防災会		令和元年度	宇田川ニュータウン	
59	滝沢自主防災会		令和5年度	滝沢	
60	実取自主防災会		令和6年度	実取	
61	野崎	薄葉第2団地自主防災会	平成15年度	薄葉第2団地	
62		中薄葉自主防災会	平成18年度	中薄葉	
63		野崎東町自主防災会	平成19年度	野崎東町	
64		野崎自主防災会	平成20年度	野崎	
65		上薄葉自主防災会	平成20年度	上薄葉	
66		下石上自主防災会	平成22年度	下石上	
67		上石上自主防災会	平成24年度	上石上	
68		野崎ニュータウン自主防災会	平成26年度	野崎ニュータウン	
69		平沢自主防災会	平成27年度	平沢	
70		薄葉第3団地自主防災会	平成30年度	薄葉第3団地	
71	佐久山	琵琶池自主防災会	平成28年度	琵琶池	
72		福原自主防災会	平成28年度	福原	
73		桜町自主防災会	平成28年度	桜町	
74		岩井町自主防災会	平成28年度	岩井町	
75		荒町・松原自主防災会	平成29年度	荒町、松原	
76		新町自主防災会	平成30年度	新町	
77		下町自主防災会	令和元年度	下町	
78		藤沢自主防災会	令和元年度	藤沢	
79	湯津上	佐良土地区自主防災会	平成26年度	佐良土東、佐良土南、佐良土西	
80		小船渡自主防災会	平成27年度	小船渡	
81		湯津上（下）自主防災会	平成29年度	湯津上（下）	
82		狭原自主防災会	平成30年度	狭原	
83	黒羽	北滝自主防災会	平成21年度	北滝	
84		八塩自主防災会	平成22年度	八塩	
85		黒羽田町自主防災会	平成23年度	黒羽田町	
86		亀久自主防災会	平成26年度	亀久	
87		北区自主防災会	平成28年度	北区	

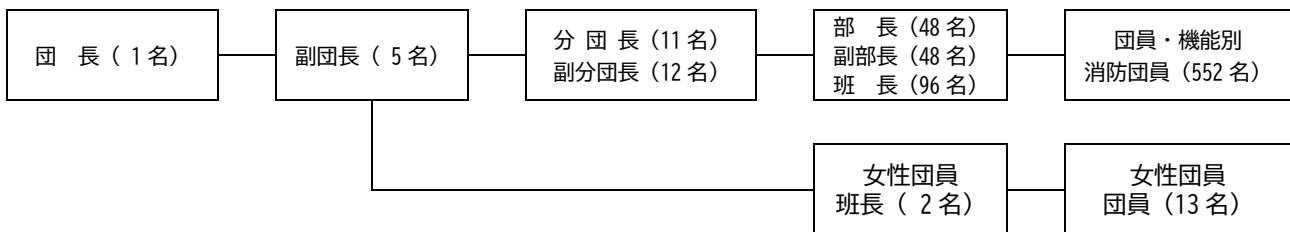
No.	地区名	組 織 名	結成年度	構成自治会
88		南区自主防災会	平成28年度	南区西、南区東
89		矢倉自主防災会	平成29年度	矢倉
90		片田自主防災会	平成29年度	片田
91		前田地区自主防災会	平成30年度	前田2区、前田3区
92		堀之内自主防災会	令和元年度	堀之内
93	川西	桧木沢自主防災会	平成20年度	桧木沢
94		桧木沢サイプレス自主防災会	平成23年度	桧木沢サイプレス
95		下町1区自主防災会	平成27年度	下町1区
96		寒井本郷自主防災会	平成27年度	寒井本郷
97		大豆田自主防災会	平成28年度	大豆田
98		蜂巢自主防災会	平成29年度	蜂巢
99		上町自主防災会	平成29年度	上町
100		築地自主防災会	令和元年度	築地
101		下町第二区自主防災会	令和元年度	下町2区
102		寒井北部自主防災会	令和4年度	寒井北部
103		余瀬自主防災会	令和5年度	余瀬
104	須賀川	川上地域自主防災会	平成21年度	露久保、川上、南方1区、南方2区
105		雲岩寺自主防災会	平成22年度	雲岩寺
106		須佐木下自主防災会	平成22年度	須佐木下
107		須賀川上自主防災会	平成24年度	須賀川上
108		須賀川中自主防災会	平成25年度	須賀川中
109		須賀川下自主防災会	平成26年度	須賀川下
110		須佐木中組自主防災会	平成29年度	須佐木中
111		須佐木上自主防災会	平成30年度	須佐木上
112	両郷	大久保自主防災会	平成18年度	大久保
113		大輪下自主防災会	平成23年度	大輪下
114		大輪上自主防災会	平成24年度	大輪上
115		寺宿自主防災会	平成25年度	寺宿
116		中野内自主防災会	平成27年度	中野内上、中野内下
117		河原自主防災会	平成27年度	河原
118		久野又自主防災会	平成27年度	久野又
119		川田自主防災会	平成28年度	川田
120		両郷自主防災会	平成28年度	両郷
121		木佐美自主防災会	平成28年度	木佐美

2-2 大田原市消防団組織概要

(1) 消防団組織図



(2) 団員数（規則定数）



(3) 各分団構成

令和7年4月1日現在

分団名	部名	区 域
第1分団	第1部	美原1丁目 美原2丁目 美原3丁目 実取（実取団地） 未広1丁目 未広2丁目 未広3丁目 浅香1丁目 浅香2丁目 浅香3丁目 浅香4丁目 浅香5丁目 加治屋
	第2部	本町1丁目 本町2丁目 紫塚1丁目 紫塚2丁目 紫塚3丁目 紫塚4丁目 住吉町1丁目 住吉町2丁目 中央1丁目 中央2丁目 山の手1丁目 山の手2丁目 今泉（紫塚ニュータウン）
	第3部	新富町1丁目 新富町2丁目 新富町3丁目 城山1丁目 城山2丁目 元 町1丁目 元町2丁目 若松町 富士見1丁目 富士見2丁目 若草1丁目 若草2丁目 赤瀬 北大和久
第2分団	第1部	親園（親園北区） 実取（実取団地及び野崎ニュータウンを除く。）
	第2部	親園（親園南区） 滝沢
	第3部	滝岡 花園
	第4部	宇田川 荻野目
第3分団	第1部	中田原 荒井 町島 小滝
	第2部	市野沢 練貫
	第3部	富池 岡 戸野内 今泉（紫塚ニュータウンを除く。）
	第4部	乙連沢
	第5部	羽田
第4分団	第1部	野崎1丁目 野崎2丁目 下石上（野崎東町） 薄葉（上薄葉）
	第2部	薄葉（上薄葉を除く。） 平沢 実取（野崎ニュータウン）
	第3部	上石上

分団名	部 名	区 域
	第4部	下石上（野崎東町を除く。）
第5分団	第1部	佐久山（上町 桜町 岩井町 仲町 大沢）
	第2部	佐久山（下町 新町 荒町 松原）
	第3部	佐久山（佐久山南部 平山） 藤沢 大神（大神南部）
	第4部	大神（大神南部を除く。） 福原
第6分団	第1部	北金丸 南金丸
	第2部	奥沢 上奥沢
	第3部	鹿畑 倉骨
第7分団	第1部	黒羽田町 八塩
	第2部	前田
	第3部	堀の内 北野上（北区）
	第4部	北野上（南区）
	第5部	北滝
	第6部	片田 矢倉
	第7部	亀久
第8分団	第1部	黒羽向町（上町 下町） 大豆田
	第2部	余瀬 黒羽向町（築地）
	第3部	蜂巢
	第4部	松木沢 黒羽向町（奥沢）
	第5部	寒井
第9分団	第1部	中野内 河原
	第2部	両郷
	第3部	大輪 川田
	第4部	大久保 久野又
	第5部	寺宿 木佐美
第10分団	第1部	須佐木（上） 雲岩寺（露久保を除く。）
	第2部	須佐木（中 下）
	第3部	須賀川（上）
	第4部	須賀川（中 下）
	第5部	川上 雲岩寺（露久保） 南方（1 2）
第11分団	第1部	佐良土 蛭畑
	第2部	蛭田 品川 新宿 片府田 中の原の一部
	第3部	狭原 小船渡 湯津上 中の原の一部

（4）消防ポンプ自動車保有状況（令和7年4月1日現在）

	保有台数
普通消防ポンプ自動車	39
小型動力ポンプ付積載車	14
計	53

2-3 個人の防災心得

第1 台風に対する心得

1 台風が近づくことが予測される時の準備

- (1) テレビ、ラジオなどで気象予報、台風情報、防災上の注意事項をよく確認し、その内容に応じた準備をする。台風の進路により被害が予測される時は、深夜でも台風情報等が放送されるので、台風の位置や進路予想、暴風雨圏を確かめる。
- (2) 停電に備えて、懐中電灯、ろうそく、ラジオ等を用意する。
- (3) 避難場所・避難経路を確認しておく。
- (4) 隣近所の人との連絡方法を決めておく。
- (5) 洪水警報、避難指示などが、どういう経路で自分のところに伝達されるかをよく確かめておく。

2 台風等が近づいてきたときの準備

- (1) 飲料水を容器に入れておく。
- (2) 大工道具を準備しておく。
- (3) 洪水、土砂くずれ等の危険がある地域に住んでいる人は、避難に備えて次のものを用意しておく。
 - ア 食糧と飲料水3日分
 - イ 人と人を結べるロープ等
 - ウ 下着類
 - エ 杖となる1.5mほどの棒
 - オ 重要品、貴重品、印鑑等
- (4) 屋根の点検
 - ア 瓦屋根の場合は、風向き軒先、南東の側の瓦などがめくれ易いので、十分調べて、縛ったり、風の入りそうな所に漆喰を詰めるなどする。
 - イ トタン屋根の場合は、その止め方を十分調べて、止め釘の少ない所を釘を増すなどして補強する。
- (5) 窓、出入口には十分注意し、雨戸を閉める。
- (6) 鉄筋の入っていないブロック塀は、倒れることがあるので注意する。

柱に支柱がなく、風の吹き抜ける隙間のない木製の塀は、飛ばされることがあるので注意する。

3 台風が襲ってきた時

- (1) 水害のおそれがある時は、次のことをする。
 - ア 畳は、高い台や机などの上に積み重ねる。
 - イ たんすは、引き出しを抜いて高い所へ置く。
 - ウ 押し入れの下段のものは、できるだけ上段へ移す。
 - エ 電気、ガス、その他の家財道具の処理をする。

特に火の元は、必ず切っておく。
 - オ 学用品の保存に注意する。
- (2) 大雨が続くと地盤がゆるみ、崖くずれの起きる危険があるので十分注意する。
- (3) 堤防の近くに住んでいる場合は、川の水位に注意する。

※河川の水位の確認先

栃木県北部	栃木県（電話応答装置）	TEL 028-623-5751・5752・5753
那珂川・久慈川	常陸河川国道事務所	TEL 029-240-4102

4 避難する時の注意

- (1) 平常時から、避難場所と安全な避難路をよく確認しておく。
- (2) 市町村長等から避難指示があったら、いつでも避難できるよう準備をしておく。
- (3) 傷病者、高齢者、乳幼児などの要配慮者は早めに避難する。
- (4) 避難指示がでたら、まず火の始末をして、戸締りを確認する。
- (5) 携行品としては、非常食糧（少なくとも2食分程度）、飲料水、医薬品、貴重品、認印、現金、着替え衣料、夜間には懐中電灯などが必要である。
- (6) 頭は、帽子、防災頭巾、ヘルメット、座布団などで覆うようにする。
- (7) 裸足、長靴は危険なので、ヒモで締める運動靴等で避難する。
- (8) 洪水時には、水面下に側溝、穴などがあるので、長い棒を杖として安全を確認しながら避難する。
- (9) 単独行動は避け、責任者を中心に高齢者や子どもを先にして、家族又は隣近所揃って避難する。避難に際しては、はぐれないようお互いの体をロープでつなぐ。
- (10) 避難指示は、防災行政無線、サイレン、半鐘等によるほか、巡回やラジオ放送などによって行われることになるので十分に留意するとともに、近隣にも伝える。

5 台風下の行動について

- (1) 外出するときは、目的・行き先・経路・帰宅予定時刻等を知らせておく。
- (2) 壊れそうな塀のそばを通る時は、下敷きにならないよう塀から離れて歩く。
- (3) 道に沿って川や池がある場合は、風に吹き飛ばされないように風上の側へ寄って通る。
- (4) 嵐の中では、お互いの声が届かないので、指揮者はメガホン、携帯用拡声器等を使用する。
- (5) 夜間には懐中電灯などが必要である。懐中電灯にはヒモ等を付け、できるだけ身につけておくようにする。
- (6) 水びたしになり一面水となったときは、知らない道は決して一人では通らない。
- (7) 泳ぎに自信があっても、木材や畳、ゴミなどが多量に流れてきて危険なので注意する。

第2 大地震に対する心得

1 自分を守るための行動

(1) 身の安全を守る行動

ア 机やテーブルに身をかくす

- ・揺れを感じたら、まず丈夫な机やテーブルなどの下に身をかくす。
- ・身近にある座布団などで、頭部を保護する。

イ 非常脱出口を確保する

- ・マンションなどでは地震で扉が歪み開かなくなることがあるので、揺れを感じたら玄関などの扉を開けて非常脱出口を確保する。

ウ あわてて外に飛び出さない

- ・大揺れは1分程度でおさまるので、周囲の状況をよく確認し、あわてて外に飛び出すことなく落ち着いて行動する。

(2) 火災を防ぐ行動

ア すばやく火を始末する

- ・使用中のガス器具、ストーブなどはすばやく火を消す。
- ・ガス器具は元栓を締め、電気器具は電源プラグを抜く。
- ・避難する場合は、ブレーカーを切ってから避難する。

(地震により電気機器が転倒した場合、燃えやすい散乱物などに接触し出火することがある。)

イ 火が出たらまず消火する。

- ・万が一出火した場合は、消火器や三角バケツなどの消火用具でボヤのうちに消し止める。
- ・大声で隣近所に声をかけ、みんなで協力しあって初期消火に努める。

(3) 避難時の行動

ア 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。

- ・避難するときは、必ず徒歩で避難する。
- ・服装は、活動しやすいものとする。
- ・携帯品は、必要品のみにして、背負うようにする。

イ 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近寄らない。

- ・狭い路地や塀ぎわは、瓦などが落ちてきたり、ブロック塀やコンクリート塀が倒れてきたりするので近寄らない。
- ・崖や川べりは、地盤のゆるみで崩れやすくなっている場合があるので近寄らない。

ウ 山崩れ、がけ崩れに注意する。

- ・山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起こりやすいので、自分で素早く決断し、ただちに避難する。

エ 海では津波に注意する。

- ・海岸にいる時に強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで高台などの安全な場所に避難する。
- ・ラジオなどの津波情報をよく聞く。

(4) 正しい情報の入手

- ・テレビ、ラジオの報道に注意して、デマに惑わされないようにする。
- ・市町村役場、消防署、警察署などからの情報には常に注意する。
- ・不要、不急な電話はかけないようにする。特に、消防署等に対する災害状況の問い合わせ等は、消防活動等に支障をきたすので止める。

(5) 協力しあっての救出・救護活動

- ・災害が大きくなると負傷者も多くなり、消防署などの救急活動が間に合わないこともあるので、軽いケガなどの処置は、みんながお互いに協力しあって応急救護を行う。
- ・地域に住んでいる高齢者や乳幼児、障害者などの避難行動要支援者を、みんなが協力しあって救護する。
- ・建物の倒壊や落下物などの下敷きになっている人がいたら、地域みんなが協力しあって救出活動を行う。

[家庭、地域で備えておきたい救出救護用資機材]

- ・懐中電灯、毛布、スコップ、ハンマー、ロープなど。

(6) 自動車運転中の行動

- ・道路の左側か空き地に停車し、エンジンを止める。
- ・カーラジオで災害情報を聴く。
- ・警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。
- ・避難するときは、車の鍵をつけたままにして、徒歩で避難する。

2 普段しておく対策

(1) 防災訓練への参加

- ・市町村などで実施される防災訓練には、隣近所と誘いあって積極的に参加し、防災行動力を身につける。

(2) 家庭での防災会議の実施

- ・大地震の時、家族があわてずに行動できるように、普段から次のことを話し合い、それぞれの分担を決めておく。

[分担を決めておく事項]

- ・わが家の安全点検の実施、避難場所・避難路の確認、家族の安否確認方法。
- ・食糧、身の回り等の3日分相当の家庭内備蓄。救急医薬品や火気などの点検。
- ・避難時に持ち出すものの分担、非常持出袋等の置き場所など。
- ・避難カードを作成し、各自携帯する。

(3) 家の補強

- ・柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているところは補強する。
- ・ブロック塀、石塀の被害は、基準どおりの鉄筋が入っていない、転倒防止の控壁を設けていないなど、加工上の欠陥によるものが多いので、もう一度わが家の塀を点検する。
- ・家具等の転倒、落下防止のため、家具等はトメ金、転倒防止器具などで固定しておく。

(4) 消火器などの備え

- ・“いざという時”のために消火器や消火用水のほか、三角バケツ、風呂水のくみ置きなど、消火に役立つものを普段から用意し、備えておく。

(5) 非常持出品の準備

- ・避難場所での生活に最低限必要な準備をし、また負傷したときに応急手当ができるように準備をしておく。
- ・非常持出袋などは、いつでも持ち出せる場所に備えておく。

(6) 火災を防ぐ

ア 電気火災を防ぐ

- ・地震を感知して自動的に電源を切る感震ブレーカーを設置する場合には、避難上重要な照明器具などの電源が確保されるかを確認する。
- ・電気機器は、どのような安全装置が付いているか確認してから購入する。

イ ガス機器や石油機器の安全な使用

- ・ガスマイコンメータの特性や使い方を理解しておく。
- ・石油ストーブは「対震自動消火装置付」のもの、ガスストーブは「転倒時ガス遮断装置付」

のものを使用する。

- ・ガスこんろ周辺の棚等に載せてある物が落ちないようにする。

(7) 家族の安否確認方法

- ・地震時に落ち合う場所をあらかじめ決めておく。
- ・地震時に安否情報の取り次ぎをしてもらえる親戚、知人等（遠方に住んでいる人であることが必要）を決めておく。
- ・NTT「災害用伝言ダイヤル171」の活用を家族で確認しておく。

第3 火災に対する心得

1 火事を出さないために

- (1) 外出するとき、寝るときには、必ず火の元を確認する。
- (2) ストーブなどの火の側に、燃えやすいものを置かない。
- (3) 風呂の水はくみ置きしておく。
- (4) 消火器、三角バケツ等を家庭に常備しておく。
- (5) たき火は、風の強い日、空気の乾燥している日にはしない。
また、燃えやすいものの付近は避けて、必ず水を用意する。
- (6) 火災警報の出ている時は、屋内の一定の場所以外での喫煙は止める。
- (7) 「寝たばこ」、「たばこの投げ捨て」はせず、喫煙場所を決めておく、灰皿に水を入れておく、火が消えたか確認するなど心がける。
- (8) 子供の火遊びは絶対にさせない。マッチ、ライター等は子供の手の届かないところに置く。
- (9) こんろから離れるときは、必ず火を止める。
- (10) 電気器具は正しく使い、たこ足配線は火災の原因になるのでしない。
- (11) 火薬、危険薬品、発火危険品などの使用に際しては、定められている事項を守り、消防署等に相談してから取り扱う。
- (12) 消防署の予防査察には協力する。

2 出火したときのために

- (1) 心を落ち着けてすぐに消防署に通報し、近所の人にも「大声」で知らせる。
- (2) たとえ小さな火事でも、消防署にすぐ通報する。
- (3) 財産より人の命が大切なことを忘れない。
- (4) 家庭の消火器、近所の人との協力などによる初期消火に努める。
- (5) 火は、煙ほどは大きくないので、心を落ち着けて初期消火に努める。
- (6) 水を煙にかけても火は消えないので、火をよく見て水をかける。
- (7) 油や薬品などは、水をかけたためにかえって火事が大きくなることがある。
- (8) 電気の火事は必ずスイッチを切る。
- (9) 化学製品には有毒ガスが発生するものがあるので特に注意する。
- (10) 着物に火がついたら、走らずに転がるか、布団または毛布をかぶる。
- (11) 消防隊が来たら、燃えている場所をはっきり教える。
- (12) 消防隊の指示に従い、無理な頼み、勝手な指図などの邪魔をしない。
- (13) 近所で火事が発生したときは、出入口、窓などはできるだけ開けない。

- (14) 近所で火事が発生したときは、自分の家が烧けないように屋根や壁等に水を大量にかける。
- (15) 火の中に入るときは、濡れたものをかぶり、濡れたタオルなどで口を覆う。
- (16) 煙の中を逃げるとき、煙の中に入るときは、立たないで腹這いになる。
- (17) 髪の毛には火がつきやすいので注意する。

第4 雷に対する心得

雷光と雷鳴の間隔が近いときは、極めて接近している状態なので次のような点に注意する。

- (1) 屋外で雷鳴が聞こえたら、遠くでもすぐに屋内に避難する。
- (2) 周囲の開けた平地や、山の上等で雷にあった場合は、できるだけ姿勢を低くし、雷鳴の合間を見計らって安全な場所に移る。
- (3) 金属、非金属にかかわらず、傘、ゴルフクラブ等は、頭より高く突き出さない。自転車、オートバイからは降りて避難する。
- (4) 樹木や避雷針のない高い物からは直ぐに離れる。
- (5) 避雷針は、接地線が完全であることを確認する。
- (6) 屋内では、電灯線、電力線、電話線など外部につながった電線とこれに接続している照明器具、電気器具、電話機等から1 m以上、テレビからは2 m以上離れる。水道管、ガス管も屋外に結合しているので1 m以上離れる。
- (7) 電気器具はコンセントから電気プラグを抜く。
- (8) 台所、風呂場等、湿気の多い場所は避ける。
- (9) 濡れた衣類や靴を身につけない。

第5 災害に備え家庭に準備すべきもの

- 1 照明用具・・・懐中電灯（ひもつき）、ろうそく、マッチ、ライター等
- 2 食糧・・・乾パン、飲料水、缶詰等
- 3 炊事道具・・・携帯用ガスコンロ、使い捨て食器等
- 4 応急薬品・・・消毒薬、傷薬、胃腸薬、救急絆創膏、包帯等
- 5 携行用品・・・リュック、風呂敷、ビニール袋等
- 6 情報手段・・・ラジオ、地図、鉛筆等
- 7 その他・・・ヘルメット、頭巾、貴重品類等

2-4 市内社会福祉施設数

令和7年11月現在

施設の種類		箇所数	
児童福祉施設	助産施設	1	
	保育所	11	
	学童保育施設	25	
	幼保連携型認定こども園	3	
	小規模・認可外・事業所内	16	
	医療型障害児入所施設	1	
	児童心理治療施設	1	
障害児通所支援事業所	児童発達支援	12	
	放課後等デイサービス	17	
介護サービス事業所	居宅（通所系）	（地域密着型）通所介護	25
		通所リハビリテーション	5
		短期入所生活介護	11
		短期入所療養介護	3
	居住系サービス	特定施設入所者生活介護	3
	施設サービス	（地域密着型）介護老人福祉施設	12
		介護老人保健施設	2
	地域密着型	小規模多機能型居宅介護	10
		認知症対応型共同生活介護	10
認知症対応型通所介護		1	
障害者福祉サービス事業所	日中活動系	生活介護	14
		自立訓練（生活訓練）	3
		就労移行支援	4
		就労継続支援（A型）	6
		就労継続支援（B型）	15
		短期入所	14
	居住系	施設入所支援	3
		共同生活援助	29
	地域生活支援事業事業所	地域活動支援センターⅡ型	1
地域活動支援センターⅢ型		1	
その他の施設	保健福祉センター	2	
	地域子育て支援拠点	7	
	地域包括支援センター	3	

2-5 市内の現物備蓄の状況

防災備蓄品の品目及び数量等一覧（令和7年12月1日現在）

品目	単位	入庫数量 (防災倉庫等26箇所)
アルファ化米	食	600
レトルト米	食	6,640
菓子パン	食	6,879
クラッカー	食	1,392
飲料水(500ml)	本	26,625
飲料水(2ℓ)	本	2,400
紙おむつ(こども用)	枚	1,226
毛布	枚	3,664
簡易トイレ	基	55
仮設トイレ(マンホールトイレ)	基	14
テント(マンホールトイレ用)	張	14
投光器	基	9
発電機(ガス式含む)	基	29
LEDランタン	基	2
ブルーシート	枚	2,397
折り畳み式簡易ベッド	基	120
段ボールベッド	基	45
段ボールパーテーション	セット	51
パーテーション(段ボール製以外)	基	135
プライベートルーム	基	96
体温計(非接触型)	個	52
マスク(避難者用)	枚	25,350
フェイスシールド	枚	1,140
ゴム手袋	組	30,000
アルミポンチョ	着	610
ポリエチレンガウン	着	590

2-6 山地災害危険地区一覧表

(1) 民有林

令和6年4月1日現在

No.	危険地区区分	危険地区番号	地区名	位置		直接保全対象施設		
				大字	字	人家戸数	公共施設	道路
1	山腹崩壊	210-001	紫塚	紫塚	沼袋	17		他
2	山腹崩壊	210-002	光真寺裏	若草	北町	0		他
3	山腹崩壊	210-003	大田原神社下	若草	北町	3		他
4	山腹崩壊	210-005	赤瀬(1)	赤瀬	道下	5		他
5	山腹崩壊	210-006	赤瀬(2)	赤瀬	山下	7		他
6	山腹崩壊	210-007	宇田川	赤瀬	下赤瀬	0		他
7	山腹崩壊	210-008	大沢	佐久山	湯前後ろ	2		県道
8	山腹崩壊	210-009	実相院	佐久山	大林	4		他
9	山腹崩壊	210-010	佐久山	佐久山	大林	7		他
10	山腹崩壊	210-011	新廟所(1)	佐久山	新廟所	0		他
11	山腹崩壊	210-012	新廟所(2)	佐久山	新廟所	2		他
12	山腹崩壊	210-013	大神	大神	前山	20		他
13	山腹崩壊	210-014	大神下(1)	大神	前山	7		他
14	山腹崩壊	210-015	大神下(2)	大神	前山	8		他
15	山腹崩壊	210-016	大神上	大神	前山	6		他
16	山腹崩壊	210-017	福原(5)	福原	矢畑上	22	1	他
17	山腹崩壊	210-018	福原(4)	福原	坂の上	53		県道
18	山腹崩壊	210-019	福原(1)	福原	前山	0		県道
19	山腹崩壊	210-020	福原(2)	福原	前山	0		県道
20	山腹崩壊	210-021	福原(3)	福原	前山	2		県道
21	山腹崩壊	210-022	四ッ谷	佐久山		0		他
22	山腹崩壊	210-023	新町	佐久山		4		他
23	山腹崩壊	210-024	花塚	佐久山		0		他
24	山腹崩壊	210-025	中田原	中田原		0		他
25	山腹崩壊	210-026	大沢(1)	佐久山	大沢	0		他
26	山腹崩壊	210-027	藤沢	藤沢		8		他
27	山腹崩壊	210-028	羽田	羽田		4		県道
28	山腹崩壊	210-029	山下	北金丸		0		他
29	山腹崩壊	210-030	今泉	今泉		0		他
30	山腹崩壊	210-031	赤瀬(3)	赤瀬	山下	5		他
31	山腹崩壊	210-032	四ッ谷(2)	佐久山	新廟所	0		他
32	山腹崩壊	210-033	福原(6)	福原	前山	1		県道
33	山腹崩壊	210-034	北大和久	北大和久		0		他
34	山腹崩壊	210-035	中野内	中野内	大塚	3		他
35	山腹崩壊	210-036	河原(1)	河原	納戸内	16		県道
36	山腹崩壊	210-037	河原(3)	河原	平山	2		
37	山腹崩壊	210-038	河原(4)	両郷	岩下裏	21		他
38	山腹崩壊	210-039	河原(5)	河原	久保白裏	25		他
39	山腹崩壊	210-040	河原(6)	河原	クルマガ沢	9		他
40	山腹崩壊	210-041	両郷(1)	両郷	中妻	11		他
41	山腹崩壊	210-042	両郷(2)	両郷	高取	5		他
42	山腹崩壊	210-043	両郷(3)	両郷	中妻	1		
43	山腹崩壊	210-044	河原(7)	河原	荒谷	18		他
44	山腹崩壊	210-045	河原(8)	河原	福岡	9		他

No.	危険地区区分	危険地区番号	地区名	位 置		直接保全対象施設		
				大字	字	人家 戸数	公共施設	道路
45	山腹崩壊	210-046	河原（9）	河原	鍛冶内	7		他
46	山腹崩壊	210-047	河原（10）	河原	鍛冶内	9		他
47	山腹崩壊	210-048	河原（11）	河原	鍛冶内	1		他
48	山腹崩壊	210-049	寺宿（3）	寺宿	小滝入	9		他
49	山腹崩壊	210-050	上南方（1）	南方	笹の沢	9		県道
50	山腹崩壊	210-051	上南方（2）	南方	シドキ沢	6		県道
51	山腹崩壊	210-052	上南方（3）	南方	栃の木沢	0		県道
52	山腹崩壊	210-053	上南方（4）	南方	轟沢	9		県道
53	山腹崩壊	210-054	上南方（5）	南方	カバヤマ沢	6		県道
54	山腹崩壊	210-055	上南方（6）	南方	萩阜沢	0		県道
55	山腹崩壊	210-056	上南方（7）	南方	栃の木沢	0		県道
56	山腹崩壊	210-057	大輪（1）	大輪	南山	4		県道
57	山腹崩壊	210-058	大輪（2）	大輪	南山	37		県道
58	山腹崩壊	210-059	大輪（3）	大輪	金山	42		県道
59	山腹崩壊	210-060	大輪（4）	大輪	佐久山ダテ	44		県道
60	山腹崩壊	210-061	川田（1）	大輪		0		他
61	山腹崩壊	210-062	川田（2）	川田	山下	16		県道
62	山腹崩壊	210-063	川田（3）	川田	ゴトマキ	9		他
63	山腹崩壊	210-065	青木（2）	中野内	青木	17		他
64	山腹崩壊	210-066	青木（3）	中野内	中山	1		
65	山腹崩壊	210-067	寺宿（1）	寺宿	東川	11		他
66	山腹崩壊	210-068	稗畑（2）	木佐美	石橋	13		他
67	山腹崩壊	210-069	稗畑（5）	木佐美	石橋	0		他
68	山腹崩壊	210-070	稗畑（6）	木佐美	石橋	1		
69	山腹崩壊	210-071	木佐美（1）	木佐美	石橋	25		他
70	山腹崩壊	210-072	木佐美（2）	木佐美	堀内	17		他
71	山腹崩壊	210-073	富士山（1）	木佐美	堀内	4		他
72	山腹崩壊	210-074	富士山（2）	木佐美	堀内	0		他
73	山腹崩壊	210-075	高取（1）	南方	高取	15		県道
74	山腹崩壊	210-076	高取（2）	南方	高取	16		県道
75	山腹崩壊	210-077	高取（3）	南方	高取	11		県道
76	山腹崩壊	210-078	蛇木（1）	南方	上南方	14		県道
77	山腹崩壊	210-079	蛇木（2）	南方	上南方	5		県道
78	山腹崩壊	210-080	蛇木（3）	南方	上南方	5		県道
79	山腹崩壊	210-081	蛇木（4）	南方	小山沢	7		県道
80	山腹崩壊	210-082	石堀（1）	大輪	南山	17		県道
81	山腹崩壊	210-083	石堀（2）	大輪	下山	17		県道
82	山腹崩壊	210-084	長谷田（1）	大輪	下山	4		他
83	山腹崩壊	210-085	長谷田（2）	大輪	長谷田	0		他
84	山腹崩壊	210-086	長谷田（3）	大輪	南山	12		他
85	山腹崩壊	210-087	久野又（2）	久野又	愛宕山	16		
86	山腹崩壊	210-088	久野又（4）	北野上	町井沢	7		県道
87	山腹崩壊	210-089	高戸屋	北野上	高戸屋	25		県道
88	山腹崩壊	210-090	引橋	北野上	山の田	11		他
89	山腹崩壊	210-091	大塩（1）	北野上	フジオカ	22		県道
90	山腹崩壊	210-092	鹿野	前田	下平	4		他

No.	危険地区区分	危険地区番号	地区名	位 置		直接保全対象施設		
				大字	字	人家 戸数	公共施設	道路
91	山腹崩壊	210-093	前田（1）	前田	郭内	30	1	他
92	山腹崩壊	210-094	愛吉沢（1）	北野上	愛吉	4		他
93	山腹崩壊	210-095	北野上（1）	北野上	シュウジ	21		国道
94	山腹崩壊	210-096	尻高田（1）	北野上	尻高田	23		他
95	山腹崩壊	210-097	尻高田（3）	北野上	滝沢	5		他
96	山腹崩壊	210-098	尻高田（4）	北野上	滝沢	5		他
97	山腹崩壊	210-099	尻高田（5）	北野上	清水内	14		他
98	山腹崩壊	210-100	南方（1）	南方	平清	15		県道
99	山腹崩壊	210-101	南方（2）	南方	平清	7		県道
100	山腹崩壊	210-102	南方（3）	南方	山下	35		県道
101	山腹崩壊	210-103	南方（4）	南方	田中	8		県道
102	山腹崩壊	210-104	浅ヶ沢（1）	南方	浅ヶ沢	6		他
103	山腹崩壊	210-105	浅ヶ沢（2）	南方	浅ヶ沢	7		他
104	山腹崩壊	210-106	浅ヶ沢（3）	南方	浅ヶ沢	4		他
105	山腹崩壊	210-107	浅ヶ沢（4）	南方	浅ヶ沢	1		他
106	山腹崩壊	210-108	川上（1）	川上	原沢	17		県道
107	山腹崩壊	210-109	川上（2）	川上	東山	88		県道
108	山腹崩壊	210-110	露久保（1）	川上	東山	19		県道
109	山腹崩壊	210-111	露久保（2）	雲岩寺	上露久保	29		県道
110	山腹崩壊	210-112	露久保（3）	雲岩寺	上露久保	36		県道
111	山腹崩壊	210-113	露久保（4）	雲岩寺	川中子	5		県道
112	山腹崩壊	210-114	露久保（5）	雲岩寺	南平	34		県道
113	山腹崩壊	210-115	檜沢（1）	雲岩寺	檜沢	17		他
114	山腹崩壊	210-116	檜沢（2）	雲岩寺	小檜沢	9		他
115	山腹崩壊	210-117	田町（1）	前田	西掛	17	2	他
116	山腹崩壊	210-118	田町（2）	前田	愛宕山	72		国道
117	山腹崩壊	210-119	田町（3）	前田	丘の上	3		他
118	山腹崩壊	210-120	北野上（2）	北野上	滝の沢	1		他
119	山腹崩壊	210-121	田沢（2）	北野上	清水内	58		国道
120	山腹崩壊	210-122	八塩（1）	八塩	長峰	33		県道
121	山腹崩壊	210-123	八塩（3）	八塩	南山	20		県道
122	山腹崩壊	210-124	塩畑（1）	北野上	塩畑	18		国道
123	山腹崩壊	210-125	塩畑（2）	北野上	中山	22		国道
124	山腹崩壊	210-126	中山（1）	北野上	中山	7		国道
125	山腹崩壊	210-127	中山（2）	北野上	中山	4		国道
126	山腹崩壊	210-128	中山（3）	北野上	中山	18		国道
127	山腹崩壊	210-129	唐松峠（1）	須佐木	唐松	0		国道
128	山腹崩壊	210-130	唐松峠（2）	須佐木	唐松	3		国道
129	山腹崩壊	210-131	唐松峠（3）	須佐木	掛下	6		国道
130	山腹崩壊	210-132	露久保（6）	雲岩寺	加良美上	22		県道
131	山腹崩壊	210-133	露久保（7）	雲岩寺	加良美上	11		県道
132	山腹崩壊	210-134	露久保（8）	雲岩寺	加良美上	18		県道
133	山腹崩壊	210-135	露久保（9）	雲岩寺	四斗蒔	4		県道
134	山腹崩壊	210-136	雲岩寺（1）	雲岩寺	西輪	95		県道
135	山腹崩壊	210-137	雲岩寺（2）	雲岩寺	木田木	25		県道
136	山腹崩壊	210-138	雲岩寺（3）	雲岩寺	深谷	72		県道

No.	危険地区区分	危険地区番号	地区名	位置		直接保全対象施設		
				大字	字	人家 戸数	公共施設	道路
137	山腹崩壊	210-139	雲岩寺（４）	雲岩寺	深谷	11		県道
138	山腹崩壊	210-140	須佐木（１）	雲岩寺	木田木	6		県道
139	山腹崩壊	210-141	須佐木（２）	雲岩寺	木田木	6		県道
140	山腹崩壊	210-142	須佐木（３）	雲岩寺	深谷	2		県道
141	山腹崩壊	210-143	須佐木（４）	雲岩寺	深谷	5		県道
142	山腹崩壊	210-144	須佐木（５）	須佐木	小田船	17	1	県道
143	山腹崩壊	210-145	須佐木（６）	須佐木	笠木	7		他
144	山腹崩壊	210-146	須佐木（７）	須佐木	ジュウリウチ	13		県道
145	山腹崩壊	210-147	明神峠（１）	須佐木	明神	0		県道
146	山腹崩壊	210-148	明神峠（２）	須佐木	明神	0		他
147	山腹崩壊	210-149	明神峠（３）	須佐木	明神	0		他
148	山腹崩壊	210-150	明神峠（４）	須佐木	明神	0		県道
149	山腹崩壊	210-151	須賀川（１）	須賀川	如来上	42		他
150	山腹崩壊	210-152	須賀川（２）	須賀川	木の間沢	9		県道
151	山腹崩壊	210-153	須賀川（３）	須賀川	明神沢	10		県道
152	山腹崩壊	210-154	須賀川（４）	須賀川	要害	19		県道
153	山腹崩壊	210-155	須賀川（５）	須賀川	片添	14		他
154	山腹崩壊	210-156	根岸	須賀川	要害	8		他
155	山腹崩壊	210-157	北滝（１）	北滝	タテゴゼン	7		他
156	山腹崩壊	210-158	北滝（２）	北滝	松山	18		他
157	山腹崩壊	210-159	笹目（２）	亀久	岩下	14		他
158	山腹崩壊	210-160	亀久（１）	亀久	飛石	0		県道
159	山腹崩壊	210-161	亀久（２）	亀久	飛石	0		県道
160	山腹崩壊	210-162	亀久（３）	亀久	上川戸	12		県道
161	山腹崩壊	210-163	亀久（４）	亀久	上川戸	2		
162	山腹崩壊	210-164	論手（１）	亀久	論手	0		県道
163	山腹崩壊	210-165	論手（２）	亀久	論手	6		県道
164	山腹崩壊	210-166	沼ヶ沢	亀久	論手	3		県道
165	山腹崩壊	210-167	柏久保（１）	須佐木	アケチハラ	5		他
166	山腹崩壊	210-168	柏久保（２）	須佐木	堂ヶ崎	11		他
167	山腹崩壊	210-169	柏久保（３）	須佐木	霧の木沢	32		他
168	山腹崩壊	210-170	鶴居（１）	須佐木	オクミ	17		他
169	山腹崩壊	210-171	鶴居（２）	須佐木	ハイザカ	7		他
170	山腹崩壊	210-172	鶴居（３）	須佐木	北の入	0		他
171	山腹崩壊	210-173	鶴居（４）	須佐木	山崎	42		国道
172	山腹崩壊	210-174	池口	須佐木	池口	32		国道
173	山腹崩壊	210-175	宿（１）	須賀川	コズチ沢	12		県道
174	山腹崩壊	210-176	宿（２）	須賀川	向山	16		県道
175	山腹崩壊	210-177	横山	須賀川	屋敷上	40		県道
176	山腹崩壊	210-178	小元	須賀川	小元沢	3		他
177	山腹崩壊	210-179	上宮	須賀川	屋敷上	17		県道
178	山腹崩壊	210-180	田島	須賀川	屋敷上	41		県道
179	山腹崩壊	210-181	米梨	須賀川	米梨沢	0		他
180	山腹崩壊	210-182	下山田（１）	片田	ノツキ	29		県道
181	山腹崩壊	210-183	帯石（１）	亀久	片倉	0		他
182	山腹崩壊	210-184	帯石（２）	亀久	帯石	12		県道

No.	危険地区区分	危険地区番号	地区名	位 置		直接保全対象施設		
				大字	字	人家 戸数	公共施設	道路
183	山腹崩壊	210-185	矢倉（1）	矢倉	北原	4		県道
184	山腹崩壊	210-186	矢倉（2）	矢倉	北原	45		県道
185	山腹崩壊	210-187	矢倉（3）	矢倉	片桐	22		県道
186	山腹崩壊	210-188	矢倉（4）	矢倉	片根	22		県道
187	山腹崩壊	210-189	清水（1）	須賀川	毒の久保	62		県道
188	山腹崩壊	210-190	清水（3）	須賀川	吉野目沢	6		他
189	山腹崩壊	210-191	石畑（1）	須賀川	下の内	24		県道
190	山腹崩壊	210-192	引橋（2）	北野上		2		他
191	山腹崩壊	210-193	南区	北野上		38		国道
192	山腹崩壊	210-194	北区	北野上		2		県道
193	山腹崩壊	210-195	二渡	北野上		0		他
194	山腹崩壊	210-196	大輪	大輪		14		他
195	山腹崩壊	210-197	柏久保	須佐木		9		他
196	山腹崩壊	210-198	大久保	亀久		13		他
197	山腹崩壊	210-200	横山（2）	須賀川		1		他
198	山腹崩壊	210-201	宿	須賀川		0		他
199	山腹崩壊	210-202	須佐木	須佐木	桐木沢	35		国道
200	山腹崩壊	210-203	富士山	木佐美	富士山	0		他
201	山腹崩壊	210-204	寒井（1）	寒井	大野室	13		他
202	山腹崩壊	210-205	寒井（2）	寒井	大野室	3		他
203	山腹崩壊	210-206	稗畑（7）	木佐美	石橋	11		他
204	山腹崩壊	210-207	阿寺	南方	阿寺	15		県道
205	山腹崩壊	210-208	浅ヶ沢（5）	南方	浅ヶ沢	14		県道
206	山腹崩壊	210-209	塩ノ草	北野上	井戸入	7		他
207	山腹崩壊	210-210	亀久（5）	亀久	上阿戸	6		県道
208	山腹崩壊	210-211	宿（3）	須賀川	コズチ沢	37		県道
209	山腹崩壊	210-212	小元（2）	須賀川	小元沢	8		他
210	山腹崩壊	210-213	田島（2）	須賀川	屋敷上	29		県道
211	山腹崩壊	210-214	田島（3）	須賀川	屋敷上	22		県道
212	山腹崩壊	210-215	笹目（3）	亀久		7		他
213	山腹崩壊	210-216	山王下	北野上		12		県道
214	山腹崩壊	210-217	北滝（3）	北滝	要害山	15		他
215	山腹崩壊	210-218	小元（3）	須賀川	小元沢	7		他
216	山腹崩壊	210-219	片府田	湯津上		14	1	他
217	山腹崩壊	210-220	桜町	佐久山	岡田	6		他
218	山腹崩壊	210-221	富士見	富士見	富士見	1		他
219	山腹崩壊	210-222	佐久山（1）	佐久山		6		
220	山腹崩壊	210-223	若草	若草		2		他
221	山腹崩壊	210-224	羽田	羽田		1		他
222	山腹崩壊	210-225	佐久山（2）	佐久山		4		他
223	山腹崩壊	210-228	久野又	久野又		1		他
224	山腹崩壊	210-229	八塩（4）	八塩		4		他
225	山腹崩壊	210-230	須佐木（8）	須佐木		3		県道
226	山腹崩壊	210-231	須賀川（6）	須賀川		38		県道
227	山腹崩壊	210-232	片田	片田		13		県道
228	山腹崩壊	210-233	須佐木（9）	須佐木		3		県道

No.	危険地区区分	危険地区番号	地区名	位 置		直接保全対象施設		
				大字	字	人家 戸数	公共施設	道路
229	山腹崩壊	210-234	堀の内	堀之内		1		他
230	山腹崩壊	210-235	湯津上中学校裏	湯津上		4		他
231	山腹崩壊	210-236	木佐美（3）	木佐美	石橋木佐美	12		他
232	山腹崩壊	210-237	山王下（2）	北野上	山王下	8		県道
233	山腹崩壊	210-238	須賀川（7）	須賀川	掛畑上	6		他
234	山腹崩壊	210-239	中田原（2）	中田原	下原	0		県道

No.	危険地区区分	危険地区番号	地区名	位 置		直接保全対象施設		
				大字	字	人家 戸数	公共施設	道路
1	崩壊土砂流出	210-001	福原	福原	切道	24		県道
2	崩壊土砂流出	210-002	中野内	中野内	大塚	12		他
3	崩壊土砂流出	210-003	こじれじ沢	河原	ウマコロビ沢	13		他
4	崩壊土砂流出	210-004	くるみが沢	河原	くるみが沢	7		他
5	崩壊土砂流出	210-005	風台沢	両郷	ハチオカ	8		他
6	崩壊土砂流出	210-006	高取	両郷	高取	5		他
7	崩壊土砂流出	210-007	うしろ沢	河原	福岡	4		他
8	崩壊土砂流出	210-008	柳沢（1）	河原	福岡	5		他
9	崩壊土砂流出	210-009	柳沢（2）	河原	山神平	7		他
10	崩壊土砂流出	210-010	上南方（1）	南方	長松沢	4		県道
11	崩壊土砂流出	210-011	上南方（2）	南方	萩阜沢	0		県道
12	崩壊土砂流出	210-012	上南方（3）	南方	萩阜沢	0		県道
13	崩壊土砂流出	210-013	上南方（4）	南方	上南方	1		県道
14	崩壊土砂流出	210-014	上南方（5）	南方	栃の木沢	0		県道
15	崩壊土砂流出	210-015	萩阜沢	南方	萩阜沢	0		県道
16	崩壊土砂流出	210-016	樺山沢	南方	樺山沢	0		県道
17	崩壊土砂流出	210-017	小轟沢	南方	小轟沢	6		県道
18	崩壊土砂流出	210-018	大輪	川田	山下	42		県道
19	崩壊土砂流出	210-020	入小滝（2）	寺宿	入小滝	0		他
20	崩壊土砂流出	210-021	稗畑（1）	木佐美	石橋	4		他
21	崩壊土砂流出	210-022	稗畑（2）	木佐美	石橋	9		他
22	崩壊土砂流出	210-023	稗畑（3）	木佐美	石橋	11		他
23	崩壊土砂流出	210-024	小山沢	南方	小山沢	2		県道
24	崩壊土砂流出	210-025	松山沢	久野又	松山沢	7		他
25	崩壊土砂流出	210-026	愛吉沢	北野上	愛吉入	0		他
26	崩壊土砂流出	210-027	田沢	北野上	田沢	19		国道
27	崩壊土砂流出	210-028	シノヤチ沢	北野上	尻高田入	1		
28	崩壊土砂流出	210-029	材木沢	北野上	尻高田入	0		他
29	崩壊土砂流出	210-030	同平沢	北野上	尻高田入	12		他
30	崩壊土砂流出	210-031	尻高田	北野上	滝沢	5		他
31	崩壊土砂流出	210-032	浅ヶ沢（1）	南方	田中	2		他
32	崩壊土砂流出	210-033	浅ヶ沢（2）	南方	田中	10		県道
33	崩壊土砂流出	210-034	浅ヶ沢（3）	南方	浅ヶ沢	7		他
34	崩壊土砂流出	210-035	露久保	雲岩寺	南平	9		県道
35	崩壊土砂流出	210-036	檜沢（1）	雲岩寺	檜沢	6		他
36	崩壊土砂流出	210-037	檜沢（2）	雲岩寺	檜沢	7		他

No.	危険地区区分	危険地区番号	地区名	位 置		直接保全対象施設		
				大字	字	人家 戸数	公共施設	道路
37	崩壊土砂流出	210-038	檜沢(3)	雲岩寺	檜沢	3		他
38	崩壊土砂流出	210-040	檜沢(5)	雲岩寺	小檜沢	5		他
39	崩壊土砂流出	210-041	中城山	前田	中城山	1		他
40	崩壊土砂流出	210-042	岡沢	黒羽田町	岡沢	0		他
41	崩壊土砂流出	210-043	寅助沢	北野上	寅助	2		他
42	崩壊土砂流出	210-044	八塩	八塩	ミナミタカツハ	13		県道
43	崩壊土砂流出	210-045	日暮沢	北滝	日暮	4		県道
44	崩壊土砂流出	210-046	中山(3)	北野上	中山	3		国道
45	崩壊土砂流出	210-047	中山(2)	北野上	中山	11		国道
46	崩壊土砂流出	210-048	カラミヤゲ沢	雲岩寺	加良美上	5		県道
47	崩壊土砂流出	210-049	雲岩寺(3)	雲岩寺	加良美上	4		他
48	崩壊土砂流出	210-050	雲岩寺(2)	雲岩寺	西輪	16		県道
49	崩壊土砂流出	210-051	雲岩寺(1)	雲岩寺	木田木	0		県道
50	崩壊土砂流出	210-052	田の沢(1)	須佐木	田の沢	105	1	県道
51	崩壊土砂流出	210-053	田の沢(2)	須佐木	田の沢	100	1	県道
52	崩壊土砂流出	210-054	須賀川(1)	須賀川	井戸沢	50		県道
53	崩壊土砂流出	210-055	須賀川(2)	須賀川	堂の入	30		県道
54	崩壊土砂流出	210-056	須賀川(3)	須賀川	家の入	39		県道
55	崩壊土砂流出	210-057	宮本沢	北滝	タテゴゼン	19		県道
56	崩壊土砂流出	210-058	海法地沢(1)	北滝	松ヶ峰	4		他
57	崩壊土砂流出	210-059	海法地沢(2)	北滝	松ヶ峰	18		他
58	崩壊土砂流出	210-060	立沢(1)	北滝	山の神	0		他
59	崩壊土砂流出	210-061	立沢(2)	片田	立沢	0		他
60	崩壊土砂流出	210-062	笹目(1)	亀久	笹目	10		他
61	崩壊土砂流出	210-063	笹目(2)	亀久	深沢	4		他
62	崩壊土砂流出	210-064	柏久保	須佐木	小手谷	7		県道
63	崩壊土砂流出	210-065	論手(1)	亀久	論手	7		県道
64	崩壊土砂流出	210-066	論手(2)	亀久	論手	4		県道
65	崩壊土砂流出	210-067	論手(3)	亀久	論手	0		県道
66	崩壊土砂流出	210-068	桜窪	亀久	論手	0		県道
67	崩壊土砂流出	210-069	亀久	亀久	論手	5		県道
68	崩壊土砂流出	210-070	赤居原	須佐木	城下	17		国道
69	崩壊土砂流出	210-071	城下沢	須佐木	城下	9		国道
70	崩壊土砂流出	210-072	宿	須賀川	和田沢	10		県道
71	崩壊土砂流出	210-073	小元	須佐木	小元沢	6		他
72	崩壊土砂流出	210-074	樽沢	須賀川	樽沢	11		他
73	崩壊土砂流出	210-075	眩内	須賀川	薬師堂	9		県道
74	崩壊土砂流出	210-076	仏沢	須賀川	仏沢	8		県道
75	崩壊土砂流出	210-077	清水沢	須賀川	平ヶ柵	6		県道
76	崩壊土砂流出	210-078	湯舟沢(1)	須賀川	長井沢	2		
77	崩壊土砂流出	210-079	湯舟沢(2)	須賀川	湯舟沢	0		他
78	崩壊土砂流出	210-080	石畑(1)	須賀川	井戸の入	11		県道
79	崩壊土砂流出	210-081	石畑(2)	須賀川	石畑	8		県道
80	崩壊土砂流出	210-082	平渡土	須賀川	ランドウ山	16		
81	崩壊土砂流出	210-083	五本木沢	須賀川	五本木	12		県道
82	崩壊土砂流出	210-084	田中	南方	田中	0		他

No.	危険地区区分	危険地区番号	地区名	位 置		直接保全対象施設		
				大字	字	人家戸数	公共施設	道路
83	崩壊土砂流出	210-085	矢倉Ⅲ	矢倉		6		県道
84	崩壊土砂流出	210-086	山口沢	八塩	北高津原	0		他
85	崩壊土砂流出	210-087	小手谷	北滝	小手谷	0		他
86	崩壊土砂流出	210-088	高取	南方	高取	2		県道
87	崩壊土砂流出	210-089	折骨沢	北野上	愛吉入	0		他
88	崩壊土砂流出	210-090	西ノ入沢	川上	西ノ入	19		県道
89	崩壊土砂流出	210-091	ムグラ沢	川上	西ノ入	5		他
90	崩壊土砂流出	210-092	堰の入沢	川上	堰の入	5		他
91	崩壊土砂流出	210-093	大犬倉沢	雲岩寺	大犬倉	9		県道
92	崩壊土砂流出	210-094	中沢	雲岩寺	中の沢	5		他
93	崩壊土砂流出	210-095	皆沢	須賀川	皆沢	1		他
94	崩壊土砂流出	210-096	藁葉ヶ沢	須賀川	藁葉ヶ沢	2		県道
95	崩壊土砂流出	210-097	論手(4)	亀久	論手	0		県道
96	崩壊土砂流出	210-098	宿(2)	須賀川	向山	38		県道
97	崩壊土砂流出	210-099	青柴田沢	須賀川	処久保	8		他
98	崩壊土砂流出	210-101	巻ヶ沢	須賀川	横山	1		県道
99	崩壊土砂流出	210-102	熊笹沢	北野上	尻高田	0		他
100	崩壊土砂流出	210-103	小田舟	須佐木		2		県道
101	崩壊土砂流出	210-104	大倉入	須賀川	大蔵入	0		他
102	崩壊土砂流出	210-105	茅場沢	須佐木	茅場沢	38		県道
103	崩壊土砂流出	210-106	須賀川(7)	須賀川		31		県道
104	崩壊土砂流出	210-107	須佐木(9)	須佐木		9		国道
105	崩壊土砂流出	210-108	片田(1)	片田		11		県道
106	崩壊土砂流出	210-109	入小滝(3)	寺宿	入小滝	12		他
107	崩壊土砂流出	210-110	如来沢	須賀川	七折	0		他
108	崩壊土砂流出	210-111	須賀川明神	須賀川	明神	0		県道
109	崩壊土砂流出	210-112	大同沢	須賀川	大同沢	0		他
110	崩壊土砂流出	210-113	尻高田入	北野上	尻高田入	2		林道

(2) 国有林

令和6年4月1日現在

No.	危険地区区分	危険地区番号	地区名	位 置		直接保全対象施設	
				大字	国有林名	人家戸数	公共施設・種類
1	山腹崩壊	210-01	田中部落		田中国有林 27 林班	4	林道

No.	危険地区区分	危険地区番号	地区名	位 置		直接保全対象施設	
				大字	国有林名	人家戸数	公共施設・種類
1	崩壊土砂流出	210-001	木佐美	木佐美	富士山国有林 32 林班	1	林道
2	崩壊土砂流出	210-002	清水沢	南方	南方国有林 25 林班	4	県道
3	崩壊土砂流出	210-003	大川沢	南方	田中国有林 27 林班	8	県道/林道/神社

2-7 急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧表

令和6年3月末現在

No.	区域名	場所	区域面積 (ha)	指定日	
1	田町 (風呂の下)	黒羽田町	0.81	S47.10.13	栃告 778号
2	堀之内 (河原町)	堀之内	1.79	S47.10.13	栃告 778号
3	北野上小学校	北野上	0.16	S47.10.13	栃告 778号
4	須賀川小学校	須賀川	0.20	S47.10.13	栃告 778号
5	山の手 (変電所前)	山の手	1.91	S51.02.24	栃告 170号
				H29.11.07	栃告 501号
6	竜頭公園下	山の手	0.18	S53.12.22	栃告 1150号
7	坂上 (岩井坂上)	佐久山上町	0.05	S53.12.22	栃告 1150号
8	小滝	河原	1.19	H07.03.17	栃告 148号
9	滝沢	滝沢	0.12	H08.03.26	栃告 233号
10	實相院下	佐久山	0.94	H14.03.22	栃告 152号
11	浄水場北	紫塚四丁目	0.76	H24.03.30	栃告 167号
				R04.09.02	栃告 432号
12	山の手	山の手	0.09	H29.11.07	栃告 501号
13	下山田	片田	1.29	H29.11.14	栃告 516号

2-8 土砂災害警戒区域 (土石流) 一覧表

(「I」: 人家5戸以上等の箇所、「II」: 人家1~4戸の箇所)

(1) 土石流 (I)

令和6年4月現在

No.	河川名			位置		土砂災害 警戒区域指定	区域指定番号
	水系名	幹川名	溪流名	大字	字		
1	那珂川	武茂川	下坪沢	川田	下坪	H21. 2.24 118	7401
2	那珂川	那珂川	北上大輪沢	大輪	上大輪	H21. 2.24 118	J7401
3	那珂川	野上川	南上大輪沢	大輪	上大輪	H21. 2.24 118	7402
4	那珂川	野上川	田沢	北野上	清水内	H21. 2.24 118	J7428
5	那珂川	野上川	塩ノ草沢	北野上	塩ノ草	H21. 2.24 118	7405
6	那珂川	野上川	南塩ノ草沢	北野上	塩ノ草	H21. 2.24 118	7406
7	那珂川	野上川	塩ノ草沢二号沢	北野上	塩ノ草	H21. 2.24 118	J7437
8	那珂川	松葉川	田町一号沢	前田	黒羽田町	H21. 2.24 118	7407
9	那珂川	松葉川	田町二号沢	前田	黒羽田町	H21. 2.24 118	7408
10	那珂川	武茂川	宮本沢	北滝	根岸	H21. 2.24 118	7409
11	那珂川	武茂川	亀山沢	片田	亀山	H21. 2.24 118	7410
12	那珂川	武茂川	町田二号沢	須佐木	町田	H21. 2.24 118	J7449
13	那珂川	武茂川	柳田三号沢	須佐木	柳田	H21. 2.24 118	7411
14	那珂川	武茂川	柳田一号沢	須佐木	柳田	H21. 2.24 118	7412
15	那珂川	武茂川	柳田二号沢	須佐木	柳田	H21. 2.24 118	J7450
16	那珂川	武茂川	宿沢	雲岩寺	宿	H21. 2.24 118	7413
17	那珂川	武茂川	宿二号沢	雲岩寺	宿	H21. 2.24 118	7414
18	那珂川	武茂川	西の入沢	南方	西の入	H21. 2.24 118	7415
19	那珂川	武茂川	阿寺沢	南方	阿寺	H21. 2.24 118	7416

No.	河 川 名			位 置		土 砂 災 害 警戒区域指定	区域指定番号
	水系名	幹川名	溪流名	大字	字		
20	那珂川	武茂川	東川上沢	南方	川上	H21. 2.24 118	J7483
21	那珂川	武茂川	四斗蒔5号沢	雲巖寺	四斗蒔	H21. 2.24 118	J7483-1
22	那珂川	武茂川	雲岩寺沢	雲岩寺	宿	H21. 2.24 118	7417
23	那珂川	武茂川	上杉ノ内沢	須佐木	杉ノ内	H21. 2.24 118	7418
24	那珂川	武茂川	下杉ノ内沢	須佐木	瀬場	H21. 2.24 118	7419
25	那珂川	武茂川	上瀬場沢	須佐木	瀬場	H21. 2.24 118	J7487
26	那珂川	武茂川	池口沢	須佐木	池口	H21. 2.24 118	J7490
27	久慈川	押川	五本木沢	須賀川	石畑	H21. 2.24 118	7420
28	久慈川	押川	平渡四号沢	須賀川	平渡土	H21. 2.24 118	J7491
29	久慈川	押川	平渡三号沢	須賀川	平渡土	H21. 2.24 118	7421
30	久慈川	押川	平渡二号沢	須賀川	平渡土	H21. 2.24 118	7422
31	久慈川	押川	五宝木沢	須賀川	平渡土	H21. 2.24 118	7423
32	久慈川	押川	肱内二号沢	須賀川	肱内	H21. 2.24 118	J7494
33	久慈川	押川	宿一号沢	須賀川	宿	H21. 2.24 118	7424
34	久慈川	押川	如来八号沢	須賀川	如来	H21. 2.24 118	7425
35	久慈川	押川	如来三号沢	須賀川	如来	H21. 2.24 118	7427
36	久慈川	押川	如来六号沢	須賀川	如来	H21. 2.24 118	7429
37	久慈川	押川	飯の入沢	須賀川	如来	H21. 2.24 118	7430
38	久慈川	押川	横山沢	須賀川	横山	H21. 2.24 118	J74100
39	久慈川	押川	学校沢	須賀川	大久保	H21. 2.24 118	7431
40	久慈川	大道沢川	市場沢	須賀川	市場	H21. 2.24 118	J74101
41	久慈川	押川	仏沢	須賀川	市場	H21. 2.24 118	7432
42	久慈川	押川	槍水沢	須賀川	清水	H21. 2.24 118	7433
43	久慈川	押川	江戸の沢	須賀川	石畑	H21. 2.24 118	7434
44	久慈川	押川	石畑沢	須賀川	石畑	H21. 2.24 118	7435

(2) 土石流(Ⅱ)

令和5年3月31日現在

No.	河 川 名			位 置		土 砂 災 害 警戒区域指定	区域指定番号
	水系名	幹川名	溪流名	大字	字		
1	那珂川	那珂川	長谷田二号沢	大輪	長谷田	H23. 3. 7 86	J7402
2	那珂川	松葉川	薄沢沢	中野内	薄沢	H23. 3. 7 86	J7403
3	那珂川	松葉川	磯上六号沢	両郷	磯上	H23. 3. 7 86	J7404
4	那珂川	松葉川	磯上五号沢	両郷	磯上	H23. 3. 7 86	J7405
5	那珂川	松葉川	磯上四号沢	両郷	磯上	H23. 3. 7 86	J7406
6	那珂川	松葉川	磯上三号沢	両郷	磯上	H23. 3. 7 86	J7407
7	那珂川	松葉川	磯上二号沢	両郷	磯上	H23. 3. 7 86	J7408
8	那珂川	松葉川	不動沢	両郷	磯上	H23. 3. 7 86	J7409
9	那珂川	松葉川	鍛冶内二号沢	河原	鍛冶内	H23. 3. 7 86	J7410
10	那珂川	松葉川	百目鬼沢	河原	鍛冶内	H23. 3. 7 86	J7410-1
11	那珂川	松葉川	鍛冶内三号沢	河原	鍛冶内	H23. 3. 7 86	J7411
12	那珂川	松葉川	鍛冶内四号沢	河原	鍛冶内	H23. 3. 7 86	J7412
13	那珂川	松葉川	鍛冶内沢	河原	鍛冶内	H23. 3. 7 86	J7413
14	那珂川	松葉川	鍛冶内五号沢	河原	鍛冶内	H23. 3. 7 86	J7414
15	那珂川	松葉川	鍛冶内六号沢	河原	鍛冶内	H23. 3. 7 86	J7415
16	那珂川	前松葉川	入小滝一号沢	寺宿	入小滝	H23. 3. 7 86	J7416
17	那珂川	前松葉川	前松葉五号沢	寺宿	寺宿	H23. 3. 7 86	J7417-1
18	那珂川	前松葉川	前松葉四号沢	寺宿	入小滝	H23. 3. 7 86	J7419

No.	河 川 名			位 置		土 砂 災 害 警戒区域指定	区域指定番号
	水系名	幹川名	溪流名	大字	字		
19	那珂川	前松葉川	前松葉沢	寺宿	入小滝	H23. 3. 7 86	J7420
20	那珂川	前松葉川	入小滝二号沢	寺宿	入小滝	H23. 3. 7 86	J7421
21	那珂川	木佐美川	狭間沢	木佐美	稗畑	H23. 3. 7 86	J7421-1
22	那珂川	木佐美川	稗畑沢	木佐美	稗畑	H23. 3. 7 86	J7422
23	那珂川	木佐美川	上稗畑沢	木佐美	稗畑	H23. 3. 7 86	7403
24	那珂川	木佐美川	木佐美川	木佐美	稗畑	H23. 3. 7 86	J7423
25	那珂川	前松葉川	前郷一号沢	木佐美	前郷	H23. 3. 7 86	J7424
26	那珂川	前松葉川	八重俵沢沢	久野又	八重俵沢	H23. 3. 7 86	J7426
27	那珂川	前松葉川	下八重俵沢沢	久野又	八重俵沢	H23. 3. 7 86	J7427
28	那珂川	松葉川	後沢	北野上	愛吉	H23. 3. 7 86	J7427-1
29	那珂川	尻高田川	尻高田六号沢	北野上	尻高田	H23. 3. 7 86	J7428-1
30	那珂川	尻高田川	尻高田三号沢	北野上	尻高田	H23. 3. 7 86	J7429
31	那珂川	尻高田川	尻高田一号沢	北野上	尻高田	H23. 3. 7 86	J7430
32	那珂川	尻高田川	尻高田沢	北野上	尻高田	H23. 3. 7 86	J7431
33	那珂川	尻高田川	尻高田二号沢	北野上	尻高田	H23. 3. 7 86	J7432
34	那珂川	尻高田川	尻高田四号沢	北野上	尻高田	H23. 3. 7 86	J7433
35	那珂川	尻高田川	尻高田五号沢	北野上	尻高田	H23. 3. 7 86	J7434
36	那珂川	野上川	西沢	北野上	塩畑	H23. 3. 7 86	7404
37	那珂川	野上川	塩畑二号沢	北野上	塩畑	H23. 3. 7 86	J7435
38	那珂川	野上川	塩畑三号沢	北野上	塩畑	H23. 3. 7 86	J7436
39	那珂川	野上川	中山三号沢	北野上	中山	H23. 3. 7 86	J7437-1
40	那珂川	野上川	中山一号沢	北野上	中山	H23. 3. 7 86	J7438
41	那珂川	野上川	中山二号沢	北野上	中山	H23. 3. 7 86	J7439
42	那珂川	野上川	上中山沢	北野上	中山	H23. 3. 7 86	J7440
43	那珂川	野上川	唐松沢	北野上	中山	H23. 3. 7 86	J7441
44	那珂川	野上川	御亭山沢	北野上	中山	H23. 3. 7 86	J7442
45	那珂川	松葉川	岡沢	前田	黒羽田町	H23. 3. 7 86	J7443
46	那珂川	松葉川	岡二号沢	黒羽田町	黒羽田町	H23. 3. 7 86	J7443-1
47	那珂川	笹目川	笹目沢	亀久	笹目	H23. 3. 7 86	J7443-2
48	那珂川	亀久川	柏田沢	亀久	論手	H23. 3. 7 86	J7444-1
49	那珂川	那珂川	大久保沢	亀久	大久保	H23. 3. 7 86	J7444-3
50	那珂川	武茂川	赤居原の沢	須佐木	池内	H23. 3. 7 86	J7444-4
51	那珂川	武茂川	上鶴居沢	須佐木	鶴居	H23. 3. 7 86	J7445
52	那珂川	木曾分川	雨蕨一号沢	須佐木	雨蕨	H23. 3. 7 86	J7446
53	那珂川	木曾分川	雨蕨二号沢	須佐木	雨蕨	H23. 3. 7 86	J7447
54	那珂川	木曾分川	雨蕨三号沢	須佐木	雨蕨	H23. 3. 7 86	J7447-1
55	那珂川	武茂川	町田一号沢	須佐木	町田	H23. 3. 7 86	J7448
56	那珂川	武茂川	田の作沢	須佐木	町田	H23. 3. 7 86	J7449-1
57	那珂川	武茂川	加良美上二号沢	雲岩寺	加良美上	H23. 3. 7 86	J7451
58	那珂川	武茂川	加良美上沢	雲岩寺	加良美上	H23. 3. 7 86	J7452
59	那珂川	武茂川	露久保二号沢	雲岩寺	露久保	H23. 3. 7 86	J7453
60	那珂川	武茂川	露久保沢	雲岩寺	露久保	H23. 3. 7 86	J7454
61	那珂川	武茂川	川中沢	雲巖寺	露久保	H23. 3. 7 86	J7454-1
62	那珂川	武茂川	西川上沢	南方	川上	H23. 3. 7 86	J7455
63	那珂川	浅ヶ沢川	上下山沢	南方	下山	H23. 3. 7 86	J7456
64	那珂川	浅ヶ沢川	上下山二号沢	南方	下山	H23. 3. 7 86	J7457
65	那珂川	浅ヶ沢川	上下山四号沢	南方	南方1区	H23. 3. 7 86	J7457-1

No.	河 川 名			位 置		土 砂 災 害 警戒区域指定	区域指定番号
	水系名	幹川名	溪流名	大字	字		
66	那珂川	浅ヶ沢川	浅ヶ沢二号沢	南方	下山	H23. 3. 7 86	J7458
67	那珂川	浅ヶ沢川	上下山三号沢	南方	下山	H23. 3. 7 86	J7460
68	那珂川	浅ヶ沢川	上下山五号沢	南方	南方1区	H23. 3. 7 86	J7460-1
69	那珂川	武茂川	田中二号沢	南方	田中	H23. 3. 7 86	J7460-2
70	那珂川	武茂川	田中沢	南方	田中	H23. 3. 7 86	J7461
71	那珂川	武茂川	大川二号沢	南方	田中	H23. 3. 7 86	J7462
72	那珂川	武茂川	大川四号沢	南方	大川沢	H23. 3. 7 86	J7464
73	那珂川	武茂川	大川五号沢	南方	大川沢	H23. 3. 7 86	J7465
74	那珂川	武茂川	大川六号沢	南方	大川沢	H23. 3. 7 86	J7465-1
75	那珂川	武茂川	下平清水二号沢	南方	平清水	H23. 3. 7 86	J7466
76	那珂川	武茂川	下平清水沢	南方	平清水	H23. 3. 7 86	J7467
77	那珂川	武茂川	平清水沢	南方	平清水沢	H23. 3. 7 86	J7468
78	那珂川	武茂川	阿寺二号沢	南方	阿寺	H23. 3. 7 86	J7469
79	那珂川	武茂川	阿寺三号沢	南方	阿寺	H23. 3. 7 86	J7470
80	那珂川	武茂川	阿寺四号沢	南方	阿寺	H23. 3. 7 86	J7471
81	那珂川	武茂川	上南方六号沢	南方	上南方	H23. 3. 7 86	J7472
82	那珂川	武茂川	上南方三号沢	南方	上南方	H23. 3. 7 86	J7473
83	那珂川	武茂川	上南方八号沢	南方	上南方	H23. 3. 7 86	J7476
84	那珂川	武茂川	梅屋沢支流	南方	上南方	H23. 3. 7 86	J7476-1
85	那珂川	武茂川	小轟沢	南方	上南方	H23. 3. 7 86	J7477
86	那珂川	武茂川	上南方二号沢	南方	上南方	H23. 3. 7 86	J7478
87	那珂川	武茂川	上南方五号沢	南方	上南方	H23. 3. 7 86	J7479
88	那珂川	武茂川	高取二号沢	南方	高取	H23. 3. 7 86	J7480
89	那珂川	武茂川	高取沢	南方	高取	H23. 3. 7 86	J7481
90	那珂川	武茂川	下西の入沢	南方	川上	H23. 3. 7 86	J7482
91	那珂川	武茂川	四斗蒔二号沢	雲岩寺	四斗蒔	H23. 3. 7 86	J7484
92	那珂川	武茂川	四斗蒔三号沢	雲岩寺	四斗蒔	H23. 3. 7 86	J7485
93	那珂川	武茂川	四斗蒔四号沢	雲岩寺	四斗蒔	H23. 3. 7 86	J7486
94	那珂川	武茂川	上の台沢	雲巖寺	雲巖寺	H23. 3. 7 86	J7486-1
95	那珂川	武茂川	瀬場沢	須佐木	瀬場	H23. 3. 7 86	J7488
96	那珂川	武茂川	下瀬場沢	須佐木	瀬場	H23. 3. 7 86	J7489
97	久慈川	押川	五本木二号沢	須賀川	石畑	H23. 3. 7 86	J7490-1
98	久慈川	押川	清水沢	須賀川	清水	H23. 3. 7 86	J7492
99	久慈川	押川	肱内沢	須賀川	肱内	H23. 3. 7 86	J7493
100	久慈川	押川	小元一号沢	須賀川	小元	H23. 3. 7 86	J7495
101	久慈川	押川	小元二号沢	須賀川	小元	H23. 3. 7 86	J7496
102	久慈川	押川	宿四号沢	須賀川	如来	H23. 3. 7 86	J7497
103	久慈川	押川	如来五号沢	須賀川	如来	H23. 3. 7 86	J7498
104	久慈川	押川	如来四号沢	須賀川	如来	H23. 3. 7 86	7426
105	久慈川	押川	如来二号沢	須賀川	如来	H23. 3. 7 86	7428
106	久慈川	押川	宿三号沢	須賀川	如来	H23. 3. 7 86	J7499
107	久慈川	押川	池の作沢	須賀川	大久保	H23. 3. 7 86	J74100-1
108	久慈川	押川	中居沢	須賀川	中居	H23. 3. 7 86	J74102
109	久慈川	押川	湯舟沢	須賀川	中居	H23. 3. 7 86	J74103
110	久慈川	押川	石畑二号沢	須賀川	石畑	H23. 3. 7 86	J74103-1
111	久慈川	押川	下石畑沢	須賀川	石畑	H23. 3. 7 86	J74104

2-9 土砂災害警戒区域（急傾斜地）一覧表

（「Ⅰ」：人家5戸以上等の箇所、「Ⅱ」：人家1～4戸の箇所、「Ⅲ」：人家なし（都市計画区域内等））

(1) 急傾斜地（Ⅰ・自然）

令和6年4月現在

No.	箇所名	位 置		土 砂 災 害 警戒区域指定	区域指定番号
		大字	字		
1	竜城公園下	城山二丁目	角内	H21. 2.24 118	210-I-001
2	浄水場下	紫塚	上山	H21. 2.24 118	210-I-002
3	山の手 変電所前	山の手	稻荷林	H21. 2.24 118	210-I-003
4	光真寺	山の手	稻荷林	H21. 2.24 118	210-I-004
5	前山	若草	前山	H21. 2.24 118	210-I-005
6	正浄寺前	佐久山	上町	H21. 2.24 118	210-I-006
7	坂上 岩井坂上	佐久山	上町	H21. 2.24 118	210-I-007
8	小学校裏	佐久山	上町	H21. 2.24 118	210-I-008
9	大橋下	佐久山	下町	H21. 2.24 118	210-I-009
10	旧前坂沿	佐久山	下町	H21. 2.24 118	210-I-010
11	赤瀬B	赤瀬		H21. 2.24 118	210-I-011
12	実相院下	佐久山	上町	H21. 2.24 118	210-I-012
13	滝沢	滝沢		H21. 2.24 118	210-I-013
14	竜頭公園下A	山の手		H21. 2.24 118	210-I-014
15	浄水場北	紫塚		H21. 2.24 118	210-I-015
16	片府田ⅠA	片府田		R01. 9.20 270	210-I-1019
17	清掃センター	亀久		H21. 2.24 118	406-I-001
18	田町 風呂の下	黒羽田町	風呂の下	H21. 2.24 118	406-I-002
19	田町	黒羽田町	梅林	H21. 2.24 118	406-I-003
20	五輪田	八塩	五輪田	H21. 2.24 118	406-I-004
21	根岸1号	北滝	根岸	H21. 2.24 118	406-I-005
22	片田小学校	片田	亀山	H21. 2.24 118	406-I-006
23	池口	須佐木	池口	H21. 2.24 118	406-I-007
24	雲岩寺	雲岩寺	西輪	H21. 2.24 118	406-I-008
25	根岸2号	須賀川	根岸	H21. 2.24 118	406-I-009
26	須賀川小学校	須賀川	大久保	H21. 2.24 118	406-I-010
27	堀の内 河原町	堀之内	河原町	H21. 2.24 118	406-I-011
28	堀の内	堀之内	堀の内	H21. 2.24 118	406-I-012
29	北野上小学校	北野上	宿	H21. 2.24 118	406-I-013
30	桜田	中野内	桜田	H21. 2.24 118	406-I-014
31	小滝	河原	小滝	H21. 2.24 118	406-I-015
32	磯上	両郷	磯上	H21. 2.24 118	406-I-016
33	如来	須賀川	如来	H21. 2.24 118	406-I-017
34	大塩上	北野上	大塩	H21. 2.24 118	406-I-018
35	日暮	八塩	日暮	H21. 2.24 118	406-I-019
36	矢倉北	片田	矢倉	H21. 2.24 118	406-I-020
37	杉ノ内	須佐木	杉ノ内	H21. 2.24 118	406-I-021
38	上大輪A	大輪	上大輪	H21. 2.24 118	406-I-022
39	郭内A	前田	郭内	H21. 2.24 118	406-I-023
40	清水内B	北野上	清水内	H21. 2.24 118	406-I-024
41	塩ノ草B	北野上	塩ノ草	H21. 2.24 118	406-I-025
42	川上E	雲岩寺	川上	H21. 2.24 118	406-I-026
43	露久保B	雲岩寺	露久保	H21. 2.24 118	406-I-027
44	亀山A	片田	亀山	H21. 2.24 118	406-I-028

No.	箇所名	位 置		土 砂 災 害 警戒区域指定	区域指定番号
		大字	字		
45	横山A	須賀川	横山	H21. 2.24 118	406-I-029
46	北大和久 I A	北大和久		R04. 3.29 182	210-I-1020
47	行屋下 I A	北滝		R04. 3.29 182	210-I-1114
48	山口 I A	八塩		R04. 3.29 182	210-I-1120
49	根岸 I A	須佐木		R04. 3.29 182	210-I-1134
50	木曾分 I A	須佐木		R04. 3.29 182	210-I-1137
51	上大輪 I B	大輪		R04. 3.29 182	210-I-1151
52	西崖 I A	黒羽田町		R04. 3.29 182	210-I-1164
53	中田原 I A	中田原		R04. 3.29 182	210-I-1169
54	富士見一丁目 I A	富士見一丁目		R04. 3.29 182	210-I-1170
55	富士見一丁目 I B	富士見一丁目		R04. 3.29 182	210-I-1171
56	鹿野裏 I A	堀之内		R04. 3.29 182	210-I-1172
57	袋島 I A	薄葉		R04. 3.29 182	210-I-1201
58	青木 I A	中野内		R04. 3.29 182	210-I-1202
59	湯坂前 I A	余瀬		R04. 3.29 182	210-I-1203
60	青木 I B	中野内		R04. 3.29 182	210-I-1204
61	田中 I A	南方		R04. 3.29 182	210-I-1241
62	雲岩寺 I A	北野上		R04. 3.29 182	210-I-1250
63	雲岩寺 I B	北野上		R04. 3.29 182	210-I-1251
64	清水内 I E	北野上		R04. 3.29 182	210-I-1266
65	中ノ内 I A	河原		R04. 3.29 182	210-I-1303
66	福岡 I A	河原		R04. 3.29 182	210-I-1314
67	高取 I A	両郷		R04. 3.29 182	210-I-1320(1) 210-I-1320(2)
68	岡平 I A	両郷		R04. 3.29 182	210-I-1323

(2) 急傾斜地 (Ⅱ・自然)

令和6年4月現在

No.	箇所名	位 置		土 砂 災 害 警戒区域指定	区域指定番号
		大字	字		
1	竜頭公園下	山の手	稻荷林	H21. 2.24 118	210-II-001
2	赤瀬A	赤瀬		H21. 2.24 118	210-II-003
3	倉骨東部A	倉骨	倉骨東部	H21. 2.24 118	210-II-004
4	大神A	大神	大神	H21. 2.24 118	210-II-005
5	橋本町	大豆田	橋本町	H23. 3. 7 86	406-II-001
6	下山田	片田	下山田	H23. 3. 7 86	406-II-002
7	矢倉	矢倉		H23. 3. 7 86	406-II-003
8	亀久	亀久	帯石	H23. 3. 7 86	406-II-004
9	大久保	亀久	大久保	H23. 3. 7 86	406-II-005
10	木曾分	須佐木	木曾分	H23. 3. 7 86	406-II-006
11	柳田	須佐木	柳田	H23. 3. 7 86	406-II-007
12	坂之上	須賀川	坂之上	H23. 3. 7 86	406-II-008
13	小元	須賀川	小元	H23. 3. 7 86	406-II-009
14	二番組	北野上	大塩	H23. 3. 7 86	406-II-010
15	高戸屋	北野上	高戸屋	H23. 3. 7 86	406-II-011
16	愛吉	北野上	愛吉	H23. 3. 7 86	406-II-012
17	清水内	北野上	清水内	H23. 3. 7 86	406-II-013
18	三霞	大輪	三霞	H23. 3. 7 86	406-II-014

No.	箇所名	位置		土砂災害 警戒区域指定	区域指定番号
		大字	字		
19	米賀	木佐美	米賀	H23. 3. 7 86	406-II-015
20	館の越	余瀬	館の越	H23. 3. 7 86	406-II-017
21	横道	中野内	横道	H23. 3. 7 86	406-II-018
22	薄沢A	中野内	薄沢	H23. 3. 7 86	406-II-019
23	小滝A	河原	小滝	H21. 2.24 118	406-II-020
24	鍛冶内A	河原	鍛冶内	H23. 3. 7 86	406-II-021
25	入小滝A	寺宿	入小滝	H23. 3. 7 86	406-II-022
26	入小滝B	寺宿	入小滝	H23. 3. 7 86	406-II-023
27	稗畑A	木佐美	稗畑	H23. 3. 7 86	406-II-024
28	稗畑B	木佐美	稗畑	H23. 3. 7 86	406-II-025
29	稗畑C	木佐美	稗畑	H23. 3. 7 86	406-II-026
30	稗畑D	木佐美	稗畑	H23. 3. 7 86	406-II-027
31	稗畑E	木佐美	稗畑	H23. 3. 7 86	406-II-028
32	久野又A	久野又		H23. 3. 7 86	406-II-029
33	上大輪B	大輪	上大輪	H23. 3. 7 86	406-II-030
34	石堀A	大輪	石堀	H23. 3. 7 86	406-II-031
35	女鹿子島A	桧木沢	女鹿子島	H23. 3. 7 86	406-II-032
36	前田A	前田	前田	H23. 3. 7 86	406-II-033
37	岡沢A	黒羽田町		H23. 3. 7 86	406-II-034
38	岡沢B	黒羽田町		H23. 3. 7 86	406-II-035
39	清水内A	北野上	清水内	H23. 3. 7 86	406-II-036
40	清水内C	北野上	清水内	H23. 3. 7 86	406-II-037
41	清水内D	北野上	清水内	H23. 3. 7 86	406-II-038
42	尻高田A	北野上	尻高田	H23. 3. 7 86	406-II-039
43	尻高田B	北野上	尻高田	H23. 3. 7 86	406-II-040
44	尻高田C	北野上	尻高田	H23. 3. 7 86	406-II-041
45	尻高田D	北野上	尻高田	H23. 3. 7 86	406-II-042
46	尻高田E	北野上	尻高田	H23. 3. 7 86	406-II-043
47	塩畑A	北野上	塩畑	H23. 3. 7 86	406-II-044
48	塩畑B	北野上	塩畑	H23. 3. 7 86	406-II-045
49	塩畑C	北野上	塩畑	H23. 3. 7 86	406-II-046
50	塩ノ草A	北野上	塩ノ草	H23. 3. 7 86	406-II-047
51	中山A	北野上	中山	H23. 3. 7 86	406-II-048
52	根岸A	北滝	根岸	H23. 3. 7 86	406-II-049
53	小手沢A	北滝	小手沢	H23. 3. 7 86	406-II-050
54	小手沢B	北滝	小手沢	H23. 3. 7 86	406-II-051
55	上南方B	南方	上南方	H23. 3. 7 86	406-II-052
56	上南方C	南方	上南方	H23. 3. 7 86	406-II-053
57	上南方D	南方	上南方	H23. 3. 7 86	406-II-054
58	上南方E	南方	上南方	H23. 3. 7 86	406-II-055
59	上南方F	南方	上南方	H23. 3. 7 86	406-II-056
60	上南方G	南方	上南方	H23. 3. 7 86	406-II-057
61	阿寺A	南方	阿寺	H23. 3. 7 86	406-II-058
62	阿寺B	南方	阿寺	H23. 3. 7 86	406-II-059
63	平清水A	南方	平清水	H23. 3. 7 86	406-II-060
64	平清水C	南方	平清水	H23. 3. 7 86	406-II-062
65	平清水D	南方	平清水	H23. 3. 7 86	406-II-063

No.	箇所名	位置		土砂災害 警戒区域指定	区域指定番号
		大字	字		
66	大川沢B	南方	大川沢	H23. 3. 7 86	406-II-065
67	大川沢C	南方	大川沢	H23. 3. 7 86	406-II-066
68	下山A	南方	下山	H23. 3. 7 86	406-II-067
69	下山B	南方	下山	H23. 3. 7 86	406-II-068
70	下山C	南方	下山	H23. 3. 7 86	406-II-069
71	下山D	南方	下山	H23. 3. 7 86	406-II-070
72	川上A	雲岩寺	川上	H23. 3. 7 86	406-II-071
73	川上B	雲岩寺	川上	H23. 3. 7 86	406-II-072
74	川上C	雲岩寺	川上	H23. 3. 7 86	406-II-073
75	川上D	雲岩寺	川上	H23. 3. 7 86	406-II-074
76	川上F	雲岩寺	川上	H23. 3. 7 86	406-II-075
77	川上G	雲岩寺	川上	H23. 3. 7 86	406-II-076
78	露久保A	雲岩寺	露久保	H23. 3. 7 86	406-II-077
79	露久保C	雲岩寺	露久保	H23. 3. 7 86	406-II-078
80	四斗蒔A	雲岩寺	四斗蒔	H23. 3. 7 86	406-II-079
81	四斗蒔B	雲岩寺	四斗蒔	H23. 3. 7 86	406-II-080
82	四斗蒔C	雲岩寺	四斗蒔	H23. 3. 7 86	406-II-082
83	四斗蒔D	雲岩寺	四斗蒔	H23. 3. 7 86	406-II-083
84	加良美上A	雲岩寺	加良美上	H23. 3. 7 86	406-II-084
85	杉の内A	須佐木	杉の内	H23. 3. 7 86	406-II-085
86	柏久保A	須佐木	柏久保	H23. 3. 7 86	406-II-086
87	柏久保B	須佐木	柏久保	H23. 3. 7 86	406-II-087
88	鶴居A	須佐木	鶴居	H23. 3. 7 86	406-II-088
89	論手A	亀久	論手	H23. 3. 7 86	406-II-089
90	論手B	亀久	論手	H23. 3. 7 86	406-II-090
91	論手C	亀久	論手	H23. 3. 7 86	406-II-091
92	論手D	亀久	論手	H23. 3. 7 86	406-II-092
93	論手E	亀久	論手	H23. 3. 7 86	406-II-093
94	論手F	亀久	論手	H23. 3. 7 86	406-II-094
95	帯石A	亀久	帯石	H23. 3. 7 86	406-II-095
96	大久保A	亀久	大久保	H23. 3. 7 86	406-II-096
97	大久保B	亀久	大久保	H23. 3. 7 86	406-II-097
98	片田A	片田	片田	H23. 3. 7 86	406-II-098
99	下山田A	片田	下山田	H23. 3. 7 86	406-II-099
100	矢倉北A	片田	矢倉	H23. 3. 7 86	406-II-100
101	矢倉A	片田	矢倉	H23. 3. 7 86	406-II-101
102	矢倉B	片田	矢倉	H23. 3. 7 86	406-II-102
103	如来A	須賀川	如来	H23. 3. 7 86	406-II-103
104	如来B	須賀川	如来	H23. 3. 7 86	406-II-104
105	宿A	須賀川	宿	H23. 3. 7 86	406-II-105
106	宿B	須賀川	宿	H23. 3. 7 86	406-II-106
107	小元A	須賀川	小元	H23. 3. 7 86	406-II-107
108	小元B	須賀川	小元	H23. 3. 7 86	406-II-108
109	小元C	須賀川	小元	H23. 3. 7 86	406-II-109
110	小元D	須賀川	小元	H23. 3. 7 86	406-II-110
111	樽沢A	須賀川	樽沢	H23. 3. 7 86	406-II-111
112	肱内A	須賀川	大久保	H23. 3. 7 86	406-II-112

No.	箇所名	位置		土砂災害 警戒区域指定	区域指定番号
		大字	字		
113	肱内B	須賀川	大久保	H23. 3. 7 86	406-II-113
114	米梨沢A	須賀川	市場	H23. 3. 7 86	406-II-114
115	竹の内沢A	須賀川	市場	H23. 3. 7 86	406-II-115
116	竹の内沢B	須賀川	市場	H23. 3. 7 86	406-II-116
117	清水A	須賀川	清水	H23. 3. 7 86	406-II-117
118	清水A	須賀川	清水	H23. 3. 7 86	406-II-118
119	清水B	須賀川	清水	H23. 3. 7 86	406-II-119
120	中居A	須賀川	中居	H23. 3. 7 86	406-II-120
121	石畑A	須賀川	石畑	H23. 3. 7 86	406-II-121
122	石畑B	須賀川	石畑	H23. 3. 7 86	406-II-122
123	宿ⅡC	須賀川	宿	R01. 9.20 266	210-II-1001
124	肱内ⅡC	須賀川	肱内	R01. 9.20 266	210-II-1002
125	石畑ⅡC	須賀川	石畑	R01. 9.20 266	210-II-1003
126	横山ⅡB	須賀川	横山	R01. 9.20 266	210-II-1004
127	坂之上ⅡB	須賀川	如来	R01. 9.20 266	210-II-1005
128	樽沢ⅡC	須賀川	樽沢	R01. 9.20 266	210-II-1006
129	清水ⅡC	須賀川	清水	R01. 9.20 266	210-II-1007
130	清水ⅡD	須賀川	清水	R01. 9.20 266	210-II-1008
131	小元ⅡE	須賀川	小元	R01. 9.20 266	210-II-1009
132	樽沢ⅡB	須賀川	樽沢	R01. 9.20 266	210-II-1010
133	倉入沢ⅡA	須賀川	如来	R01. 9.20 266	210-II-1011
134	肱内沢ⅡA	須賀川	肱内	R01. 9.20 266	210-II-1012
135	如来ⅡC	須賀川	如来	R01. 9.20 266	210-II-1013
136	如来ⅡD	須賀川	如来	R01. 9.20 266	210-II-1014
137	大道沢ⅡA	須賀川	市場	R01. 9.20 266	210-II-1015
138	鹿畑ⅡA	鹿畑	西鹿畑	R01. 9.20 266	210-II-1017
139	宇田川ⅡA	宇田川	宇田川	R01. 9.20 266	210-II-1018
140	亀山ⅡB	亀久	亀久	R01. 9.20 266	210-II-1021
141	亀久ⅡB	亀久	亀久	R01. 9.20 266	210-II-1022
142	大久保ⅡG	亀久	大久保	R01. 9.20 266	210-II-1023
143	下山田ⅡB	亀久	下山田	R01. 9.20 266	210-II-1024
144	大久保ⅡF	亀久	大久保	R01. 9.20 266	210-II-1025
145	大久保ⅡE	亀久	大久保	R01. 9.20 266	210-II-1026
146	大久保ⅡC	亀久	大久保	R01. 9.20 266	210-II-1027
147	大久保ⅡD	亀久	大久保	R01. 9.20 266	210-II-1028
148	笹目ⅡA	亀久		R04. 3.29 182	210-II-1100
149	須麦ⅡA	亀久		R04. 3.29 182	210-II-1101
150	井戸沢ⅡA	亀久		R04. 3.29 182	210-II-1102
151	田ノ入ⅡA	亀久		R04. 3.29 182	210-II-1103
152	羽貫平ⅡA	亀久		R04. 3.29 182	210-II-1104
153	深沢ⅡA	亀久		R04. 3.29 182	210-II-1105
154	深沢ⅡB	亀久		R04. 3.29 182	210-II-1106
155	片倉ⅡA	亀久		R04. 3.29 182	210-II-1107
156	帯石ⅡA	亀久		R04. 3.29 182	210-II-1108
157	上河戸ⅡA	亀久		R04. 3.29 182	210-II-1109
158	根元ⅡA	北滝		R04. 3.29 182	210-II-1110(1)
					210-II-1110(2)

No.	箇所名	位置		土砂災害 警戒区域指定	区域指定番号
		大字	字		
159	平部ⅡA	北滝		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1111(1)
					210-Ⅱ-1111(2)
160	法地ⅡA	北滝		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1112(1)
					210-Ⅱ-1112(2)
161	小手沢ⅡA	北滝		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1113
162	平部ⅡA	北滝		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1115
163	岡沢添ⅡA	八塩		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1116
164	五倫田ⅡA	八塩		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1117
165	山根ⅡA	八塩		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1119
166	岡沢添ⅡB	八塩		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1121
167	木曾分ⅡA	須佐木		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1122
168	滑ヶ作ⅡA	須佐木		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1123
169	鹿ノ作ⅡA	須佐木		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1124
170	田沢ⅡA	須佐木		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1125
171	笠木ⅡA	須佐木		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1126
172	東沢ⅡA	須佐木		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1127
173	仏供内ⅡA	須佐木		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1128
174	町入ⅡA	須佐木		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1130
175	茗荷ⅡA	須佐木		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1131
176	木曾分ⅡB	須佐木		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1132
177	谷津ⅡA	須佐木		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1133
178	木曾分ⅡC	須佐木		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1135
179	上り内ⅡA	須佐木		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1136
180	木曾分ⅡD	須佐木		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1138
181	斧久保ⅡA	大輪		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1152
182	斧久保ⅡB	大輪		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1153
183	柏木ⅡA	大輪		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1154
184	石堀ⅡB	大輪		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1155
185	寺脇ⅡA	大輪		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1156
186	富貴田ⅡA	河原		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1157
187	小滝ⅡA	河原		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1158
188	丸山ⅡA	北野上		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1159
189	西ノ宮ⅡA	北野上		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1160
190	藤カラⅡA	北野上		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1161
191	山王下ⅡA	北野上		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1162
192	岡台ⅡA	黒羽田町		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1163
193	富池ⅡA	富池		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1166
194	中田原ⅡA	中田原		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1167
195	中田原ⅡB	中田原		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1168
196	小林ⅡA	堀之内		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1173
197	郭内ⅡA	前田		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1174
198	町島ⅡA	町島		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1175
199	紫塚三丁目ⅡA	紫塚三丁目		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1176
200	力ノ内ⅡA	両郷		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1178
201	西山ⅡA	大久保		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1201
202	大塚ⅡA	中野内		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1202
203	青木ⅡA	中野内		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1203

No.	箇所名	位置		土砂災害 警戒区域指定	区域指定番号
		大字	字		
204	山蔭Ⅱ A (1)	中野内		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1204(1)
	山蔭Ⅱ A (2)			R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1204(2)
205	山木戸Ⅱ A	福原		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1205
206	大沢Ⅱ A	佐久山		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1206
207	上野原Ⅱ A	川田		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1207
208	上野Ⅱ A	川田		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1208
209	大塚Ⅱ B	中野内		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1209
210	矢組Ⅱ A	寒井		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1210
211	八斗蒔沢Ⅱ A	久野又		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1211
212	前ノ内Ⅱ A	中野内		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1212
213	西山Ⅱ B	大久保		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1213
214	馬場Ⅱ A	南金丸		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1214
215	明神前Ⅱ A	寒井		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1215
216	湯坂Ⅱ A	北金丸		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1216
217	山王Ⅱ A	福原		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1217
218	八重俵沢Ⅱ	久野又		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1218
219	前坂Ⅱ A	佐久山		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1219
220	但場久保Ⅱ A	佐久山		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1220
221	稗畑Ⅱ F	木佐美		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1221
222	前郷Ⅱ A	木佐美		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1222
223	前郷Ⅱ B	木佐美		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1223
224	前郷Ⅱ C	木佐美		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1224
225	稗畑Ⅱ G	木佐美		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1225
226	下山Ⅱ E	南方		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1226
227	上南方Ⅱ H	南方		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1227
228	上南方Ⅱ I	南方		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1229
229	上南方Ⅱ J	南方		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1230
230	阿寺Ⅱ C	南方		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1231
231	阿寺Ⅱ D	南方		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1232
232	阿寺Ⅱ E	南方		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1233
233	阿寺Ⅱ F	南方		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1234
234	高取Ⅱ A	南方		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1236
235	平清水Ⅱ E	北野上		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1238
236	平清水Ⅱ F	北野上		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1239
237	田中Ⅱ B	南方		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1240
238	西ノ入Ⅱ A	南方		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1242
239	露久保Ⅱ D	雲岩寺		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1244
240	露久保Ⅱ F	雲岩寺		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1245
241	露久保Ⅱ G	雲岩寺		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1246
242	露久保Ⅱ E	雲岩寺		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1247
243	四斗蒔Ⅱ D	雲岩寺		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1248
244	四斗蒔Ⅱ E	雲岩寺		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1249
245	中山Ⅱ E	北野上		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1252
246	中山Ⅱ D	北野上		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1253
247	中山Ⅱ C	北野上		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1254
248	中山Ⅱ B	北野上		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1255
249	塩ノ草Ⅱ C	北野上		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1256

No.	箇所名	位置		土砂災害 警戒区域指定	区域指定番号
		大字	字		
250	塩畑ⅡH	北野上		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1257
251	塩畑ⅡG	北野上		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1258
252	塩畑ⅡF	北野上		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1259
253	塩畑ⅡE	北野上		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1260
254	塩畑ⅡD	北野上		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1261
255	尻高田ⅡF	北野上		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1262
256	尻高田ⅡG	北野上		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1263
257	清水内ⅡG	北野上		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1264
258	清水内ⅡF	北野上		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1265
259	鉢木ⅡA	北野上		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1267
260	愛吉ⅡA	北野上		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1268
261	薄沢ⅡA	河原		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1301(1)
				R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1301(2)
262	入小滝ⅡA	寺宿		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1302
263	関根ⅡA	両郷		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1305
264	大沢ⅡA	寺宿		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1306
265	五本松ⅡA	寺宿		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1307
266	入小滝ⅡB	寺宿		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1308
267	東川添ⅡA	寺宿		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1309
268	横林ⅡA	河原		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1310
269	磯上ⅡA	両郷		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1311(1)
				R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1311(2)
				R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1311(3)
				R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1311(4)
270	薄沢ⅡB	河原		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1312
271	鍛冶内ⅡA	河原		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1315(1)
				R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1315(2)
272	鍛冶内ⅡB	河原		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1316(1)
				R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1316(2)
				R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1316(3)
273	八岡ⅡA	両郷		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1318
274	中妻ⅡA	両郷		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1319(1)
				R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1319(2)
				R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1319(3)
275	小白井ⅡA	両郷		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1321(1)
				R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1321(2)
276	高取ⅡA	両郷		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1322
277	鍛冶内ⅡC	河原		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1324
278	鍛冶内入ⅡA	河原		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1325
279	入小滝ⅡC	寺宿		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1326
280	入小滝ⅡD	寺宿		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1327
281	入小滝ⅡE	寺宿		R04. 3.29 182	210-Ⅱ-1328

(3) 急傾斜地 (Ⅲ)

令和6年4月現在

No.	箇所名	位 置		土 砂 災 害 警戒区域指定	区域指定番号
		大字	字		
1	大神 a	大神		H25. 3.29 206	210-Ⅲ-001
2	大神 b	大神		H25. 3.29 206	210-Ⅲ-002
3	入小滝 a	寺宿	入小滝	H25. 3.29 206	406-Ⅲ-001
4	上南方 a	南方	上南方	H25. 3.29 206	406-Ⅲ-002
5	上大輪 a	大輪	上大輪	H25. 3.29 206	406-Ⅲ-003
6	石堀 a	大輪	石堀	H25. 3.29 206	406-Ⅲ-004
7	稗畑 a	木佐美	稗畑	H25. 3.29 206	406-Ⅲ-005
8	高戸屋 a	北野上	高戸屋	H25. 3.29 206	406-Ⅲ-006
9	清水内 a	北野上	清水内	H25. 3.29 206	406-Ⅲ-007
10	尻高田 a	北野上	尻高田	H25. 3.29 206	406-Ⅲ-008
11	雨蕨 a	須佐木	雨蕨	H25. 3.29 206	406-Ⅲ-009
12	如来 a	須賀川	如来	H25. 3.29 206	406-Ⅲ-010
13	亀山 a	片田	亀山	H25. 3.29 206	406-Ⅲ-011
14	亀久 a	亀久	亀久	H25. 3.29 206	406-Ⅲ-012
15	論手 a	亀久	論手	H25. 3.29 206	406-Ⅲ-013
16	鶴居 a	須佐木	鶴居	H25. 3.29 206	406-Ⅲ-014
17	小元 a	須賀川	小元	H25. 3.29 206	406-Ⅲ-015
18	小元 b	須賀川	小元	H25. 3.29 206	406-Ⅲ-016
19	石畑 a	須賀川	石畑	H25. 3.29 206	406-Ⅲ-017
20	竹の内沢ⅢC	須賀川		R01. 9.20 266	210-Ⅲ-1016
21	田中ⅢA	八塩		R04. 3.29 182	210-Ⅲ-1118
22	越丸ⅢA	須佐木		R04. 3.29 182	210-Ⅲ-1129
23	三霞ⅢA	大輪		R04. 3.29 182	210-Ⅲ-1150
24	岡沢ⅢA	黒羽田町		R04. 3.29 182	210-Ⅲ-1165
25	岡沢添ⅢA	八塩		R04. 3.29 182	210-Ⅲ-1177
26	大塚ⅢA	中野内		R04. 3.29 182	210-Ⅲ-1201
27	小郷野道下ⅢA	藤沢		R04. 3.29 182	210-Ⅲ-1202
28	八重俵沢ⅢA	久野又		R04. 3.29 182	210-Ⅲ-1203
29	上南方ⅢB	南方		R04. 3.29 182	210-Ⅲ-1228
30	阿寺ⅢA	南方		R04. 3.29 182	210-Ⅲ-1235
31	高取ⅢA	南方		R04. 3.29 182	210-Ⅲ-1237
32	西ノ入ⅢA	南方		R04. 3.29 182	210-Ⅲ-1243
33	鍛冶内ⅢA	河原		R04. 3.29 182	210-Ⅲ-1304
34	福岡ⅢA	河原		R04. 3.29 182	210-Ⅲ-1313
35	鍛冶内ⅢA	河原		R04. 3.29 182	210-Ⅲ-1317

2-10 土砂災害警戒区域（地すべり）一覧表

令和6年4月現在

箇所名	河川名			位置		土砂災害警戒区域指定
	水系名	河川名	溪流名	大字	字	
明神峠	那珂川	武茂川	不動沢	須佐木		H23. 3. 7 86

2-11 重要水防箇所一覧表

(栃木県の管理区間)

No.	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所地先名		延長(m)	対策水防工法
		種別	階級		大字	字		
1	那珂川	堤体強度	A	左	八塩		80	シート張り 木流し
2	蛇尾川	堤体強度	B	左	北大和久	千丈橋下	206	シート張り
3	鹿島川	堤防断面	A	左右	本町 新富町	上流端 3丁目	940	積土のう
4	湯坂川	堤防高	A	左	黒羽向町	堂川合流点	100	積土のう
5	押川	堤防高	B	左	須賀川	波止橋上	20	積土のう
6	押川	堤防断面	B	右	須賀川	波止橋下	80	積土のう
	小計	6箇所					1426	

(国の管理区間)

No.	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所地先名		延長(m)	対策水防工法
		種別	階級		大字	字		
1	那珂川	基礎地盤漏水 堤体漏水	B B	右	佐良土	85.5k~ 85.0k 上 270m	230	月の輪 シート張り

2-12 水防倉庫・水防資機材一覧

令和7年3月31日現在

倉庫名	福原水防倉庫	野崎水防倉庫	佐久山水防倉庫	中田原水防倉庫	黒羽水防倉庫	湯津上水防倉庫	
河川名	箒川	箒川	箒川	蛇尾川 熊川 湯坂川	那珂川	那珂川 箒川	
設置場所	福原 1229-1	薄葉 2279-2	佐久山 2033	中田原 1350	黒羽向町1009-1	蛭畑 796-1	
設置年月	平成 17 年 3 月	平成 14 年 2 月	平成 10 年 3 月	平成 12 年 3 月	昭和 43 年 8 月	平成 5 年 3 月	
水防資材	土のう等(袋)	200	200	200	200	3,800	1,250
	縄(kg)・ロープ(m)	70	45	40	20	10	5
	杭・パイプ(本)	395	180	120	230	鉄 30, 木 50	鉄 35, 木 34
	鉄線(kg)	375	200	175	275	200	40
	シート・むしろ(枚)	4	5	5	7	3	12
水防器具	鎌(丁)	6	5	5	5	6	5
	ノコギリ(丁)	6	3	3	3	20	10
	ナタ(丁)	10	5	5	5	20	8
	スコップ(丁)	41	20	20	31	60	25
	ツルハシ(丁)	6	2	2	3	10	5
	クワ(丁)	10	5	5	4	0	5
	オノ(丁)	2	2	1	2	0	0
	掛矢(丁)	10	5	5	5	8	5
	ベンチ(丁)	6	4	3	3	0	5
	ハンマー(丁)	4	3	2	3	0	4
	カッター(丁)	5	3	3	2	2	4
	チェーンソー(台)	0	0	0	0	0	0
	一輪車(台)	6	3	3	5	5	1
	発電機(台)	0	0	0	0	0	0
	照明(台)	0	0	0	0	0	2
	救命ボート(台)	0	0	0	0	0	0
救命胴衣(着)	0	0	0	0	0	0	
その他	空気入れ 2	空気入れ 1	空気入れ 1	空気入れ 1	空気入れ 1 土嚢備蓄 330	土嚢備蓄 230	

2-13 雨量・水位観測所一覧（栃木県管理）

（1）水位観測所

No.	観測所番号	河川名	観測局名	設置個所	水防団待機水位(m)	はん濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	はん濫危険水位(m)	洪水予報河川	水防警報水位
1	403	那珂川	晚翠橋	那須町高久甲	2.00	2.80	5.00	5.50	○	○
2	416	箒川	箒橋	大田原市佐良土	2.00	2.40	-	-	-	-
3	423	蛇尾川	蛇尾橋	大田原市中中原	1.70	2.30	3.40	3.90	○	○
4	426	余笹川	稲沢陸橋	那須町稲沢	1.95	2.15	-	-	-	-
5	447	黒川	新田橋	那須町伊王野	1.50	1.80	-	-	-	-
6	448	熊川	熊川橋	大田原市戸野内	1.00	1.40	-	-	-	-
7	454	熊川	中内橋	那須塩原市中内	1.00	1.40	-	-	-	-
8	455	黒川	栃福橋	那須町豊原乙	0.90	1.40	-	-	-	-
9	456	余笹川	中余笹橋	那須町寺子乙	1.30	1.80	2.30	2.80	○	○
10	418	箒川	佐久山	大田原市佐久山	1.90	2.50	3.50	4.00	○	○
11	420	箒川	和田山	那須塩原市金沢	2.80	3.50	-	-	-	-
12	439	箒川	夕の原	那須塩原市下塩原	-	-	-	-	-	-
13	443	箒川	福原	大田原市福原	-	-	-	-	-	-

（2）水位観測所（県管理危機管理型水位計）

No.	観測所番号	河川名	観測所名	設置個所	観測開始水位	危険水位	氾濫発生水位
1	危701	松葉川	下高橋	大田原市黒羽田町	-2.00	-1.20	0.00
2	危702	箒川	明神橋	那須塩原市中塩原	-1.50	-0.90	0.00
3	危703	三蔵川	坂本橋	那須町伊王野	-2.60	-1.30	0.00
4	危704	湯坂川	豆田橋	大田原市大豆田	-1.30	-0.80	0.00
5	危705	押川	新波止橋	大田原市須賀川	-0.80	-0.50	0.00
6	危706	百村川	百村中橋	大田原市滝岡	-2.30	-1.20	0.00
7	危707	奈良川	仲橋	那須町芦野	-1.50	-0.90	0.00
8	危708	相の川	小滝大橋	大田原市小滝	-1.80	-1.10	0.00

（3）雨量観測所（大田原市内）

No.	観測所番号	観測局名	設置個所	関係河川名	管理者
1	909	大田原土木	大田原市本町2丁目2828-4	鹿島川	大田原土木事務所
2	936	雲岩寺	大田原市雲岩寺字森前215-1	武茂川	大田原土木事務所
3	940	佐久山	大田原市佐久山字平山2659-1	権津川	大田原土木事務所
4	943	南金丸	大田原市南金丸1870-5	相の川	大田原土木事務所
5	944	両郷	大田原市両郷1411-2	松葉川	大田原土木事務所

○栃木県ホームページアドレス (<http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/>)

2-14 洪水予報河川（国）

1 洪水予報の種類並びに発表基準

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、国土交通大臣と気象庁長官が共同して行なう洪水予報の発表基準・種類は、次表のとおりである。洪水予報は、河川毎にその地点の水位または流量を示して発表される。

洪水の危険 のレベル	洪水予報の標題 〔洪水予報の種類〕	解説	
		発表の基準	市町村・住民に求める行動等
レベル5	〇〇川氾濫発生情報 〔洪水警報〕	氾濫が発生した後速やかに発表する。	・逃げ遅れた住民の救助等。 ・新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導。
レベル4	〇〇川氾濫危険情報 〔洪水警報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位（危険水位）を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位を到達した場合に、速やかに発表する。	・市町村は避難指示等の発令を判断。
レベル3	〇〇川氾濫警戒情報 〔洪水警報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	・市町村は高齢者等避難の発令を判断。
レベル2	〇〇川氾濫注意情報 〔洪水注意報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	・住民は洪水に関する情報に注意。 ・水防団出動。
レベル1	（発表なし）	水防団待機水位	・水防団待機。

※解除 氾濫注意情報の解除は、氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったときに発表する。

2 本市関係の指定河川（国）

区間名	河川名	区域	基準 水位 観測所	水防団 待機水位 （通報水位）	氾濫 注意水位 （警戒水位）	避難判断 水位	氾濫 危険水位 （危険水位）	担当官署
那珂川	那珂川	左岸 栃木県大田原市亀久字 大平419番4地先から海まで	小口	4.00m	5.00m	5.00m	5.50m	常陸 河川国道事務所
			野口	2.50m	3.50m	4.10m	4.50m	
		右岸 栃木県大田原市佐良土字 野島2835番1地先から海まで	水府橋	3.00m	4.00m	5.40m	5.80m	水戸 地方気象台
		—	—	—	—	—	宇都宮 地方気象台	

2-15 洪水予報河川（県）

水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定により、栃木県知事と気象庁長官が共同して行なう、本市関係の指定河川の洪水予報の発表基準・種類は、次表のとおりである。洪水予報は、河川毎にその地点の水位を示して発表される。

河川名	区 域	基準水位 観 測 所	基準水位				流域内 雨 量 観測所
			水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (危険水位)	
那珂川	左岸：那須郡那須町大字高久甲那珂川橋から 大田原市矢倉まで	晩翠橋 (黒磯)	2.00	2.80	5.00	5.50	(気)那須、(気)黒磯、 南金丸、両郷、沓掛、 芦野、矢の目、鳥野目、 那須湯本、板室、沼 川原、黒尾谷、ロープ ウェイ、那須共同牧場
	右岸：那須塩原市鳥野目那珂川橋から 大田原市佐良土まで	黒 羽 (国観測所)	2.20	3.10	4.40	5.20	
箒 川	左岸：大田原市薄葉かさね橋から 大田原市佐良土那珂川合流点まで 右岸：矢板市沢かさね橋から 那須郡那珂川町那珂川合流点まで	佐久山 (大田原)	1.90	2.50	3.50	4.00	佐久山、上ノ原、 新湯、塩原ダム、 上塩原
蛇尾川	左岸：那須塩原市東遅沢遅沢橋から 大田原市片府田箒川合流点まで 右岸：那須塩原市東遅沢遅沢橋から 大田原市片府田箒川合流点まで	蛇尾橋 (大田原)	1.70	2.30	3.40	3.90	(気) 大田原、 大田原土木、 百村、湯宮
余笹川	左岸：那須郡那須町大字漆塚四ツ川合流点から 大田原市川田那珂川合流点まで 右岸：那須郡那須町大字漆塚四ツ川合流点から 那須郡那須町大字稲沢那珂川合流点まで	中余笹橋 (那須)	1.30	1.80	2.30	2.80	(気) 那須、 ロープウェイ、 那須共同牧場、 那須湯本、沓掛

※解除 氾濫注意情報の解除は、氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったときに発表する。

2-16 水防警報（国）

1 水防警報の内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
		国管理河川
待機	1. 不意の出水あるいは水位の再上昇等が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動を止めることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。 または、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき。

種類	内 容	発 表 基 準
		国管理河川
指示及び情報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位(警戒水位)を越え災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき。 または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

2 国土交通大臣が指定する河川及びその区域、基準水位観測所等

河川名	区 域	基準水位観測所	水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位(危険水位)	発表者
那珂川	栃木県大田原市 左岸 亀久字大平419番4地先から 茨城県常陸大宮市 野田字船場1846番1地先まで 栃木県大田原市 右岸 佐良土字野島2835番1地先から 栃木県芳賀郡茂木町 大字飯野字中川原1571番1地先まで	小口	4.00m	5.00m	5.00m	5.50m	常陸河川国道事務所長

2-17 水防警報(県)

知事が指定する河川及びその区域、基準水位観測所




種類	内 容	発 表 基 準
		県管理河川
待機	1. 不意の出水あるいは水位の再上昇等が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動を止めることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)に達し、更に水位が上昇する恐れがあるとき。 または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)を越え、更に水位が上昇するとき。 または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。

種類	内 容	発 表 基 準
		県管理河川
指示及び情報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	水位、流量等その他河川の状況により、警戒を必要とする事項を指摘して警告を行う必要があるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。 または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

河川名	区 域	基準水位観測所	基準水位				流域内雨量観測所
			水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)	
那珂川	左岸：那須郡那須町大字高久甲那珂川橋から大田原市矢倉まで 右岸：那須塩原市鳥野目那珂川橋から大田原市佐良土まで	晩翠橋（黒磯）	2.00	2.80	5.00	5.50	(気)那須、(気)黒磯、南金丸、両郷、沓掛、芦野、矢の目、鳥野目、那須湯本、板室、沼ツ原、黒尾谷、ロープウェイ、那須共同牧場
		黒羽（国観測所）	2.20	3.10	4.40	5.20	
箒 川	左岸：大田原市薄葉かさね橋から大田原市佐良土那珂川合流点まで 右岸：矢板市沢かさね橋から那須郡那珂川町那珂川合流点まで	佐久山（大田原）	1.90	2.50	3.50	4.00	佐久山、上ノ原、新湯、塩原ダム、上塩原
蛇尾川	左岸：那須塩原市東遅沢遅沢橋から大田原市片府田箒川合流点まで 右岸：那須塩原市東遅沢遅沢橋から大田原市片府田箒川合流点まで	蛇尾橋（大田原）	1.70	2.30	3.40	3.90	(気)大田原、大田原土木、百村、湯宮
余笹川	左岸：那須町大字漆塚四ツ川合流点から大田原市川田那珂川合流点まで 右岸：那須町大字漆塚四ツ川合流点から那須町大字稲沢那珂川合流点まで	中余笹橋（那須）	1.30	1.80	2.30	2.80	(気)那須、ロープウェイ、那須共同牧場、那須湯本、沓掛

2-18 避難場所ピクトグラム

(1) 図記号等

災害種別	図記号			
	災害種別一般図記号	注意図記号	避難場所図記号	避難所図記号
洪水		—		
内水氾濫				

災害種別	図記号			
	災害種別 一般図記号	注意図記号	避難場所図記号	避難所図記号
土石流				
崖崩れ・地滑り				
大規模な火事		—		

(2) 適不適表示マーク

適不適表示マーク	意味	色
○	この避難場所は、当該災害の種類の避難場所に適していることを表す。	黒
×	この避難場所は、当該災害の種類の避難場所に適していないことを表す。	黒

(3) 適不適マークの記載例



2-19 避難場所一覧

No.	地 区	名 称	所 在 地	緊急避難場所					指 定 避 難 所
				指 定	災害の種類				
					洪 水	土 砂 災害	地 震	大規模火災	
1	大田原東	大田原東地区公民館	若草 1-1287-1	●	○	○	○	○	●
2		若草中学校	若草 2-1234	●	○	○	○	○	●
3		大田原小学校	城山 1-4-36	●	×	○	○	○	●
4		大田原女子高等学校	元町 1-5-43	●	×	○	○	○	●
5	大田原西	大田原西地区公民館※	浅香 3-3578-747	●	○	○	○	○	●
6		大田原中学校	美原 1-14-2	●	×	○	○	○	●
7		西原小学校	美原 3-2-8	●	×	○	○	○	●
8		県立県北体育館※	美原 3-2-62	●	○	○	○	○	●
9		大田原市生涯学習センター※	本町 1-2716-5	●	○	○	×	○	●
10		大田原体育館、武道館	本町 1-1-1	●	×	○	○	×	●
11		紫塚小学校	紫塚 1-7-1	●	×	○	○	○	●
12		大田原高等学校	紫塚 3-2651	●	×	○	○	○	●
13		美原公園	美原 1-15-25	●	×	○	○	○	—
14		中央多目的公園	中央 2-2360-2	●	×	○	○	○	—
15	金田北	金田北地区公民館	市野沢 1988-1	●	×	○	○	○	●
16		金田北中学校	市野沢 2067	●	×	○	○	○	●
17		市野沢小学校	市野沢 2077	●	×	○	○	○	●
18		羽田小学校	羽田 644	●	○	○	○	○	●
19		福寿草ほほえみセンター	中田原 383-2	●	○	×	○	○	—
20	金田南	金田南地区公民館	南金丸 1870-5	●	○	○	○	○	●
21		金田南中学校	南金丸 1870-4	●	○	○	○	○	●
22		奥沢小学校	奥沢 175	●	×	○	○	○	●
23		金丸小学校	南金丸 1640	●	○	○	○	○	●
24		国際医療福祉大学グラウンド	北金丸 2600-1	●	○	○	○	○	—
25	親園	親園農村環境改善センター	花園 1973	●	○	○	○	○	●
26		親園中学校	花園 1-87	●	×	○	○	○	●
27		親園小学校	親園 618	●	×	○	○	○	●
28		宇田川小学校	宇田川 829	●	×	○	○	○	●
29	野崎	野崎研修センター	野崎 2-26-2	●	○	○	○	○	●
30		野崎中学校	薄葉 2250	●	○	○	○	○	●
31		石上小学校	上石上 1528	●	○	○	○	○	●
32		薄葉小学校	薄葉 2014	●	○	○	○	○	●

No.	地 区	名 称	所 在 地	緊急避難場所					指 定 避 難 所
				指 定	災害の種類				
					洪 水	土 砂 災 害	地 震	大 規 模 火 災	
33	佐久山	佐久山地区公民館	佐久山 2287-1	●	×	○	○	○	●
34		ふれあいの丘	福原 1411-22	●	○	○	○	○	●
35		旧佐久山中学校	佐久山 4427-107	●	○	○	○	○	●
36		旧福原小学校	福原 1132	●	○	○	○	○	●
37	湯津上	湯津上農村環境改善センター	湯津上 5-776	●	○	○	○	○	●
38		湯津上支所	湯津上 5-1081	●	○	○	○	○	●
39		湯津上中学校	湯津上 5-573	●	○	○	○	○	●
40		湯津上小学校	湯津上 1156	●	×	○	○	○	●
41		旧佐良土小学校	佐良土 901-3	●	○	○	○	○	●
42		旧蛭田小学校	蛭田 1720	●	×	○	○	○	●
43		佐良土多目的交流センター	佐良土 853	●	○	○	○	○	●
44		佐良土西コミュニティセンター	佐良土 1207	●	○	○	○	×	●
45		蛭畑公民館	蛭畑 868-2	●	○	○	○	×	●
46		品川センター	蛭田 1981-23	●	×	○	○	×	●
47		新宿公民館	新宿 587-1	●	○	○	○	×	●
48		片府田生活センター	片府田 346	●	○	○	○	×	●
49	黒羽	黒羽・川西地区公民館※	黒羽田町 848	●	○	×	○	○	●
50		黒羽中学校	北野上 3597-1	●	○	○	○	○	●
51		ピアートホール	堀之内 656-1	●	○	○	○	○	—
52		黒羽高等学校	前田 780	●	○	○	○	○	●
52		前田集会所	前田 212-3	●	×	○	○	×	●
54		堀之内集会所	堀之内 85	●	○	○	○	×	●
55		北滝公会堂	北滝 593	●	×	○	○	○	●
56		片田集会所	片田 572	●	○	○	○	×	●
57		亀久公民館	亀久 824	●	○	○	○	×	●
58		矢倉地区活性化センター	矢倉 427	●	○	○	○	×	●
59	川西	川西小学校	黒羽向町 618	●	○	○	○	○	●
60		旧寒井小学校	寒井 244-35	●	○	○	○	○	●
61		旧蜂巢小学校	蜂巢 295	●	○	○	○	○	●
62		旧川西中学校	黒羽向町 1555	●	○	○	○	○	●
63		川西高齢者ほほえみセンター	黒羽向町 409-1	●	×	○	○	×	●
64		黒羽商工会	黒羽向町 112-2	●	×	○	○	×	●
65		築地集会所	黒羽向町 761-3	●	○	○	○	×	●

No.	地 区	名 称	所 在 地	緊急避難場所					指 定 避 難 所	
				指 定	災害の種類					
					洪 水	土 砂 災 害	地 震	大 規 模 火 災		
66	川西	奥沢公民館	黒羽向町 1229	●	×	○	○	×	●	
67		大豆田公民館	大豆田 413	●	×	○	○	×	●	
68		余瀬多目的センター	余瀬 434	●	○	○	○	×	●	
69		蜂巢集落センター	蜂巢 195	●	○	○	○	×	●	
70		篠原公民館	蜂巢 730	●	○	○	○	×	●	
71		桧木沢集落センター	桧木沢 804	●	○	○	○	×	●	
72		寒井本郷集会所	寒井 811-1	●	○	○	○	×	●	
73		寒井南部公民館	寒井 245	●	○	○	○	×	●	
74		寒井北部公民館	寒井 1643	●	○	○	○	×	●	
75		両郷	両郷地区コミュニティセンター	中野内 773	●	○	○	○	○	●
76	旧両郷中学校		中野内 580	●	○	○	○	○	●	
77	両郷中央小学校		中野内 809	●	○	○	○	○	●	
78	中野内集落センター		中野内 2123	●	○	○	○	×	●	
79	両郷集会所		両郷 1411-2	●	○	○	○	×	●	
80	寺宿集会所		寺宿 303	●	○	○	○	×	●	
81	木佐美自治公民館		木佐美 278-2	●	○	○	○	×	●	
82	大久保集会所		大久保 365	●	×	○	○	×	●	
83	久野又集会所		久野又 249	●	×	○	○	×	●	
84	交流促進センター若杉山荘		大輪 675-22	●	○	○	○	×	●	
85	黒羽運動公園		大輪 1726	●	○	○	○	○	—	
86	大輪集会所		大輪 275	●	×	○	○	×	●	
87	川田公民館		川田 144	●	×	○	○	×	●	
88	須賀川		黒羽農業構造改善センター	須佐木 53	●	○	×	○	○	●
89			旧須佐木小学校	須佐木 540	●	○	×	○	○	●
90		川上健康増進センター	川上 184	●	×	×	○	○	●	
91		須佐木中組公民館	須佐木 757-1	●	×	○	○	×	●	
92		須佐木下多目的センター	須佐木 930-1	●	○	○	○	×	●	
93		須賀川中自治公民館	須賀川 1846	●	○	×	×	○	●	
94		須賀川下組会館	須賀川 931	●	×	○	○	×	●	
95		南方第1公民館	南方 332	●	○	×	○	×	●	

※水害時は2階を避難場所とする。

2-20 市防災行政無線システム屋外スピーカー設置箇所

No.	地区	設置場所名	所在地
1	大田原東地区	大田原小学校	城山1丁目4番36号
2	大田原東地区	川下刈切平林自治公民館	若草1丁目1278番地2
3	大田原東地区	富士山下自治公民館	富士見1丁目1650番地74
4	大田原西地区	西原小学校	美原3丁目2番8号
5	大田原西地区	大田原市役所	本町1丁目4番1号
6	大田原西地区	実取団地公民館	実取769番地
7	金田北地区	岡公園	岡105番地1
8	金田北地区	金田北地区公民館	市野沢1988番地1
9	金田北地区	第3分団第2部コミュニティ消防センター(市野沢)	市野沢2498番地
10	金田北地区	鴻ノ巣自治公民館(練貫)	練貫306番地
11	金田北地区	第3分団第5部コミュニティ消防センター(羽田)	羽田495番地11
12	金田北地区	乙連沢公民館	乙連沢339番地1
13	金田北地区	第3分団第1部コミュニティ消防センター(明宿)	中田原1350番地
14	金田南地区	木立公民館(北金丸)	北金丸636番地
15	金田南地区	南金丸集落センター	南金丸1296番地1
16	金田南地区	金丸小学校	南金丸1640番地
17	金田南地区	上奥沢自治公民館	上奥沢583番地
18	金田南地区	奥沢小学校	奥沢175番地
19	金田南地区	第6分団第3部コミュニティ消防センター(鹿畑)	鹿畑94番地1
20	金田南地区	北関東運輸前(鹿畑)	鹿畑1081番地5
21	親園地区	第2分団第2部コミュニティ消防センター(親園)	親園1346番地2
22	親園地区	実取公民館	実取304番地
23	親園地区	第2分団第3部コミュニティ消防センター(滝岡)	滝岡507番地
24	親園地区	親園中学校	花園1番地87
25	親園地区	花園JA倉庫	花園1503番地1
26	親園地区	宇田川小学校	宇田川829番地
27	野崎地区	上石上集落センター	上石上1555番地7
28	野崎地区	下石上自治公民館	下石上1634番地3
29	野崎地区	第4分団第1部コミュニティ消防センター(上薄葉)	薄葉2279番地2
30	野崎地区	薄葉小学校	薄葉2014番地
31	野崎地区	平沢自治公民館	親園1855番地3
32	佐久山地区	佐久山小学校	佐久山2271番地
33	佐久山地区	大沢自治公民館	佐久山4249番地3
34	佐久山地区	佐久山南部自治公民館	佐久山4345番地6
35	佐久山地区	琵琶池自治公民館	藤沢110番地
36	佐久山地区	藤沢自治公民館	藤沢143番地2
37	佐久山地区	旧佐久山中学校	佐久山4427番地107

No.	地区	設置場所名	所在地
38	佐久山地区	旧福原小学校	福原1132番地
39	佐久山地区	福原南部なめり川横	福原1741番地1
40	湯津上地区	第11分団第3部コミュニティ消防センター(狭原)	狭原134番地1
41	湯津上地区	第11分団第3部コミュニティ消防センター(湯津上(上))	湯津上2050番地1
42	湯津上地区	旧第13分団第3部コミュニティ消防センター(湯津上(下))	湯津上702番地2
43	湯津上地区	旧佐良土小学校	佐良土901番地3
44	湯津上地区	第11分団第1部コミュニティ消防センター(蛭畑)	蛭畑794番地1
45	湯津上地区	旧第12分団第1部コミュニティ消防センター(蛭田)	蛭田427番地1
46	湯津上地区	第11分団第2部コミュニティ消防センター(品川)	蛭田1991番地68
47	湯津上地区	片府田生活センター	片府田359番地
48	湯津上地区	湯津上温泉やすらぎの湯	湯津上5番地776
49	黒羽地区	旧黒羽町役場跡	黒羽田町623番地
50	黒羽地区	第7分団第3部コミュニティ消防センター(堀之内)	堀之内113番地4
51	黒羽地区	北区農事集会所(北区)	北野上310番地3
52	黒羽地区	尻高田入口(南区東)	北野上1963番地1
53	黒羽地区	第7分団第4部コミュニティ消防センター(南区西)	北野上1558番地
54	黒羽地区	第7分団第5部コミュニティ消防センター(北滝)	北滝593番地
55	黒羽地区	旧片田小学校	片田973番地
56	黒羽地区	安養院前(亀久)	亀久1703番地
57	黒羽地区	矢倉せせらぎ館	矢倉427番地
58	川西地区	川西小学校	黒羽向町618番地
59	川西地区	旧蜂巢小学校	蜂巢295番地
60	川西地区	篠原公民館	蜂巢730番地
61	川西地区	桧木沢運動場	桧木沢942番地
62	川西地区	寒井本郷集会所	寒井838番地
63	川西地区	寒井北部公民館	寒井1643番地
64	両郷地区	大戸集会所(中野内上)	中野内1773番地33
65	両郷地区	旧両郷出張所	中野内778番地2
66	両郷地区	日渡橋付近(河原)	河原529番地5
67	両郷地区	両郷集会所	両郷1409番地2
68	両郷地区	寺宿JA乾燥施設	寺宿510番地1
69	両郷地区	木佐美市道脇	木佐美127番地2
70	両郷地区	大久保集会所	大久保365番地
71	両郷地区	久野又自治公民館	久野又249番地2
72	両郷地区	大輪集会所	大輪250番地
73	両郷地区	川田公民館	川田144番地
74	須賀川地区	須賀川地区公民館	須佐木53番地
75	須賀川地区	第10分団第2部コミュニティ消防センター(須佐木下)	須佐木2652番地2

No.	地区	設置場所名	所在地
76	須賀川地区	関屋商店付近（須賀川上）	須賀川3028番地3
77	須賀川地区	旧須賀川小学校	須賀川1740番地1
78	須賀川地区	須賀川下組会館付近	須賀川924番地
79	須賀川地区	梅船橋付近（雲岩寺）	雲岩寺1017番地
80	須賀川地区	露久保公民館	雲岩寺440番地
81	須賀川地区	川上健康増進センター	川上184番地
82	須賀川地区	南方2区県道脇	南方463番地8

2-21 栃木県防災行政ネットワークの設置及び管理運営に関する協定書

栃木県（以下「甲」という。）と大田原市（以下「乙」という。）とは、栃木県防災行政ネットワーク通信施設（以下「通信施設」という。）の設置及び管理運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策に係る事務及び一般行政事務の円滑化を図るため、甲が乙の庁舎に設置する通信施設の管理運営及び経費の負担等について必要な事項を定めるものとする。

（通信施設の設置）

第2条 甲は、乙の管理する庁舎に通信施設を設置するものとする。

2 通信施設の所有権は甲に帰属するものとし、乙は、通信施設の設置に当たり必要な庁舎施設、その附属設備及び敷地を無償で甲の使用に供するものとする。

（経費の負担）

第3条 通信施設の管理運営に関する経費の負担は次によるものとする。ただし、第2号の工、才及びクの費用は甲が他の通信施設等の費用も含め一括支払うものとし、これに要する経費は、次条の栃木県防災行政ネットワーク運営協議会において決定した額を毎年度甲の請求により乙が負担するものとする。

（1）甲が負担する経費

ア 通信施設の設置、増設及び変更に要する経費（乙が負担する額を除く。）

イ 多重化装置の維持管理に要する経費の2分の1に相当する額及び多重化装置を除く通信施設の維持管理に要する経費

ウ 衛星通信回線の利用に係る分担金（応益割分）

エ 甲と乙を結ぶ地上系専用回線使用料の2分の1に相当する額

（2）乙が負担する経費

ア 通信施設の設置、増設及び変更に要する経費（甲が負担する額を除く。）

イ 乙の都合により通信施設の移設等を行う場合の当該工事に要する経費

ウ 乙の原因により生じた損傷等の補修に要する経費

エ 多重化装置の維持管理に要する経費の2分の1に相当する額

オ 甲と乙を結ぶ地上系専用回線使用料の2分の1に相当する額

カ 通信施設の電気使用料、消耗品代及び非常用発電機の燃料費

キ 気象情報ポケットベル受信システムのポケットベル購入に要する経費

ク ポケットベルの登録手数料及び使用料相当額

（栃木県防災行政ネットワーク運営協議会）

第4条 通信施設の円滑な運用及び管理運営に関し必要な事項を協議するため、栃木県防災行政ネットワーク運営協議会を設置する。

（協定期間）

第5条 この協定の期間は、平成17年10月1日から平成18年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも特に意思表示がない場合は、この協定は平成18年4月1日から1年間を有効期間として延長されるものとし、以後この例によるものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年10月1日

甲 宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県知事 福田 富一

乙 大田原市本町1丁目4番1号
大田原市長 千保 一夫

2-22 災害時優先電話登録一覧

(1) 一般電話

No.	所在地	設置場所	
1	大田原市本町 1-4-1	大田原市役所	
2	大田原市本町 1-4-1	大田原市災害対策本部室(本庁舎 3 階)	
3	大田原市湯津上 5-1081	湯津上支所	火災通報電話
4	大田原市城山 1-4-36	大田原小学校	
5	大田原市美原 3-2-8	西原小学校	
6	大田原市紫塚 1-7-1	紫塚小学校	
7	大田原市親園 618	親園小学校	
8	大田原市宇田川 829	宇田川小学校	
9	大田原市市野沢 2077	市野沢小学校	
10	大田原市奥沢 175	奥沢小学校	
11	大田原市南金丸 1640	金丸小学校	
12	大田原市羽田 644	羽田小学校	
13	大田原市上石上 1528	石上小学校	
14	大田原市薄葉 2014	薄葉小学校	
15	大田原市佐久山 2271	佐久山小学校	
16	大田原市湯津上 1156	湯津上小学校	
17	大田原市黒羽向町 618	川西小学校	
18	大田原市黒羽田町 525	黒羽小学校	
19	大田原市中野内 809	両郷中央小学校	
20	大田原市須佐木 28	須賀川小学校	
21	大田原市美原 1-14-2	大田原中学校	
22	大田原市若草 2-1234	若草中学校	
23	大田原市花園 1-87	親園中学校	
24	大田原市市野沢 2067	金田北中学校	
25	大田原市南金丸 1870-4	金田南中学校	
26	大田原市薄葉 2250	野崎中学校	
27	大田原市湯津上 5-573	湯津上中学校	
28	大田原市北野上 3597-1	黒羽中学校	

※番号非公表

(2) 携帯電話

No.	所在地	設置場所	備考
1	大田原市本町 1-4-1	総務課管財係	
2	大田原市本町 1-4-1	危機管理課防災係	
3	大田原市本町 1-4-1	道路課	
4	大田原市本町 1-4-1	上下水道課	

※番号非公表

(3) 災害時特設公衆電話

No.	所在地	設置場所	備考
1	大田原市城山 1-4-36	大田原小学校体育館	
2	大田原市本町 1-1-1	大田原市民体育館、武道館	
3	大田原市若草 1-1287-1	大田原東地区公民館	
4	大田原市若草 2-1234	若草中学校体育館	
5	大田原市美原 1-4-36	大田原中学校体育館	
6	大田原市美原 3-2-62	県北体育館	
7	大田原市市野沢 1988-1	金田北地区公民館	
8	大田原市南金丸 1640	金丸小学校体育館	
9	大田原市南金丸 1870-5	金田南地区公民館	
10	大田原市親園 618	親園小学校体育館	
11	大田原市花園 1973	親園農村環境改善センター	
12	大田原市佐久山 2287-1	佐久山地区公民館	
13	大田原市佐久山 4427-107	旧佐久山中学校体育館	
14	大田原市薄葉 2014	薄葉小学校体育館	
15	大田原市薄葉 2250	野崎中学校体育館	
16	大田原市野崎 2-26-2	野崎研修センター	
17	大田原市佐良土 901-3	旧佐良土小学校体育館	
18	大田原市湯津上 1156	湯津上小学校体育館	
19	大田原市湯津上 5-776	湯津上農村環境改善センター体育館	
20	大田原市黒羽田町 848	黒羽川西地区公民館・黒羽支所	
21	大田原市黒羽向町 618	川西小学校体育館	
22	大田原市黒羽向町 1555	旧川西中学校体育館	
23	大田原市蜂巢 295	旧蜂巢小学校体育館	
24	大田原市寒井 244-35	旧寒井小学校体育館	
25	大田原市北野上 3597-1	黒羽中学校体育館	
26	大田原市中野内 773	両郷地区コミュニティセンター	
27	大田原市中野内 809	両郷中央小学校体育館	
28	大田原市須佐木 540	旧須佐木小学校体育館	
29	大田原市川上 184	川上健康増進センター	
30	大田原市浅香 3-3578-747	大田原西地区公民館	
31	大田原市本町 1-2716-5	大田原市生涯学習センター	
32	大田原市福原 1411-22	ふれあいの丘	
33	大田原市湯津上 5-1081	湯津上支所	
34	大田原市須佐木 53	黒羽農業構造改善センター	

2-23 飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領

(趣旨)

第1 この要領は、栃木県消防防災ヘリコプター運航管理要綱第13条第3項に基づき、栃木県消防防災ヘリコプター（以下『航空機』という。）の離着陸場等について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2 この要領に定める離着陸場等は次のとおりとする。

- (1) 飛行場外離着陸場： 法第79条但し書の規定により、空港等以外の場所に航空法施行規則第172条の2（昭和27年7月31日 運輸省令第56号、以下『規則』という。）に基づく飛行場外離着陸許可申請を国土交通大臣に提出し、一定期間の許可を得て離着陸する場所をいう。
(一般基準、特殊地域基準、防災対応基準の3基準がある。)
- (2) 緊急離着陸場： 法第81条の2（搜索又は救助のための特例）を適用し搜索救助を任務とするヘリコプターに限り（規則第176条）国土交通大臣の許可を得ることなく離着陸できる場所で、予め確保された場所をいう。

(離着陸場等の指定・変更・解除の通知)

第3 離着陸場等の指定・変更・解除をしようとする市町の長、又は消防本部（局）の長は離着陸場等指定（変更・解除）通知書（様式第1号）を作成し、離着陸場の位置図、概要図、土地使用承諾書を添付して運航管理責任者に提出するものとする。

(指定・変更等の決定)

第4 運航管理責任者は、第3の書類が提出されたときは、規則第172条の2に規定する飛行場外離着陸許可申請に係る調査、又は緊急離着陸場に係る調査を行うこととする。

2 運航管理責任者は、当該飛行場外離着陸場に係る法第79条但し書きの国土交通大臣の許可を受けた場合、又は当該緊急離着陸場に係る安全が確保できると認めた場合は、離着陸場等調査結果通知書（様式第2号）により市町の長又は消防本部（局）の長に通知するものとする。

(離着陸場一覧表の作成)

第5 運航管理責任者は、栃木県内の離着陸場等一覧表（様式第3号[⇒資料2-24 飛行場外・緊急離着陸場一覧参照]）を作成し、地点番号にてその離着陸場が掌握できるよう管理するものとする。

(離着陸場台帳の作成)

第6 運航管理責任者は第4の2の書類を通知する場合は、大規模特殊災害時における広域航空応援実施要綱・離着陸場調査表（様式2）・離発着場一覧（様式3）を添付する。

なお、離発着場一覧（様式3）は市町別又は消防本部（局）別区分とする。

2 第6の書類は2部作成し、正は消防防災課（航空担当）が常備し、副は各消防本部（局）が常備するものとする。

(離着陸場の増減)

第7 運航管理責任者は、第4条の2の書類を通知した場合は、離着陸場増減表(様式第4号)に基づき、各月分を集計するものとする。

(飛行場外離着陸場の許可申請)

第8 運航管理責任者は、航空機の離着陸の安全を確保するため、飛行場外離着陸場(防災訓練等の一時使用離着陸場は除く)は通年申請を行うこととする。

(緊急離着陸場における留意事項)

第9 離着陸場は軟弱でない平らな地面かつ、直径40m以上(可能な限り広い場所)を選定するとともに、離着陸場周辺の障害物の把握、飛散物の未然防止、騒音対策等必要な措置をとり、常時使用可能な状態を保つこと。

附則 この要領は、平成12年10月1日から施行する。

附則 この要領は、平成15年4月1日(一部改正)から施行する。

附則 この要領は、平成19年4月1日(一部改正)から施行する。

附則 この要領は、平成22年4月1日(一部改正)から施行する。

附則 この要領は、平成29年9月1日から施行する。

2-24 飛行場外・緊急離着陸場一覧

(1) 飛行場外離着陸場

No.	離着陸場名	所在地	担当課
1	蛇尾川緑地公園	城山 2-3924 地先	都市計画課
2	黒羽運動公園	大輪 1726	スポーツ振興課
3	湯けむりふれあいの丘	湯津上 5-776	商工観光課

(2) 緊急離着陸場

No.	離着陸場名	所在地	担当課
1	美原運動公園	美原 1-15-25	スポーツ振興課
2	川西運動場	黒羽向町 1555	スポーツ振興課
3	湯津上中学校	湯津上 5-573	教育総務課
4	上石上運動公園グラウンド	上石上 2053-2 地先	都市計画課
5	大田原市滝沢共有地（仮称）	親園 1654-1、親園 1652-1 の一部（滝沢地先）	
6	佐久山河川敷グラウンド	佐久山 4150-3 地先	都市計画課
7	ふれあいの丘野球場	福原 1411-22	
8	ふれあいの丘	福原 1411-22	
9	羽田小学校	羽田 644	教育総務課
10	金田南中学校	南金丸 1870-4	教育総務課
11	グリーンハートヒルズ （旧スプリングス）	中野内 1825-1	
12	寒井運動場	寒井 244-35	スポーツ振興課
13	須佐木運動場	須佐木 540	スポーツ振興課
14	須賀川広場	須賀川 1740-1	商工観光課
15	なかがわ水遊園	佐良土 2686	
16	川上健康増進センター	川上 183-1	農林整備課
17	湯津上支所	湯津上 5-1081	湯津上支所 総合窓口課
18	那須赤十字病院屋上ヘリポート	中田原 1081-4	
19	那須赤十字病院地上ヘリポート	中田原 1081-4	
20	那須地区消防本部	中田原 868-12	

2-25 上水道施設一覧表

令和7年9月現在

管 区	給水人口	No	施設名	所在地（防犯のため大字のみ）	貯水容量 (m ³)
大田原管内	50,571 人	1	大田原水源地（深井戸）	本町1丁目	
		2	大田原浄水場	紫塚2丁目	
		3	大田原配水場	紫塚4丁目	2,400
		4	町島加圧ポンプ場	中田原	
		5	上石上配水場	上石上	7,700
		6	上石上加圧ポンプ場	上石上	
		7	佐久山東部浄水場（深井戸）	佐久山	
		8	佐久山東部配水場	佐久山	450
		9	乙連沢浄水場（深井戸）	乙連沢	250
湯津上管内	4,239 人	1	狭原浄水場（深井戸）	狭原	623
		2	湯津上低区配水場	湯津上	249
		3	中の原水源地	湯津上	
		4	中の原浄水場（深井戸）	狭原	800
		5	片府田浄水場（深井戸）	片府田	252
黒羽管内	8,691 人	1	大輪水源地（浅井戸）	大輪	
		2	大輪浄水場	大輪	
		3	黒羽配水場	北野上	2,000
		4	北野上第1増圧場	北野上	
		5	北野上第2増圧場	北野上	
		6	大久保調整池	大久保	146
		7	片田配水場	片田	179
		8	亀久配水場	亀久	102
		9	築地水源地（浅井戸）	黒羽向町	
		10	川西浄水場（深井戸）	蜂巢	1125
		11	大野室浄水場（深井戸）	寒井	320
		12	両郷配水場	寺宿	276
		13	川田配水場	川田	85
		14	五斗蒔増圧場	両郷	
		15	磯上増圧場	両郷	
		16	鍛冶内増圧場	河原	
		17	木佐美増圧場	木佐美	
		18	寺宿増圧場	寺宿	
		19	露久保水源地（浅井戸）	雲岩寺	
		20	桧沢浄水場（伏流水）	雲岩寺	
		21	桧沢配水場	雲岩寺	420
		22	柏久保増圧場	須佐木	
		23	如来水源地（浅井戸）	須賀川	
		24	須賀川浄水場（浅井戸）	須賀川	
		25	須賀川配水場	須賀川	168

2-26 下水道施設一覧表

(1) 公共下水

区分	処理場名	施設の所在地	供用開始年	処理能力 (m ³ /日)	処理方式	放流河川名
流域下水	北那須浄化センター	宇田川 1790-1	1983	34,200	標準活性汚泥法	蛇尾川
公共下水	黒羽水処理センター	八塩 42-1	2002	2,000	オキシデーション ディッチ法	那珂川

(2) 農業集落排水

処 理 場 名	施設の所在地	供用開始年	計画戸数	計画人口	処理方式	管路延長 (m)
金丸地区農村クリーンセンター	南金丸 159	2000	431	3,200	JARUS-XI	24,317
川西第一クリーンセンター	大豆田 479	1996	477	2,140	JARUS-XI	25,804
川西第二クリーンセンター	黒羽向町 1161	1997	236	1,910	JARUS-XI	18,694

2-27 市内プール設置状況一覧表 (黒羽中学校以外の公立学校は除く)

No.	所在地	名 称
1	若草 1-1480-1	フクシ・エンタープライズ大田原温水プール (大田原市屋内温水プール)
2	北野上 3597-1	黒羽中学校屋内温水プール (愛称：いきいきプール サブネーム：清水咲子記念プール)

2-28 消防法上の危険物

類	性質	品名	類	性質	品名
第1類	酸化性固体	1 塩素酸塩類 2 過塩素酸塩類 3 無機過酸化物 4 亜塩素酸塩類 5 臭素酸塩類 6 硝酸塩類 7 よう素酸塩類 8 過マンガン酸塩類 9 重クロム酸塩類 10 その他のもので政令で定めるもの ① 過よう素酸塩類 ② 過よう素酸 ③ クロム、鉛又はよう素の酸化物 ④ 亜硝酸塩類 ⑤ 次亜塩素酸塩類 ⑥ 塩素化イソシアヌル酸 ⑦ ペルオキソ二硫酸塩類 ⑧ ペルオキソほう酸塩類 ⑨ 炭酸ナトリウム過酸化水素付加物 11 前各号に掲げるもののいずれかを含むもの	第4類	引火性液体	1 特殊引火物 2 第一石油類 3 アルコール類 4 第二石油類 5 第三石油類 6 第四石油類 7 動植物油類
		第5類	自己反応性物質	1 有機過酸化物 2 硝酸エステル類 3 ニトロ化合物 4 ニトロソ化合物 5 アゾ化合物 6 ジアゾ化合物 7 ヒドラジンの誘導体 8 ヒドロキシルアミン 9 ヒドロキシルアミン塩類 10 その他のもので政令で定めるもの ① 金属のアジ化物 ② 硝酸グアニジン ③ 1-アリルオキシ-2・3-エポキシプロパン ④ 4-メチリデンオキセタン-2-オン 11 前各号に掲げるもののいずれかを含むもの	
第2類	可燃性固体	1 硫化りん 2 赤りん 3 硫黄 4 鉄粉 5 金属粉 6 マグネシウム 7 その他のもので政令で定めるもの(未制定) 8 前各号に掲げるもののいずれかを含むもの 9 引火性固体	第6類	酸化性液体	1 過塩素酸 2 過酸化水素 3 硝酸 4 その他のもので政令で定めるもの ① ハロゲン間化合物 5 前各号に掲げるもののいずれかを含むもの
		第3類	自然発火性物質及び禁水性物質	1 カリウム 2 ナトリウム 3 アルキルアルミニウム 4 アルキルリチウム 5 黄りん 6 アルカリ金属(カリウム及びナトリウムを除く)及びアルカリ土類金属 7 有機金属化合物(アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く) 8 金属の水素化物 9 金属のりん化物 10 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 11 その他のもので政令で定めるもの ① 塩素化けい素化合物 12 前各号に掲げるもののいずれかを含むもの	

2-29 危険物規制対象数

令和7年10月9日現在

		大田原地区	湯津上地区	黒羽地区	計
製造所		6	6	0	12
貯蔵所	屋内貯蔵所	72	7	14	93
	屋外タンク貯蔵所	71	20	4	95
	屋内タンク貯蔵所	3	0	0	3
	地下タンク貯蔵所	50	6	19	75
	簡易タンク貯蔵所	1	0	0	1
	移動タンク貯蔵所	71	4	5	80
	屋外貯蔵所	160	4	1	165
	小計	428	4	43	524
取扱所	給油取扱所	31	2	11	44
	第1種販売取扱所	0	0	0	0
	第2種販売取扱所	0	0	0	0
	移送取扱所	0	0	0	0
	一般取扱所	43	7	7	57
	小計	74	9	18	101
合計		508	56	61	625

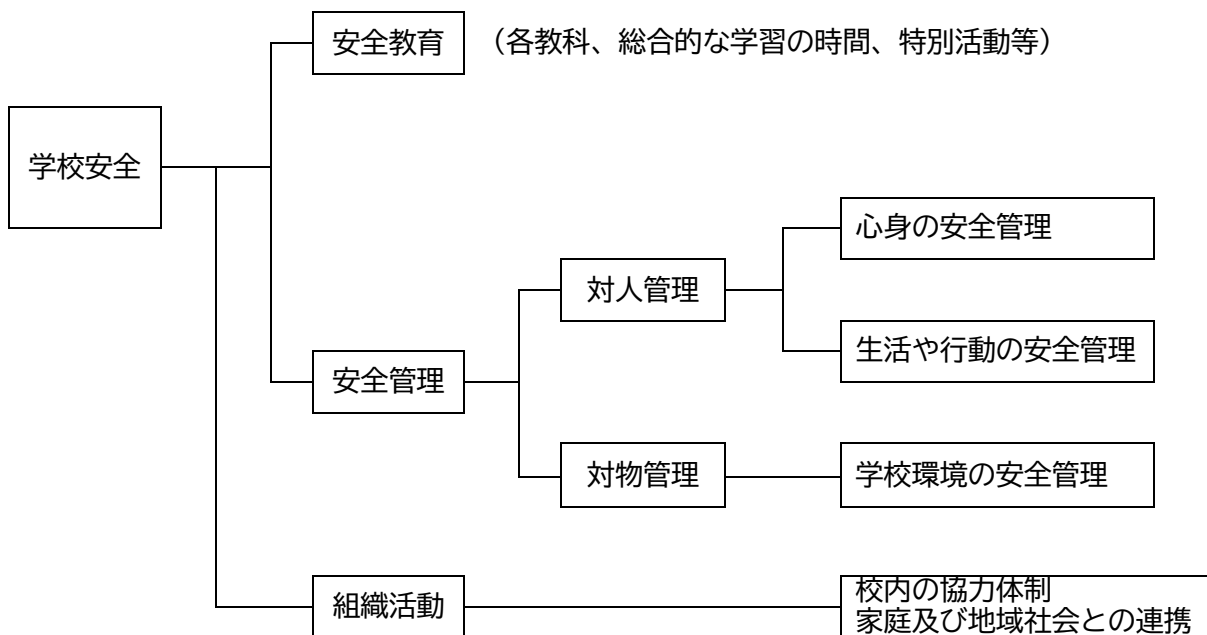
2-30 学校安全計画・危機管理マニュアル

(文部科学省安全教育参考資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』より抜粋)

○学校安全の定義

学校安全は、学校における児童生徒等の安全に関する諸活動、すなわち、児童生徒等が主体（自分自身）や外部環境に存在する様々な危険を制御して安全に行動することを目指す活動である安全教育及び児童生徒等を取り巻く外部環境を安全に保つための活動である安全管理によって構成される。

また、安全教育と安全管理の活動を円滑に進めていくための組織活動の役割も重要である。



また、学校安全の領域としては、「生活安全」「交通安全」「災害安全（防災と同義）」の3つの領域が挙げられる。「生活安全」では、日常生活で起こる事件・事故災害を取り扱い、近年、児童生徒等が犯罪の被害に遭うことも少なくないことから、防犯も重要な内容の一つとしている。「交通安全」には、様々な交通場面における危険と安全が含まれる。「災害安全」には、地震、津波、火山活動、風水（雪）害のような自然災害はもちろん、火災や原子力災害も含まれる。

加えて、近年スマートフォンやSNSの普及など児童生徒等を取り巻く環境の変化や学校を標的とした新たな危機事象も懸念されている。学校を取り巻く危機事象は、時代や社会の変化に伴って変わっていくものであり、従来想定されなかった新たな危機事象の出現などに応じて、学校安全の在り方を柔軟に見直していくことが必要である。

○学校安全計画の作成

学校安全計画は、学校保健安全法で作成が義務付けられている。学校安全計画は、一般に安全管理を内容として作成される場合が多い。しかしながら、学校における安全管理は安全教育と一体的に推進されてこそ効果が高められるものであり、学校安全計画は、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを統合し、全校的立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画として教職員の共通理解の下で立案することが望ましい。

※学校安全計画の内容として考えられる事項

1 安全教育に関する事項

(1) 学年別・月別の関連教科等における安全に関する指導事項

(2) 学年別・月別の指導事項

①特別活動における指導事項

- ・学級活動（ホームルーム活動）における指導事項
- ・学校行事（避難訓練、交通安全教室などの安全に関する行事）における指導事項
- ・部活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項

②課外における指導事項

③個別指導に関する事項

(3) その他必要な事項

2 安全管理に関する事項

(1) 生活安全（省略）

(2) 交通安全（省略）

(3) 災害安全

- ・防災のための組織づくり、連絡方法の設定
- ・避難場所、避難経路の設定と点検・確保
- ・防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
- ・防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
- ・その他必要な事項

※災害安全では、自然災害以外の火災や原子力災害なども取り上げることとする。

※危機管理マニュアルの整備に関する事項については、不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じて取り上げること。

(4) 通学の安全

- ・通学路の設定と安全点検
- ・通学に関する安全のきまり・約束等の設定

※交通安全の観点や、誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の観点、災害発生時の災害安全の観点を考慮すること。

3 安全に関する組織活動

- ・家庭、地域社会との連携を密にするための地域学校安全委員会等の開催
- ・安全教育、応急手当、防犯・防災等に関する危機管理マニュアル等に関する校内研修事項
- ・保護者対象の安全に関する啓発事項
- ・家庭、地域社会と連携した防犯、防災、交通安全などに関する具体的な活動
- ・その他必要な事項

○危機管理マニュアル

学校保健安全法第 29 条において、学校は危機管理マニュアルを作成するものとされている。危機管理マニュアルは、学校安全計画を踏まえて、危機管理を具体的に実行するための必要事項や手順等を示したものであり、学校管理下で危険等が発生した際、教職員が円滑かつ的確な対応を図るために作成するものである。

※作成にあたってのポイント

- ・各学校の実情に応じて想定される危険を明確にし、危険等発生時に児童生徒等の生命や身体を守るための具体的な対応について検討する。
- ・事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定して危機管理マニュアルを作成し、安全管理と安全教育の両面から取組を行う。
- ・全ての教職員の役割分担を明確にし、共通理解を図る。
- ・家庭、地域、関係機関と連携して児童生徒等の安全を確保する体制を整備するとともに、協働して危機管理マニュアルの作成や避難訓練等を行う。
- ・教育委員会等の学校の設置者は、各学校におけるマニュアルの作成・改善等について必要な指導助言を行い、体制整備や事故等発生時に必要に応じて学校を支援する。

2-31 公立学校等一覧

(1) 小学校

No.	学校名	所在地	電話番号	プールの有無
1	大田原小学校	城山 1 丁目 4 番 36 号	0287-23-3171	有
2	西原小学校	美原 3 丁目 2 番 8 号	0287-22-2877	有
3	紫塚小学校	紫塚 1 丁目 7 番 1 号	0287-22-2586	有
4	親園小学校	親園 618 番地	0287-28-1009	有
5	宇田川小学校	宇田川 829 番地	0287-28-1001	有
6	市野沢小学校	市野沢 2077 番地	0287-22-2452	有
7	奥沢小学校	奥沢 175 番地	0287-22-3210	有
8	金丸小学校	南金丸 1640 番地	0287-22-3209	有
9	金丸小学校北金丸分校	北金丸 2600 番地 11	0287-20-0180	無
10	羽田小学校	羽田 644 番地	0287-22-2683	有
11	薄葉小学校	薄葉 2014 番地	0287-29-0044	有
12	石上小学校	上石上 1528 番地	0287-29-0235	有
13	佐久山小学校	佐久山 2271 番地	0287-28-0024	有
14	湯津上小学校	湯津上 1156 番地	0287-98-3737	有
15	川西小学校	黒羽向町 618 番地	0287-54-0047	有
16	黒羽小学校	黒羽田町 525 番地	0287-54-0109	有
17	須賀川小学校	須佐木 28 番地	0287-57-0012	有
18	両郷中央小学校	中野内 809 番地	0287-59-0009	有

(2) 中学校

No.	学校名	所在地	電話番号	プールの有無
1	大田原中学校	美原 1 丁目 14 番 2 号	0287-23-3161	有
2	若草中学校	若草 2 丁目 1234 番地	0287-22-5151	有
3	親園中学校	花園 1 番地 87	0287-28-1014	有
4	金田北中学校	市野沢 2067 番地	0287-22-2482	有
5	金田南中学校	南金丸 1870 番地 4	0287-22-3205	有
6	金田南中学校北金丸分校	北金丸 2600 番地 11	0287-20-0180	無
7	野崎中学校	薄葉 2250 番地	0287-29-0019	有
8	湯津上中学校	湯津上 5 番地 573	0287-98-2009	有
9	黒羽中学校	北野上 3597 番地 1	0287-59-1025	有 (屋内)

(3) 高等学校 (県立)

No.	学校名	所在地	電話番号	プールの有無
1	大田原高等学校	紫塚 3 丁目 2651 番地	0287-22-2042	有
2	大田原女子高等学校	元町 1 丁目 5 番 43 号	0287-22-2073	無
3	大田原東高等学校	同 上	0287-22-2808	—
4	黒羽高等学校	前田 780	0287-54-0179	有

2-32 災害時における市町相互応援関係

(1) 災害時における市町相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、栃木県内の市町において災害が発生し、被災市町のみでは、十分な応急処置が実施できない場合に、被災市町が県内他市町に要請する応援業務を円滑に実施するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号及び第67条第1項の規定に基づき、相互応援に関し、必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (5) 火葬場の提供及びあっせん
- (6) ごみ、し尿等の処理のための車両及び施設の提供及びあっせん
- (7) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、事務職、技能職等の職員の派遣
- (8) ボランティアのあっせん
- (9) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町は、次の事項を明らかにして、口頭、電話又は電信により要請を行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第6号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第7号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び経路
- (5) 応援を希望する期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第4条 災害が発生し、緊急に応援出動をすることが必要と認めた市町は、自主的に出動できるものとする。

- 2 自主的に出動した応援市町は、被災状況等の情報を収集し、その情報を被災市町に提供するとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。
- 3 前項による応援については、被災市町からの応援要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、被災市町の負担とする。ただし、前条に規定する被災地の情報収集活動に要した経費は、応援市町の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、被災市町の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経費の負担については、被災市町と応援市町との間で協議して定める。

(経費の一時繰替え支弁)

第6条 応援市町は、被災市町が前条に規定する経費を支弁することが困難であり、かつ、その要請があったときは、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

(災害補償等)

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、応援市町が行うものとする。

2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町が、被災市町への往復の途上において生じたものについては応援市町が、賠償するものとする。

(県の役割)

第8条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町に対し支援・協力を行うものとする。

(連絡の窓口)

第9条 市町の相互応援に関する連絡窓口は防災主管課とし、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、令和4年2月22日から適用する。
- 2 平成8年7月30日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結は、県内すべての市町長の承諾書をもって証し、協定書を栃木県及び各市町において保有する。

令和4年2月22日

(2) 災害時における市町相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「災害時における市町相互応援に関する協定」(以下「協定」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援職員の携行品)

第2条 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

(応援職員に対する便宜の供与)

第3条 被災市町は、災害応急対策に支障のない範囲で、必要に応じ、応援職員に対する宿舍のあつせんその他の便宜を供与するものとする。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第4条 協定第5条第1項に定める経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 被災市町が負担する経費の額は、応援市町が定める規定により算定した当該職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 前号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に関する経費については、被災市町及び応援市町が協議して定めるものとする。

(経費の支払方法)

第5条 応援市町が、協定第6条の規定に基づき、応援に要する経費を繰替支弁した場合には、次に定めるところにより算出した額について、被災市町に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する額
 - (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
 - (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (4) 車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供については、借上料
 - (6) 協定第2条第9号に規定する事項については、その実施に要した額
- 2 前号に定める請求は、応援市町長名による請求書(関係書類添付)により、被災市町長に請求するものとする。

附 則

- 1 この実施細目は、令和4年2月22日から適用する。
- 2 平成8年7月30日から適用した実施細目は、これを廃止する。

2-33 応援協定締結等一覧

(1) 消防相互応援協定

協定名称	協定内容	協定団体名	協定年月日
那須地区消防相互 応援協定	水火災又は地震等の災 害発生時の相互応援	栃木県大田原市 那須塩原市 那須町	昭和42年02月 14日
広域消防相互応援 協定	火災等発生時の相互應 援	栃木県大田原市 大田原市消防団 茨城県大子町 大子町消防団	昭和43年07月 03日
県北地区消防相互 応援協定	火災、救急事故その他 の災害発生時の相互應 援	南那須地区広域行政事務組合 塩谷広域行政組合 那須地区消防組合	昭和49年10月 28日
東北自動車道消防 相互応援協定	高速道路の火災、救急 事故その他の災害の処 理	栃木県宇都宮市 栃木市 鹿沼市 佐野市 塩谷広域行政組合 那須地区消防組合	昭和49年12月 20日
特殊災害消防相互 応援協定	特殊災害又は多数の死 傷者の発生が予測され る災害への応援	栃木県宇都宮市 足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 小山市 石橋地区消防組合 芳賀地区広域行政事務組合 南那須地区広域行政事務組合 那須地区消防組合 塩谷広域行政組合	昭和56年05月 20日
消防相互応援協定	火災、水災、その他の 災害発生時の相互応援	栃木県大田原市 那須塩原市 那須町	昭和58年08月 29日
消防相互応援協定	火災、救急事故、その 他の災害時の相互応援	那須地区消防組合 白河地方市町村圏整備組合	平成09年06月 25日

(2) 大田原市と自治体の災害時相互応援協定等

協定名称	協定内容	協定団体名	協定年月日
災害応急対策活動の相互応援に関する協定 (義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定)	食糧、飲料水、生活必需品、資器材等の提供、職員の応援及び施設の利用、医療・防疫活動における職員の応援、医療品の提供	北海道砂川市 岩手県一関市 山形県米沢市 茨城県笠間市 桜川市 栃木県大田原市 群馬県藤岡市 東京都千代田区 港区 新宿区 墨田区 新潟県新発田市 長野県諏訪市 愛知県西尾市 滋賀県大津市 野洲市 兵庫県相生市 豊岡市 赤穂市 加西市 加東市 篠山市 広島県三次市 熊本県山鹿市	平成 08 年 04 月 01 日
災害時における市町相互応援に関する協定	県内市町における災害発生時の相互応援	栃木県 栃木県内全市町	平成 08 年 07 月 30 日 令和 04 年 02 月 22 日
五街道どまん中防災協力宣言	被災した市の要請に基づき必要な措置を遂行する。	栃木県大田原市 那須塩原市 小山市 山梨県大月市 長野県塩尻市 静岡県袋井市	平成 13 年 10 月 28 日
災害時等における相互応援に関する協定	食料、飲料水、生活必需品、車両の援助及び職員の派遣	栃木県大田原市 東京都江東区	平成 18 年 01 月 30 日
災害時の情報交換に関する協定	市への国土交通省情報連絡員の派遣	栃木県大田原市 国土交通省関東地方整備局	平成 23 年 11 月 10 日
廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	物資及び資機材の提供、応急及び復旧に必要な職員の派遣	茨城県北茨城市 栃木県 大田原市 那須塩原市 那須町 那須烏山市 那珂川町 佐野市 栃木市	平成 25 年 07 月 12 日

協定名称	協定内容	協定団体名	協定年月日
		茨城県 鹿嶋市 潮来市 牛久市 かすみがうら市 土浦市 石岡市 筑西市 桜川市 結城市 常総市 守谷市 つくばみらい市 坂東市 常陸太田市 城里町 常陸大宮市 那珂市 神栖市 高萩市 茨城町 水戸市 笠間市 小美玉市 東海村 古河市 境町 五霞町 千葉県 野田市 四街道市 浦安市 鴨川市 流山市 東金市 九十九里町 大網白里市 山武市 横芝光町 芝山町 我孫子市 柏市 白井市 鎌ヶ谷市 東京都 昭島市 山梨県 上野原市 笛吹市 中央市 南アルプス市 昭和町 市川三郷町 甲斐市 富士川町 群馬県 館林市 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 藤岡市 高崎市 みなかみ町	
災害時における相互応援に関する協定	食料、飲料水、生活必需品、車両の援助及び職員の派遣	栃木県大田原市 埼玉県蕨市	平成 25 年 12 月 25 日

協定名称	協定内容	協定団体名	協定年月日
八溝山周辺地域定住自立圏災害時における相互応援に関する協定	食糧・飲料水・生活必需品・資器材等の提供、医療・防疫活動における職員の応援、救援救助車輛の貸与及び職員の応援、避難所等施設の相互利用、被災者への住宅の提供およびあっせん、連絡発注業務等の事務協力など	栃木県大田原市 那須塩原市 那須町 那珂川町 福島県棚倉町 矢祭町 塙町 茨城県大子町	平成26年10月30日
災害時における相互応援に関する協定	救援物資の提供や、復興支援、被災住民の受け入れ、行政機能の補完など	栃木県大田原市 埼玉県草加市	平成27年11月03日
災害時における相互応援に関する協定	救援物資の提供や復興支援など	栃木県大田原市 宮崎県椎葉村	平成28年11月12日
災害時における相互応援に関する協定	救援物資の提供や、復興支援、被災住民の受け入れ、行政機能の補完など	栃木県大田原市 千葉県成田市	平成29年5月9日
原子力災害時における常陸大宮市民の県外広域避難に関する協定	常陸大宮市周辺地域で原子力災害が発生した場合における広域避難に関し、予め住民の受け入れに関し取り決めるもの。	栃木県大田原市、那須塩原市、さくら市、矢板市、那須烏山市、那須町、那珂川町 茨城県常陸大宮市	平成29年9月28日
災害時における相互応援に関する協定	応急復旧に必要な資機材及び物資の提供、必要な職員の派遣など	栃木県大田原市 北海道広尾郡大樹町	平成30年9月21日
災害時における相互応援に関する協定	応急復旧に必要な資機材及び物資の提供、必要な職員の派遣など	栃木県大田原市 岩手県久慈市	平成30年10月18日
災害時における相互応援に関する協定	応急復旧に必要な資機材及び物資の提供、必要な職員の派遣など	栃木県大田原市 福島県白河市	令和2年9月30日

協定名称	協定内容	協定団体名	協定年月日
災害時における相互応援に関する協定	応急復旧に必要な資機材及び物資の提供、必要な職員の派遣など	栃木県大田原市 秋田県にかほ市	令和7年2月5日

(3) 民間団体等の災害時相互応援協定等

協定名称	協定内容	協定団体名	協定年月日
災害時におけるゴルフ場施設等の利用に関する協定	災害発生時におけるゴルフ場施設の利用協定	栃木県 栃木県ゴルフ場協議会 栃木県市長会 栃木県町村会 栃木県消防長会 財団法人栃木県消防協会	平成09年10月13日
災害時における大田原郵便局と大田原市間の協力に関する協定	郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護対策等	栃木県大田原市 大田原郵便局	平成11年11月29日 (廃止・再締結) 平成29年5月1日
地域防災における応急対策の協力に関する協定	市内において、災害時における道路の障害物の除去などの応急対策等	栃木県大田原市 大田原市建設業協同組合	平成19年07月12日 (一部改正) 平成29年5月15日
災害時における応急対策業務の協力に関する協定	市内において、災害時における水道施設等の応急復旧活動	栃木県大田原市 大田原管工事工業協同組合	平成21年03月11日
水防協力団体の指定	水防訓練、河川巡視、水防活動等	指定団体：(社)栃木県建設業協会	平成23年08月08日
「那須のみまもり隊」活動協定	平常時における巡視活動及び応急措置活動	栃木県大田原市 栃木県建設業協会那須支部	平成23年09月26日
那須地区広域防災の相互協力に関する協定	災害発生時の初期段階における対応や、人命救助等への資機材の提供等による初動活動強化	栃木県大田原市 那須塩原市 那須町 大田原警察署 那須塩原警察署 那須地区消防組合 栃木県建設業協会那須支部	平成23年10月04日
地域防災における公園緑地等の保全	災害時における公園緑地等の保全に支障が生	栃木県大田原市 みどりの会	平成23年12月26日

協定名称	協定内容	協定団体名	協定年月日
に関する協定	じた際の専門的な対策への助言や応急活動		
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	災害時における生活物資の供給協力	栃木県大田原市 株式会社カインズ	平成 24 年 03 月 26 日
災害時における電気設備の復旧等に関する協定	応急活動を行う市有施設の電気設備の復旧及び点検	栃木県大田原市 栃木県電気工事業工業組合	平成 24 年 03 月 28 日
災害時における救援物資の提供協力に関する協定	災害時における救援物資の供給協力	栃木県大田原市 株式会社伊藤園	平成 25 年 03 月 21 日
那須地区における災害時応急対策活動の協力に関する協定	災害時における傷病者や避難者、災害応急対策に当たる職員の搬送、救援物資などの運搬、初動の車両不足時の職員とのパトロール、タクシー無線を通じた道路被害状況の情報収集	栃木県大田原市 那須塩原市 那須町 那須塩原警察署 大田原警察署 那須地区消防組合 栃木県北地区タクシー協議会	平成 27 年 07 月 27 日
災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	緊急を要する避難勧告等の災害情報の報道要請に関する手続きについて	栃木県大田原市 株式会社エフエム栃木 株式会社とちぎテレビ 株式会社栃木放送	平成 27 年 09 月 01 日
災害時における物資供給に関する協定	災害時における救援物資の供給協力	栃木県大田原市 NPO 法人コメリ災害対策センター	平成 27 年 11 月 13 日
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	物資等の輸送業務の円滑な運営	栃木県大田原市 栃木県トラック協会塩那支部	平成 29 年 5 月 22 日
非常時における飲料供給に関する覚書	非常時における飲料の供給協力	栃木県大田原市 株式会社ダイドードリンコサービス関東那須営業所	平成 30 年 12 月 27 日
災害に係る情報発信等に関する協定	災害時における情報発信等	栃木県大田原市 ヤフー株式会社	令和 2 年 5 月 13 日
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	災害時における停電復旧の連携等	栃木県大田原市 東京電力パワーグリッド株式会社 社栃木北支社	令和 2 年 7 月 1 日

協定名称	協定内容	協定団体名	協定年月日
災害時における物資の供給に関する協定	災害時における避難所物資の供給	栃木県大田原市 株式会社タカムラ産業	令和2年7月20日
災害時における災害応急対策の協力に関する協定	災害時における公共施設の応急補修等	栃木県大田原市 全建総連栃木県建設労働組合大田原支部・野崎支部	令和2年7月20日
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	災害時における生活物資の供給協力	栃木県大田原市 株式会社ヨークベニマル	令和2年9月30日
災害時等での施設利用の協力に関する協定	災害時等における施設利用の協力	栃木県大田原市 株式会社ダイナム	令和4年9月30日
災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	災害時における司被災者支援のための法書士による相談業務の協力	栃木県大田原市 栃木県司法書士会	令和7年3月21日
災害時及び感染症まん延時における防疫活動に関する協定	災害時及び感染症まん延時の防疫活動に関する協力	栃木県大田原市 株式会社エヅリン 株式会社 Blissful Time 株式会社イージーライン	令和7年3月26日
災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	災害時におけるコンテナモジュール等を用いた宿泊施設その他付属設備の提供協力	栃木県大田原市 株式会社デベロップ	令和7年4月1日
災害時における建築物の応急対策業務等の応援協力に関する協定	災害時における市有施設の安全確認及び建築物の補修相談などの被災者支援に関する協力	栃木県大田原市 一般社団法人栃木県建築士会	令和8年2月25日
災害時における仮設簡易トイレの供給協力に関する協定	災害時における仮設簡易トイレの供給協力	栃木県大田原市 株式会社エヌ・シー・シー	令和8年2月25日

2-34 特殊災害消防相互応援協定書

(趣旨)

第1条 特殊災害の防ぎよ等を広域的に処理するため、常設消防機関（以下「消防機関」という。）を設置している栃木県内の市及び町並びに一部事務組合等（以下「関係市町等」という。）の相互間において、消防組織法（昭和22年法律第226号）第42条の規定に基づき実施する消防の相互応援協定に関しては、この協定の定めるところによる。

(応援地域)

第2条 この協定による応援地域は、関係市町等の設置する消防機関の管轄区域内とする。

(対象災害)

第3条 この協定における応援の対象となる災害は、高層建築物火災、危険物施設火災、大規模な火災その他の特殊災害又は多数の死傷者の発生が予想される災害で、当該消防機関の消防力をもっては、防ぎよ及び応急措置が困難と予測される災害とする。

(応援要請)

第4条 前条に該当する災害がその管轄区域内に発生したときは、当該関係市町等の長は、必要に応じ、消防隊（特殊車両の消防隊を含む。）、救急隊、消防関係資器材、職員等（以下「応援隊」という。）の応援を要請することができる。

(応援出動)

第5条 前条による応援要請を受けた関係市町等の長は、応援可能な限度で応援隊を派遣するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長が応援隊の長に対して行う。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、次により処理するものとする。

- (1) 応援出動に要した消防職員に対する諸手当及び機械器具等の破損修理等の経費は、応援側の負担とする。
- (2) 化学消火薬剤、現地での燃料補給及び消防職員に対する給食を行った場合の経費は、受援側の負担とする。
- (3) 前各号に掲げる経費以外の経費については、その都度当事者間で協議のうえ決定する。

(適用除外)

第8条 隣接の関係市町等の相互間において、すでに消防の相互応援に関する協定が個別に締結されている場合で、この協定の規定と重複又は接触する部分については、この協定を適用しないものとする。

(疑義等の協議)

第9条 この協定に規定していない事項又は疑義が生じた事項は、その都度当事者間で協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和56年6月1日から施行する。
- 2 この協定を証するため、本書を作成し、記名捺印のうえ各当事者がそれぞれ1通を保管するものとする。

昭和56年5月20日

2-35 栃木県広域消防応援等計画

第1章 総則

(本計画の目的)

第1 この計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条（特殊災害消防相互応援協定書（昭和56年5月20日締結。以下「協定書」という。）を含む。）及び第43条に基づき、栃木県広域消防応援隊（以下「県内応援隊」という。）の効率的かつ円滑な活動及び運用ができる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 この計画において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被災地とは、大規模災害等が発生した市町をいう。
- (2) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (3) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (4) 指揮者とは、被災地の市町長又は当該市町長の委任を受けた消防長をいう。
- (5) 応援消防機関とは、県内応援隊を出動させる又は出動させた消防機関をいう。
- (6) 県内応援隊とは、被災地に対し、県内各消防機関から参集した応援隊をいう。
- (7) 中隊とは、第二次応援体制における、消火、救助、救急等の任務単位をいい、中隊長の職には、原則として、県内応援隊長の所属する消防本部の職員をもって充てるものとする。
- (8) 代表消防機関とは、栃木県内消防機関の代表として、栃木県及び各消防機関との連絡調整、情報交換を行う消防機関をいい、宇都宮市消防局がその任にあたる。ただし、宇都宮市消防局管内での災害発生等により、その任務を遂行できない場合は、次の消防本部がこれを代行（以下「代表消防機関代行」という。）するものとする。

適用順序	消防本部名
1	小山市消防本部
2	那須地区消防本部

- (9) ブロックとは、県内応援隊の編成、出動等を効率的にするため、栃木県を5つの区域に分けた地区をいう。
- (10) 県内各ブロックにおける幹事消防本部及びブロック内消防機関は、次のとおりとする。なお、幹事消防本部管内での災害発生等により、その任務を遂行できない場合は幹事消防本部代行がこれを代行するものとする。

ブロック	幹事消防本部	ブロック内消防機関 (○印は幹事消防本部代行)
中央	宇都宮市消防局	—
南東	小山市消防本部	○石橋地区消防組合消防本部 芳賀地区広域行政事務組合消防本部
北東	那須地区消防本部	○塩谷広域行政組合消防本部 南那須地区広域行政事務組合消防本部
南西	足利市消防本部	○佐野市消防本部 栃本市消防本部
北西	日光市消防本部	○鹿沼市消防本部

(11) 現地合同調整所とは、災害現場において、関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うための拠点をいう。

(応援体制)

第3 第一次応援体制では、被災地消防本部の応援要請に対し、当該ブロック内の他の消防機関が応援出動する。ただし、宇都宮市消防局にあっては、北西ブロック幹事消防本部に要請し、当該ブロック内消防機関が応援出動する。

2 第二次応援体制では、被災地消防本部の応援要請に対し、県内の消防機関が応援出動する。

(県内応援隊統括班長及び県内応援隊長の指定)

第4 県内応援隊統括班長とは、第二次応援体制に基づく応援が決定された場合に、指揮本部内で県内応援隊の管理を行うため応援参集した班員の長をいい、代表消防機関職員（代表消防機関が任務を遂行できない場合は代表消防機関代行職員とする。以下同じ。）を充てるものとする。

2 県内応援隊長とは、第二次応援体制に基づく応援が決定された場合に、災害現場において県内応援隊の活動の指揮をする者をいい、代表消防機関職員を充てるものとする。

第2章 指揮体制及び情報連絡体制

(指揮系統)

第5 指揮系統については、図1のとおりとする。

2 指揮者は、指揮本部を統括し、被災地の活動隊を指揮するものとする。

3 県内応援隊統括班長は、指揮者の指揮の下で、県内応援隊の管理を行うものとする。

4 県内応援隊長は、指揮者の指揮に基づく、県内応援隊統括班長の管理の下で、当該県内応援隊の活動の指揮を行うものとする。

5 中隊長は、県内応援隊長の管理の下で、小隊の活動を管理するものとする。

6 小隊長は、中隊長の管理の下で、隊員の活動を管理するものとする。

7 第一次応援体制時の県内応援隊は、指揮者の指揮の下又は被災地消防本部指揮隊の指揮の下で消防応援活動を行うものとする。

(情報連絡体制)

第6 栃木県、被災市町、代表消防機関、被災地消防本部及び県内応援隊等は、迅速かつ効率的な広域消防応援活動を実施するため、次により、被害状況、活動状況及び活動の調整等の連絡を行うものとする。連絡窓口は、別表1-1、1-2のとおりとし、応援体制が決定した後、速やかに別記様式1により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 第一次応援体制時の連絡系統は次に掲げるとおりとする。

(1) 被災地消防本部は当該幹事消防本部へ連絡し、当該幹事消防本部は、当該ブロック内消防機関、栃木県及び代表消防機関へ連絡するものとする。

(2) 幹事消防本部から連絡を受けた栃木県は、他ブロック消防機関へ連絡するものとする。

3 第二次応援体制時の連絡系統は次に掲げるとおりとする。

(1) 被災地消防本部は、栃木県及び代表消防機関へ連絡し、栃木県は被災地消防本部及び代表消防機関以外の消防機関へ連絡するものとする。

4 情報連絡の手段は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 栃木県、市町、指揮本部、現地指揮所等及び関係機関等間の連絡は、電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、市町防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）とする。
- (2) 活動中の被災地消防本部及び県内応援隊の各隊長間の連絡は、原則として主運用波1とする。（別表2 県内の無線通信運用体制のとおり）

（情報共有）

第7 栃木県、被災地消防本部及び県内応援隊等は、支援情報共有ツールを活用し情報の共有に努めるものとする。

第3章 応援要請

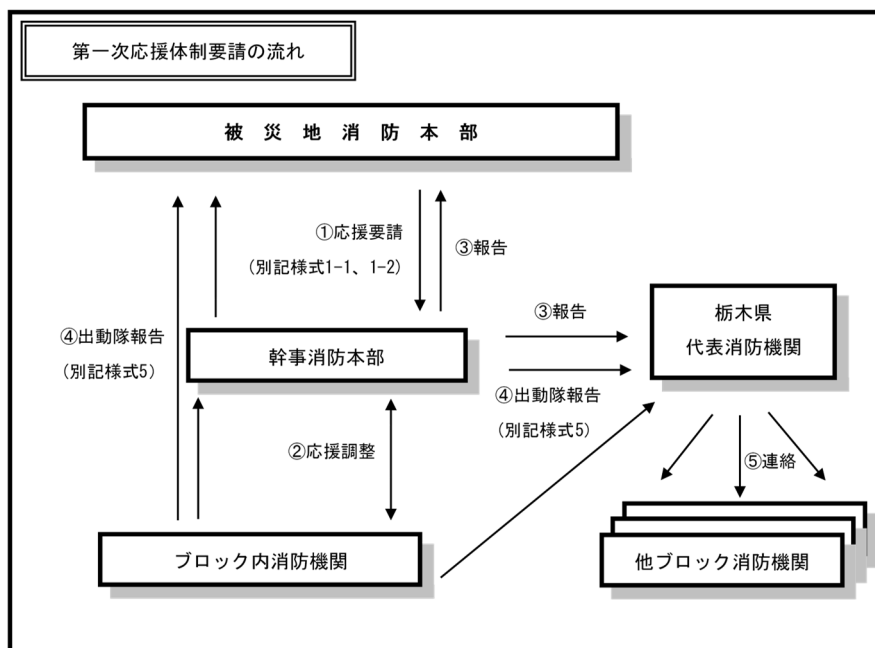
（応援要請準備）

第8 被災地消防本部は、災害の規模等に照らし、他の消防機関の応援要請が予想される場合は、速やかに被害状況をとりまとめ、別記様式1-1、1-2により当該幹事消防本部又は栃木県及び代表消防機関へ要請の準備を行うものとする。なお、第一次応援体制、第二次応援体制の判断は、被災地消防本部の長が行うものとする。

（第一次応援体制に基づく要請）

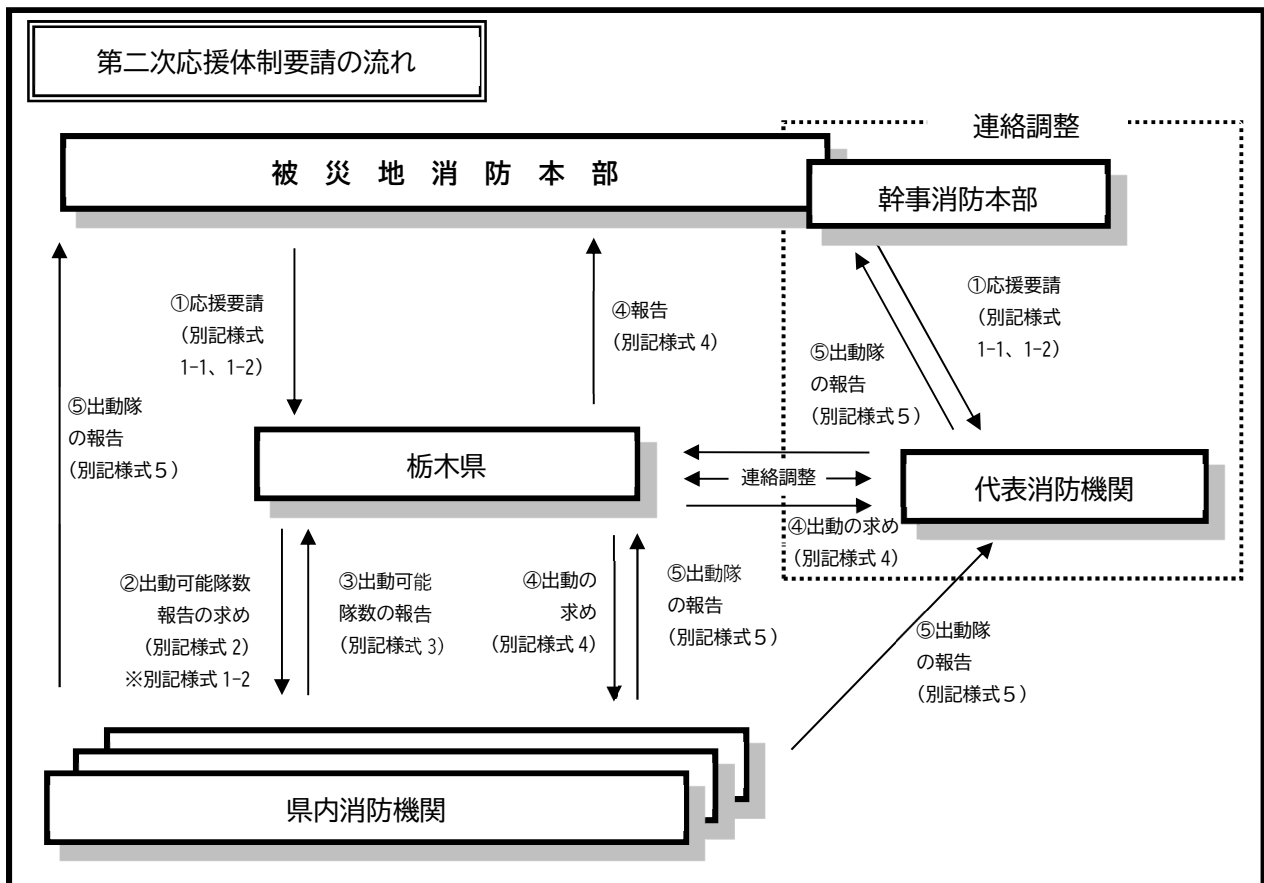
第9 被災地消防本部は、ブロック内の消防機関への応援要請が必要と判断した場合は、被災地の市町長に報告後、幹事消防本部に対して、直ちに電話により要請するものとし、災害概要及び活動内容等を把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により別記様式1-1、1-2を連絡する。

- 2 応援要請を受けた幹事消防本部は、その旨をブロック内消防機関に連絡し、応援出動の可否等を取りまとめ、その結果を被災地消防本部、栃木県及び代表消防機関へ報告する。
- 3 応援消防機関は、被災地消防本部、幹事消防本部、栃木県及び代表消防機関に対して、別記様式5により出動隊の報告を行う。
- 4 出動隊の報告を受けた栃木県は、他ブロック消防機関へ連絡するものとする。
- 5 第一次応援体制から第二次応援体制に移行する場合は、第10の手続きによるものとする。



(第二次応援体制に基づく要請)

- 第 10 被災地消防本部は、県内の消防機関への応援要請が必要と判断した場合は、幹事消防本部及び代表消防機関と調整の上、被災地の市町長に報告後、栃木県及び代表消防機関に対して、直ちに電話により要請するものとし、災害概要及び活動内容等を把握した段階で、ファクシミリにより別記様式 1-1、1-2 を連絡する。
- 2 応援要請を受けた栃木県は、県内消防機関に対して、別記様式 2 により出動可能隊数の報告の求めを行う。
- 3 県内消防機関は、栃木県に対して、別記様式 3 により出動可能隊数の報告を行う。
- 4 栃木県と代表消防機関は、出動隊について調整の上、県内応援隊を編成する。
- 5 栃木県は、別記様式 4 により県内応援隊の出動の求めを応援消防機関に対して行い、併せて被災地消防本部へ報告を行う。
- 6 応援消防機関は、被災地消防本部、栃木県及び代表消防機関に対して、別記様式 5 により出動隊の報告を行う。



(知事による応援指示)

- 第 11 知事は、被災地との通信断絶等により、連絡手段が取れない場合、又は、栃木県消防防災航空隊による状況調査の結果等により知事が非常事態と認めた場合は、被災地消防本部からの連絡要請を待たずに県内各消防機関に対し、出動可能隊数の調査（別記様式 2）を行うものとし、代表消防機関等と協議の上、県内応援隊を編成し、出動を指示するものとする。
- 2 知事は、県内の被害状況、県内の消防力、被災地市町等の消防力及び県内応援隊の消防力を考慮し、緊急消防援助隊の出動が必要な非常事態と判断した場合は、法第 4 4 条第 1 項に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

- 3 緊急消防援助隊の応援要請に係る事項については、栃木県緊急消防援助隊受援計画に定めるとおりとする。

第4章 受援体制

(指揮本部の設置)

第 12 被災地消防本部は、県内応援隊の応援出動が決定した場合において、同隊を円滑に運用し、災害防御及び人命救助等の消防活動を実施するため、指揮本部を設置するものとする。

なお、指揮本部体制等については、各消防機関受援計画で定めるものとする。

(県内応援隊統括班の設置)

第 13 指揮者は、第二次応援体制に基づく応援が決定した場合は、指揮本部内に県内応援隊統括班を設置し、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 県内応援隊の管理及び安全管理に関すること
- (2) 被害状況及び災害対策等の各種情報の集約、整理及び共有に関すること
- (3) 緊急消防援助隊出動決定時における応援等支援班の管理に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

2 県内応援隊統括班は次に掲げる班員で構成するものとする。

- (1) 代表消防機関職員（2名）
- (2) 当該ブロック内消防機関（被災地消防本部を除く）職員（4名）
- (3) 代表消防機関及び当該ブロック内消防機関（被災地消防本部を除く）のみでは班員6名を確保できない場合において、代表消防機関代行が班員の不足を補う。

3 県内応援隊統括班に派遣された代表消防機関職員は、県内応援隊統括班長として、県内応援隊統括班を統括するものとする。

(現地合同調整所の設置)

第 14 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、栃木県DMA T等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて現地合同調整所を設置するものとする。

(任務付与及び情報提供)

第 15 指揮者は、指揮本部に到着した県内応援隊統括班長より県内応援隊の進出状況等の報告を受け、次に掲げる事項について任務付与及び情報提供をするものとする。

- (1) 災害の現況
- (2) 活動場所及び任務
- (3) 活動中の隊名、部隊数、現場指揮隊長名
- (4) 活動方針
- (5) 使用無線系統
- (6) 安全管理上の注意事項
- (7) その他必要な事項

(市町災害対策本部への派遣)

第 16 指揮本部は、市町に設置された災害対策本部と緊密な連携を図るため、当該市町災害対策本部へ職員を派遣するものとする。

(県災害対策本部への派遣)

第 17 指揮本部及び代表消防機関は、県に設置された災害対策本部と緊密な連携を図るため、県災害対策本部へ職員を派遣するものとする。

(県内応援隊の進出拠点)

第 18 県内応援隊の活動及び集結等のための進出拠点は、次に掲げる事項を考慮し別表 3 のとおりとする。

- (1) 地理的条件の良い幹線道路の近接場所
- (2) 多数の隊が集結できる場所
- (3) 避難所と異なる場所
- (4) その他進出拠点として適当と思われる場所

2 指揮本部は、必要に応じ進出拠点を設置するものとする。

(誘導員の配置)

第 19 指揮本部は、県内応援隊の誘導員を必要に応じて確保するものとする。

(その他)

第 20 医療機関の所在は、別表 4 のとおりとする。

2 各消防機関等は、消防活動上必要な地図を事前に整備するものとする。

第 5 章 応援等出動

(応援準備)

第 21 応援消防機関は、大規模災害等の発生を覚知した場合、あらかじめ定めた部隊編成等に基づき、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 応援出動の可否
- (2) 対応可能な災害種別
- (3) 応援必要資機材
- (4) 残留消防力
- (5) その他必要な事項

(県内応援隊統括班員の派遣)

第 22 県内応援隊の応援出動が決定した場合は、第 13 第 2 項に定める該当消防本部は、指揮本部へ県内応援隊統括班員を派遣するものとする。

2 県内応援隊統括班は、県内応援隊及び関係機関と連絡を取り、効率的な活動を行うため、携帯無線機等の通信機器を持参するものとする。

3 県内応援隊統括班に派遣する職員については、各消防機関で事前に指名しておくものとする。

(県内応援隊の部隊編成)

第 23 県内応援隊の第一次第二次別の部隊編成は、ブロック内消防機関間で協議の上、あらかじめ定めるものとし、栃木県及び代表消防機関に報告するものとする。

(応援活動のための資機材)

第 24 県内応援活動に備え、各消防機関は保有資機材の状況を明らかにするとともに、その整備に努めるものとする。

(県内応援隊の応援出動)

第 25 県内応援隊の応援出動が決定した場合、応援消防機関は、次に掲げる事項について確認し、速やかに出動するものとする。

- (1) 被災地の被害状況
 - (2) 活動地域及び任務
 - (3) 災害対応に必要な資機材
 - (4) 活動拠点及び出動ルート
- (現場到着報告)

第 26 県内応援隊長は、現地到着後、速やかに隊名、規模及び保有資機材等について現場指揮隊長及び県内応援隊統括班長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 災害の現況
- (2) 活動場所及び任務
- (3) 活動中の隊名、隊数
- (4) 活動方針
- (5) 使用無線系統
- (6) 安全管理上の注意事項
- (7) その他活動上必要な事項

2 県内応援隊は、現地到着後、隊名、規模及び保有資機材等について、県内応援隊長に対して報告するとともに、前項の事項について情報を共有するものとする。

(応援の期間)

第 27 応援の期間は、各消防機関からの出動時から帰署(所)までの間とする。

(応援の中断)

第 28 応援消防機関の事情等で県内応援隊の派遣を中止しなければならない特別な事由が生じた場合、応援消防機関は、指揮者及び県内応援隊統括班長に連絡の上、応援を中断することができる。

第6章 後方支援活動

(後方支援体制)

第 29 指揮者は、第二次応援体制時において、県内応援隊の活動が長期化し後方支援活動が必要と判断した場合は、県内応援隊統括班長と協議の上、県内応援隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制を構築するものとする。

2 栃木県及び県内消防機関は、後方支援体制の整備のため相互協力に努めるものとする。

(後方支援活動拠点)

第 30 後方支援活動拠点は別表5のとおりとする。

2 指揮本部は、栃木県及び代表消防機関と協議の上、必要に応じ後方支援活動拠点を設置するものとする。

(後方支援隊の任務)

第 31 後方支援隊は、県内応援隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 後方支援場所の設置及び維持

- (2) 物資の調達及び搬送
 - (3) 車両及び資機材の保守管理
 - (4) 交代要員の搬送
 - (5) 活動の記録
 - (6) その他必要な事項
- (県内応援隊の交代)

第 32 応援消防機関は、県内応援隊の活動が長期化した場合、応援消防機関ごとに出動隊の活動期間を決定し、交代要員を派遣するものとする。

2 応援消防機関は、出動隊の交代要員を派遣した場合、被災地消防本部、栃木県及び代表消防機関に対して、別記様式 5 により出動隊の報告を行うものとする。

第 7 章 活動終了

(県内応援隊引揚げの決定)

第 33 第一次応援体制における県内応援隊引揚げの決定は次のとおりとする。

- (1) 指揮者は、現地指揮所等からの活動報告を総合的に勘案し、県内応援隊の活動終了を判断するものとする。
- (2) 指揮者は、県内応援隊引揚げの決定をした場合、第 6 の方法により関係機関へ連絡するものとする。

2 第二次応援体制における県内応援隊引揚げの決定は次のとおりとする。

- (1) 指揮者は、現地指揮所等及び県内応援隊長からの活動報告、県内応援隊統括班長との調整の結果等を総合的に勘案し、県内応援隊の活動終了を判断するものとする。
- (2) 指揮者は、県内応援隊引揚げの決定をした場合、県内応援隊統括班長を経由し、各県内応援隊へ連絡するとともに、第 6 の方法により関係機関へ連絡をするものとする。

(活動終了報告)

第 34 第一次応援体制に基づき参集した県内応援隊は、県内応援隊引揚げの決定がされた場合、次に掲げる事項を現地指揮所等へ報告の上、被災地から引揚げるとし、報告を受けた現地指揮所等は、指揮者へ報告するものとする。

- (1) 活動概要（場所、時間、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

2 第二次応援体制に基づき参集した県内応援隊長は、県内応援隊の引揚げが決定された場合、当該県内応援隊について、前項に掲げる事項を県内応援隊統括班長へ報告し、被災地から引揚げるとし、報告を受けた県内応援隊統括班長は、指揮者へ報告するものとする。

(帰署（所）報告)

第 35 県内応援隊が帰署（所）した場合、当該隊の属する消防機関は、次に掲げる機関へ、速やかにその旨を報告するものとする。

- (1) 第一次応援体制 栃木県、代表消防機関及び幹事消防本部
- (2) 第二次応援体制 栃木県及び代表消防機関

(活動結果報告)

第 36 出動した県内応援隊の属する消防機関は、別記様式 6 により活動結果報告を次に掲げる機関へ報告するものとする。

(1) 第一次応援体制 栃木県、代表消防機関及び幹事消防本部

(2) 第二次応援体制 栃木県及び代表消防機関

第 8 章 その他

(消防応援等連絡会議の実施)

第 37 栃木県は、消防の応援及び受援体制の円滑な推進を図るため、県内消防機関及び関係機関等と消防応援等連絡会議を開催するものとする。

(訓練)

第 38 栃木県及び代表消防機関は、第一次応援体制及び第二次応援体制の迅速かつ円滑な運用を図るため、情報伝達、県内応援隊編成及び指揮運用等について訓練を実施するものとする。

(経費の負担)

第 39 応援に要した費用は、協定書第 7 条に定める経費の負担とする。

附則

この計画は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2-36 洪水浸水想定区域等・土砂災害警戒区域等における警戒避難体制

1 住民への洪水予報等の伝達手段（水防法第15条関係）

市（総合政策部）は、次の方法により住民に洪水予報等を伝達する。

- ・自治会（自治会長、自主防災組織）の経路による方法
- ・緊急即報メール・市 SNS、テレビ・ラジオ（L-ALERT）、防災行政無線・広報車による方法
- ・那須地区広域消防本部・市消防団の経路による方法

洪水浸水想定区域ごとの避難場所（水防法第15条関係）

河川名	公示年	避難場所	対象地区
蛇尾川	H30.6	生涯学習センター※	紫塚ニュータウン、今泉（蛇尾川右岸）、沼の袋、町島（蛇尾川右岸）
		大田原東地区公民館	清水町、川下刈切平林、川下刈切
		国際医療福祉大学グラウンド	富池、戸野内、岡、今泉（蛇尾川左岸）、中田原、河原、明宿、荒屋敷、町島（蛇尾川左岸）、荒井
		金田南地区公民館	大和久、赤瀬北大和久
		親園農村環境改善センター	宇田川
		片府田生活センター	片府田
相の川	H30.6	国際医療福祉大学グラウンド	富池、市野沢、小滝、練貫、練貫ニュータウン
		金田南地区公民館	北金丸、南金丸
		川西小学校	余瀬
那珂川	H30.6	湯津上農村環境改善センター	狭原、小船渡、湯津上（上）、湯津上（下）
		佐良土多目的交流センター	佐良土東、佐良土南
		亀久公民館	北滝、片田
		ピアートホール	黒羽田町、前田2区、八塩
		矢倉地区活性化センター	矢倉
		川西小学校	奥沢、上町、下町1区、下町2区、大豆田
		桧木沢集落センター	桧木沢
		寒井南部公民館	寒井南部
		寒井本郷集会所	寒井本郷
		寒井北部公民館	寒井北部
		ピアートホール	大輪上、大輪下
		両郷地区コミュニティセンター	川田
余笹川	H30.6	両郷地区コミュニティセンター	中野内上、川田
箒川	H30.6	親園農村環境改善センター	滝沢、滝岡、松原、花園
		野崎研修センター	上薄葉、中薄葉、平沢
		ふれあいの丘	岩井町、桜町、上町、仲町、下町、荒町、大沢、大神、福原
		佐良土多目的交流センター	佐良土東、佐良土西、佐良土南
		蛭畑公民館	蛭畑、蛭田

		新宿公民館	新宿
		片府田生活センター	片府田
箒川②	R4.5	野崎研修センター	上石上、下石上、上薄葉、中薄葉、平沢
押川	R5.5	須賀川中自治公民館	須賀川上、須賀川中、須賀川下
熊川	R5.5	国際医療福祉大学グラウンド	戸野内、岡、荒井、町島
鹿島川	R5.5	生涯学習センター※	深川、寺町、上町、荒町、仲町、大手、栄町、成田町
		県立県北体育館※	下町、新屋敷、新道、小泉、浅野、神明町、赤堀西、富士山下、赤堀東、新富ニュータウン
		大田原東地区公民館	元町、七軒町、富士見、若草、川下刈切
		親園農村環境改善センター	荻野目
百村川	R5.5	生涯学習センター※	深川
		県立県北体育館※	下町、新屋敷、新道、小泉、浅野、神明町、赤堀西、富士山下、赤堀東、新富ニュータウン、西原、原町、加治屋、五本木（旧）
		大田原東地区公民館	栄町、元町、大手、七軒町、富士見、若草、若草ニュータウン、川下刈切
		親園農村環境改善センター	実取、宇田川、荻野目、宇田川ニュータウン、親園北区、滝岡、花園
武茂川	R5.5	黒羽農業構造改善センター	須佐木上、須佐木中、雲岩寺
		須佐木下多目的センター	須佐木下
		南方第1公民館	露久保、川上、南方1区、南方2区
滑川	R6.4	湯津上農村環境改善センター	狭原、小船渡、湯津上（上）、湯津上（下）
巻川	R6.4	国際医療福祉大学グラウンド	上深田、富池、町島（蛇尾川左岸）、荒井、市野沢、小滝、中田原、河原、明宿、荒屋敷、
		金田南地区公民館	上奥沢、奥沢、鹿畑、倉骨、北金丸、南金丸
		蛭畑公民館	品川、蛭畑、蛭田
岩川	R6.4	ふれあいの丘	琵琶池
亀久川	R6.4	亀久公民館	片田、亀久
松葉川	R6.4	ピアートホール	堀之内、北区、南区西、黒羽田町、前田2区、前田3区、八塩
		両郷地区コミュニティセンター	中野内上、中野内下、河原、両郷、久野又
大清水川	R6.4	川西小学校	余瀬、築地、下町1区、下町2区
湯坂川	R6.4	金田南地区公民館	北金丸、南金丸
		川西小学校	余瀬、下町1区、下町2区、大豆田
堂川	R6.4	川西小学校	余瀬、築地、上町、下町1区、下町2区
蕪中川	R6.4	生涯学習センター※	町島、紫塚ニュータウン、沼の袋、大久保町、紫塚、経塚、深川、寺町、上町、荒町、仲町、大手、栄町、成田町
		県立県北体育館※	下町、新屋敷、新道、小泉、浅野、神明町、赤堀西、富

			土山下、赤堀東、新富ニュータウン
		大田原東地区公民館	元町、清水町、七軒町、旭町、若草、川下刈切平林、富士見
		親園農村環境改善センター	荻野目
大道沢川	R7.3	須賀川中自治公民館	須賀川下
木曽分川	R7.3	黒羽農業構造改善センター	須佐木中
		須佐木下多目的センター	須佐木下
浅ヶ沢川	R7.3	南方第1公民館	南方1区
権津川	R7.3	ふれあいの丘	大神南部
なめり川	R7.3	ふれあいの丘	福原南部
神福川	R7.3	ふれあいの丘	大神、福原
町井川	R7.3	親園農村環境改善センター	宇田川、花園
不動川	R7.3	親園農村環境改善センター	荻野目、宇田川、花園
篠谷川	R7.3	親園農村環境改善センター	花園
深川	R7.3	親園農村環境改善センター	親園北区、親園南区、滝岡
念仏川	R7.3	親園農村環境改善センター	親園北区、滝岡
佐久山川	R7.3	ふれあいの丘	新町、下町
加茂内川	R7.3	親園農村環境改善センター	親園北区、滝岡
野上川	R7.3	ピアートホール	前田2区、前田3区、南区西、南区東
尻高田川	R7.3	ピアートホール	南区東
木佐美川	R7.3	木佐美自治公民館	木佐美
前松葉川	R7.3	寺宿集会所	寺宿
		木佐美自治公民館	木佐美
		両郷地区コミュニティセンター	大久保、久野又
上堂川	R7.3	桧木沢集落センター	桧木沢
		川西小学校	奥沢、上町、下町1区、下町2区
新上堂川	R7.3	桧木沢集落センター	桧木沢
		川西小学校	奥沢、上町、下町1区、下町2区
中堂川	R7.3	川西小学校	築地、奥沢、上町、下町1区、下町2区

※避難場所は2階以上

2 要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達手段（水防法第15条関係）

市（総合政策部、保健福祉部、教育部）は、次の方法により要配慮者利用施設の管理者等に洪水予報等を伝達する。

- ・電話、FAX 等による方法
- ・緊急即報メール・市 SNS、テレビ・ラジオ（L-ALERT）、防災行政無線・広報車による方法
- ・那須地区広域消防本部・市消防団の経路による方法

要配慮者利用施設一覧（水防法第 15 条関係）

施設区分	名 称	所在地	対象河川
学校	大田原小学校	城山 1-4-36	蕪中川
	西原小学校	美原 3 丁目 2-8	百村川
	紫塚小学校	紫塚 1-7-1	蕪中川
	宇田川小学校	宇田川 829	百村川
	市野沢小学校	市野沢 2077	巻川
	奥沢小学校	奥沢 175	巻川
	湯津上小学校	湯津上 1156	滑川
	親園小学校	親園 618	念仏川
	大田原中学校	美原 1-14-2	百村川
	親園中学校	花園 1-87	百村川
	金田北中学校	市野沢 2067	巻川
	大田原高等学校	紫塚 3-2651	蕪中川
	大田原女子高等学校	元町 1-5-43	蕪中川
	聖家幼稚園認定こども園	中央 1 丁目 5-10	蕪中川
	認定こども園なでしこ幼稚園	小滝 1179-2	巻川
認定こども園ふたば幼稚園	元町 1-1-36	蕪中川	
医療施設	室井病院	末広 1-2-5	百村川、鹿島川、蕪中川
	井上眼科医院	山の手 1-2-11	蕪中川
	齊藤内科医院	新富町 3-4-18	百村川鹿島川
	原眼科医院	末広 1-5-27	百村川
社会福祉 施設	みはら保育園	美原 1 丁目 17-16	百村川
	保育園ベビーエンゼル	若松町 3-30	百村川
	おおたわら保育園	住吉町 1 丁目 12-29	鹿島川、蕪中川
	ひかり保育園	山の手 2-19-1	蕪中川
	しんとみ保育園	新富町 3-6-8	百村川、鹿島川、蕪中川
	あさか保育園	浅香 1 丁目 3542-215	百村川
	ポップどおり保育園	紫塚 1-3-21 紫塚レジデンス 1-6	蕪中川
	大田原ハリーズ 保育園	浅香 2-3393-4	百村川
	保育所みらい	若松町 1650-434	百村川、鹿島川、百村川
	にじいろ保育園	末広 2-7-23	百村川
	室井病院どれみ♪託児所	末広 1 丁目 3653-1	百村川、蕪中川
	宇都宮ヤクルト販売（株）大田原保育所	紫塚 1-13-6	蕪中川
	みつばちクラブ	浅香 1 丁目 5-30	百村川
	美原学童保育館	美原 3 丁目 1-53	百村川
	わくわく学童保育館	美原 1 丁目 18-8	百村川
大田原学童保育館	城山 1 丁目 6-7	蕪中川	

社会福祉 施設	紫塚学童保育館	紫塚 1 丁目 7-1	蕪中川
	奥沢学童保育館	奥沢 175	巻川
	湯津上学童保育館	湯津上 1163-1	滑川
	放課後児童クラブ Valo	紫塚 1-5-20	蕪中川
	学童保育スマイリア大田原教室	紫塚 3 丁目 2609-1 1 F	蕪中川
	レオ子どもクラブ	浅香 2 丁目 3371-7	百村川
	レオ子どもクラブ大田原	城山 1-3-3 城山ビル	蕪中川
	宇田川学童保育館	宇田川 822-2	百村川
	第5せいわクラブ	美原 1-5-66	百村川
	えんがお児童クラブ	山の手 1-4-11	蕪中川
	ミーブル学童クラブ	新富町 1-3-26	蕪中川
	一般社団法人つばさ親園事業所	親園 824-1	念仏川
	一時保育センター	中央 1-3-15	蕪中川
	グループホームピオニー	山の手 2 丁目 13-31	蕪中川
	グループホームこころ大田原	本町 2 丁目 2829-35	百村川
	グループホームこころ親園	親園 3003	百村川
	デイサービスセンター春日和大田原	美原 2 丁目 3255-5	百村川
	デイサービスカラフルらいふ	城山 2 丁目 13-6	蕪中川
	デイサービス花はな	黒羽田町 802-10	那珂川
	デイサービスこころ	本町 2 丁目 2829-35	百村川
	にちにちそうみはら	美原 3 丁目 3348-24	百村川
	にちにちそうかじや	加治屋 83-818	百村川
	ショートステイにちにちそう	加治屋 83-81	百村川
	特別養護老人ホームにちにちそう	加治屋 83-81	百村川
	特別養護老人ホーム四季の風	城山 1 丁目 6-19	蕪中川
	ケアステーションあさひ大田原	美原 3 丁目 3267-1	百村川
	家族の家ひまわり大田原通所介護事業所	加治屋 83-11	百村川
	大田原ケアセンターそよ風	新富町 3 丁目 7-24	百村川、鹿島川
	老人保健施設椿寿荘	未広 1 丁目 2-5	百村川、鹿島川、蕪中川
	早稲田イーライフ大田原	中央 1 丁目 3-15 トコトコ大田原 1 F	蕪中川
	コンパスウォーク大田原	中田原 2089-41	巻川
	介護の郷わたぼうしショートステイ	本町 1 丁目 2695-57	蕪中川
	介護の郷わたぼうしデイサービス	紫塚 2 丁目 2580-1	蕪中川
	ミズノサト	新富町 2-9-4	百村川、鹿島川、蕪中川
	養護老人ホーム若草園	若草 1 丁目 1470-4	百村川、鹿島川
	ふるさとホーム大田原城	中田原 810-82	蛇尾川、巻川
デイサポート なか喜 KIDS	浅香 3-3599-10	百村川	
なか喜 HOME	浅香 3-3729-26	百村川	
Smile	中田原 586-7	蛇尾川、巻川	

社会福祉 施設	Joy' s	中田原 631-3	蛇尾川、巻川
	小規模多機能型居宅介護施設みずばしよ	山の手 2 丁目 13-31	蕪中川
	小規模多機能型居宅介護事業四季の風	城山 1 丁目 6-19	蕪中川
	アスミル大田原	本町 1 丁 2701-11 サイトーバルコニー102	蕪中川
	グループホーム虹	未広 1-2-5	百村川、鹿島川、蕪中川
	グループホームメロディ	未広 1-2-5	百村川、鹿島川、蕪中川
	希望の里 みはら	美原 3-1-28	百村川
	希望の杜 みはら	美原 3-1-29	百村川
	希望の里 甲州屋	中央 2-3-4	鹿島川、蕪中川
	希望の家 あさか	浅香 2 丁目 3367-17	百村川
	希望の杜 あさひ	中央 2-3-4	鹿島川、蕪中川
	カリーグ	美原 2-3196-18	百村川
	カリーグ A	市野沢 2083-5	巻川
	hikari no Café 大田原市庁舎店	本町 1-4-1	蕪中川
	SELP みなど	本町 1-2701-229	蕪中川
	第 1 待降寮	本町 1-2701-23	蕪中川
	第 4 待降寮	紫塚 1-11-18	蕪中川
	第 6 待降寮	本町 1-2701-15	蕪中川
	第 9 待降寮	本町 1-2701-11	蕪中川
	第 10 待降寮	紫塚 1-5-11	蕪中川
	那須愛恵苑	余瀬 40-2	湯坂川
	すずらん	住吉町 1-3-3	蕪中川
	えんがお	山の手 1-6-3	蕪中川
	グループホーム青空	中田原 2088-41	巻川
	就労支援事業所なすの	住吉町 1-3-16	蕪中川
	あおば	中田原 572-2	蛇尾川
	セカンド・ホーム	浅香 4-3759-2	百村川
	SOLTURO	浅香 2-3576-160	百村川
	ふくろうの家	中央 2-9-35	鹿島川、蕪中川
	小規模多機能型居宅介護事業所かねだの里	市野沢 1843-1	相の川
特別養護老人ホームかねだの里	市野沢 1843-1	相の川	

3 住民への伝達手段（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条関係）

市（総合政策部）は、次の方法により住民に土砂災害に関する情報等を伝達する。

- ・自治会（自治会長、自主防災組織）の経路による方法
- ・緊急即報メール・市 SNS、テレビ・ラジオ（L-ALERT）、防災行政無線・広報車による方法
- ・那須地区広域消防本部・市消防団の経路による方法

種類	位置（大字）	指定番号	箇所名	河川名	避難場所
急傾斜地	城山二丁目	210- I -001	竜城公園下		紫塚小学校 大田原高校 中央多目的公園 大田原体育館・武道館
	紫塚	210- I -002	浄水場下		
	山の手	210- I -003	山の手 変電所前		
	山の手	210- I -004	光真寺		
	山の手	210- I -014	竜頭公園下 A		
	紫塚	210- I -015	浄水場北		
	山の手	210- II -001	竜頭公園下		
	紫塚三丁目	210- II -1176	紫塚3丁目 II A		
急傾斜地	若草	210- I -005	前山		大田原東地区公民館
	富士見一丁目	210- I -1170	富士見1丁目 I A		
	富士見一丁目	210- I -1171	富士見1丁目 I B		
急傾斜地	中田原	210- I -1169	中田原 I A		金田北地区公民館
	富池	210- II -1166	富池 II A		
	中田原	210- II -1167	中田原 II A		
	中田原	210- II -1168	中田原 II B		
	町島	210- II -1175	町島 II A		
急傾斜地	赤瀬	210- I -011	赤瀬 B		金田南地区公民館
	北大和久	210- I -1020	北大和久 I A		
	赤瀬	210- II -003	赤瀬 A		
	倉骨	210- II -004	倉骨東部 A		
	鹿畑	210- II -1017	鹿畑 II A		
	北金丸	210- II -1216	湯坂 II A		
	南金丸	210- II -1214	馬場 II A		
急傾斜地	宇田川	210- II -1018	宇田川 II A		宇田川小学校
急傾斜地	滝沢	210- I -013	滝沢		親園農村環境改善センター
急傾斜地	薄葉	210- I -1201	袋島 I A		薄葉小学校 野崎中学校
急傾斜地	佐久山	210- I -006	正浄寺前		佐久山地区公民館 ふれあいの丘
	佐久山	210- I -007	坂上 岩井坂上		
	佐久山	210- I -008	小学校裏		
	佐久山	210- I -009	大橋下		
	佐久山	210- I -010	旧前坂沿		

種類	位置(大字)	指定番号	箇所名	河川名	避難場所
	佐久山	210-I-012	実相院下		
	大神	210-II-005	大神A		
	福原	210-II-1205	山木戸II A		
	佐久山	210-II-1206	大沢II A		
	福原	210-II-1217	山王II A		
	佐久山	210-II-1219	前坂II A		
	佐久山	210-II-1220	但馬久保II A		
	大神	210-III-001	大神a		
	大神	210-III-002	大神b		
	藤沢	210-III-1202	小郷野道下III A		
急傾斜地	片府田	210-I-1019	片府田I A		片府田生活センター
急傾斜地	北滝	210-I-1114	行屋下I A		前田集会所 北滝公会堂 片田集会所
	八塩	210-I-1120	山口I A		
	黒羽田町	210-I-1164	西崖I A		
	北滝	210-II-1110	根本II A		
	北滝	210-II-1111	平部II A		
	北滝	210-II-1112	法地II A		
	北滝	210-II-1113	小手沢II A		
	北滝	210-II-1115	平部II A		
	八塩	210-II-1116	岡沢添II A		
	八塩	210-II-1117	五輪田II A		
	八塩	210-II-1119	山根II A		
	八塩	210-II-1121	岡沢添II B		
	黒羽田町	210-II-1163	岡台II A		
	前田	210-II-1174	郭内II A		
	八塩	210-III-1118	田中III A		
	黒羽田町	210-III-1165	岡沢III A		
	八塩	210-III-1177	岡沢添III A		
	黒羽田町	406-I-002	田町 風呂の下		
	黒羽田町	406-I-003	田町		
	八塩	406-I-004	五輪田		
	北滝	406-I-005	根岸1号		
	八塩	406-I-019	日暮		
	前田	406-I-023	郭内A		
前田	406-II-033	前田A			
黒羽田町	406-II-034	岡沢A			
黒羽田町	406-II-035	岡沢B			

種類	位置（大字）	指定番号	箇所名	河川名	避難場所
	北滝	406-Ⅱ-049	根岸A		黒羽運動公園
	北滝	406-Ⅱ-050	小手沢A		
	北滝	406-Ⅱ-051	小手沢B		
土石流	前田字黒羽田町	7407	田町一号沢	松葉川	
	前田字黒羽田町	7408	田町二号沢	松葉川	
	北滝字根岸	7409	宮本沢	武茂川	
	前田字黒羽田町	J7443	岡沢	松葉川	
	黒羽田町字黒羽田町	J7443-1	岡2号沢	松葉川	
急傾斜地	大輪	210-Ⅰ-1151	上大輪ⅠB		
	大輪	210-Ⅱ-1152	斧久保ⅡA		
	大輪	210-Ⅱ-1153	斧久保ⅡB		
	大輪	210-Ⅱ-1154	柏木ⅡA		
	大輪	210-Ⅱ-1155	石堀ⅡB		
	大輪	210-Ⅱ-1156	寺脇ⅡA		
	大輪	210-Ⅲ-1150	三露ⅢA		
	北野上	406-Ⅰ-018	大塩上		
	大輪	406-Ⅰ-022	上大輪A		
	北野上	406-Ⅱ-010	二番組		
	北野上	406-Ⅱ-011	高戸屋		
	北野上	406-Ⅱ-012	愛吉		
	大輪	406-Ⅱ-014	三霞		
	大輪	406-Ⅱ-030	上大輪B		
	大輪	406-Ⅱ-031	石堀A		
大輪	406-Ⅲ-003	上大輪a			
大輪	406-Ⅲ-004	石堀a			
北野上	406-Ⅲ-006	高戸屋a			
土石流	大輪字上大輪	J7401	北上大輪沢	那珂川	
	大輪字上大輪	7402	南上大輪沢	野上川	
	大輪字長谷田	J7402	長谷田二号沢	那珂川	
	北野上字愛吉	J7427-1	後沢	松葉川	
急傾斜地	北野上	210-Ⅰ-1266	清水内ⅠE		
	北野上	210-Ⅱ-1159	丸山ⅡA		
	北野上	210-Ⅱ-1160	西ノ宮ⅡA		
	北野上	210-Ⅱ-1161	藤カラⅡA		
	北野上	210-Ⅱ-1162	山王下ⅡA		
	北野上	210-Ⅱ-1252	中山ⅡE		
	北野上	210-Ⅱ-1253	中山ⅡD		

種類	位置（大字）	指定番号	箇所名	河川名	避難場所
	北野上	210-Ⅱ-1254	中山ⅡC		
	北野上	210-Ⅱ-1255	中山ⅡB		
	北野上	210-Ⅱ-1256	塩ノ草ⅡC		
	北野上	210-Ⅱ-1257	塩畑ⅡH		
	北野上	210-Ⅱ-1258	塩畑ⅡG		
	北野上	210-Ⅱ-1259	塩畑ⅡF		
	北野上	210-Ⅱ-1260	塩畑ⅡE		
	北野上	210-Ⅱ-1261	塩畑ⅡD		
	北野上	210-Ⅱ-1262	尻高田ⅡF		
	北野上	210-Ⅱ-1263	尻高田ⅡG		
	北野上	210-Ⅱ-1264	清水内ⅡG		
	北野上	210-Ⅱ-1265	清水内ⅡF		
	北野上	210-Ⅱ-1267	鉢木ⅡA		
	北野上	210-Ⅱ-1268	愛吉ⅡA		
	北野上	406-Ⅰ-013	北野上小学校		
	北野上	406-Ⅰ-024	清水内B		
	北野上	406-Ⅰ-025	塩ノ草B		
	北野上	406-Ⅱ-013	清水内		
	北野上	406-Ⅱ-036	清水内A		
	北野上	406-Ⅱ-037	清水内C		
	北野上	406-Ⅱ-038	清水内D		
	北野上	406-Ⅱ-039	尻高田A		
	北野上	406-Ⅱ-040	尻高田B		
	北野上	406-Ⅱ-041	尻高田C		
	北野上	406-Ⅱ-042	尻高田D		
	北野上	406-Ⅱ-043	尻高田E		
	北野上	406-Ⅱ-044	塩畑A		
	北野上	406-Ⅱ-045	塩畑B		
	北野上	406-Ⅱ-046	塩畑C		
	北野上	406-Ⅱ-047	塩ノ草A		
	北野上	406-Ⅱ-048	中山A		
	北野上	406-Ⅲ-007	清水内a		
	北野上	406-Ⅲ-008	尻高田a		
土石流	北野上字清水内	J7428	田沢	野上川	
	北野上字塩ノ草	7405	塩ノ草沢	野上川	
	北野上字塩ノ草	7406	南塩ノ草沢	野上川	
	北野上字塩ノ草	J7437	塩ノ草沢二号沢	野上川	

種類	位置（大字）	指定番号	箇所名	河川名	避難場所
	北野上字尻高田	J7428-1	尻高田 6 号沢	尻高田川	
	北野上字尻高田	J7429	尻高田三号沢	尻高田川	
	北野上字尻高田	J7430	尻高田一号沢	尻高田川	
	北野上字尻高田	J7431	尻高田沢	尻高田川	
	北野上字尻高田	J7432	尻高田二号沢	尻高田川	
	北野上字尻高田	J7433	尻高田四号沢	尻高田川	
	北野上字尻高田	J7434	尻高田五号沢	尻高田川	
	北野上字塩畑	7404	西沢	野上川	
	北野上字塩畑	J7435	塩畑二号沢	野上川	
	北野上字塩畑	J7436	塩畑三号沢	野上川	
	北野上字中山	J7437-1	中山 3 号沢	野上川	
	北野上字中山	J7438	中山一号沢	野上川	
	北野上字中山	J7439	中山二号沢	野上川	
	北野上字中山	J7440	上中山沢	野上川	
	北野上字中山	J7441	唐松沢	野上川	
北野上字中山	J7442	御亭山沢	野上川		
急傾斜地	堀之内	210-Ⅰ-1172	鹿野裏ⅠA		堀之内集会所
	堀之内	210-Ⅱ-1173	小林ⅡA		
	堀之内	406-Ⅰ-011	堀の内 河原町		
	堀之内	406-Ⅰ-012	堀の内		
急傾斜地	片田	406-Ⅰ-006	片田小学校		片田集会所
	片田	406-Ⅰ-028	亀山A		
	片田	406-Ⅱ-002	下山田		
	片田	406-Ⅱ-098	片田A		
	片田	406-Ⅱ-099	下山田A		
	片田	406-Ⅲ-011	亀山 a		
土石流	片田字亀山	7410	亀山沢	武茂川	
急傾斜地	亀久	210-Ⅱ-1021	亀久ⅡB		亀久公民館
	亀久	210-Ⅱ-1022	亀久ⅡB		
	亀久	210-Ⅱ-1023	大久保ⅡG		
	亀久	210-Ⅱ-1024	下山田ⅡB		
	亀久	210-Ⅱ-1025	大久保ⅡF		
	亀久	210-Ⅱ-1026	大久保ⅡE		
	亀久	210-Ⅱ-1027	大久保ⅡC		
	亀久	210-Ⅱ-1028	大久保ⅡD		
	亀久	210-Ⅱ-1100	笹目ⅡA		
	亀久	210-Ⅱ-1101	須麦ⅡA		

種類	位置（大字）	指定番号	箇所名	河川名	避難場所
	亀久	210-Ⅱ-1102	井戸沢ⅡA		
	亀久	210-Ⅱ-1103	田ノ入ⅡA		
	亀久	210-Ⅱ-1104	羽真平ⅡA		
	亀久	210-Ⅱ-1105	深沢ⅡA		
	亀久	210-Ⅱ-1106	深沢ⅡB		
	亀久	210-Ⅱ-1107	片倉ⅡA		
	亀久	210-Ⅱ-1108	帯石ⅡA		
	亀久	210-Ⅱ-1109	上河戸ⅡA		
	亀久	406-Ⅰ-001	清掃センター		
	亀久	406-Ⅱ-004	亀久		
	亀久	406-Ⅱ-005	大久保		
	亀久	406-Ⅱ-089	論手A		
	亀久	406-Ⅱ-090	論手B		
	亀久	406-Ⅱ-091	論手C		
	亀久	406-Ⅱ-092	論手D		
	亀久	406-Ⅱ-093	論手E		
	亀久	406-Ⅱ-094	論手F		
	亀久	406-Ⅱ-095	帯石A		
	亀久	406-Ⅱ-096	大久保A		
	亀久	406-Ⅱ-097	大久保B		
土石流	亀久字笹目	J7443-2	笹目沢	笹目川	
	亀久字論手	J7444-1	柏田沢	亀久川	
	亀久字大久保	J7444-3	大久保沢	那珂川	
急傾斜地	片田	406-Ⅰ-020	矢倉北		矢倉地区活性化センター
	矢倉	406-Ⅱ-003	矢倉		
	片田	406-Ⅱ-100	矢倉北A		
	片田	406-Ⅱ-101	矢倉A		
急傾斜地	片田	406-Ⅱ-102	矢倉B		
急傾斜地	大豆田	406-Ⅱ-001	橋本町		川西小学校
急傾斜地	余瀬	210-Ⅰ-1203	湯坂前ⅠA		余瀬多目的センター
	余瀬	406-Ⅱ-017	館の越		
急傾斜地	桧木沢	406-Ⅱ-032	女鹿子島A		桧木沢集落センター
急傾斜地	寒井	210-Ⅱ-1215	明神前ⅡA		寒井本郷集会所
急傾斜地	寒井	210-Ⅱ-1210	矢組ⅡA		寒井北部公民館
急傾斜地	中野内	210-Ⅰ-1202	青木ⅠA		両郷地区コミュニティセンター

種類	位置（大字）	指定番号	箇所名	河川名	避難場所
	中野内	210- I -1204	青木 I B		
	河原	210- I -1303	中ノ内 I A		
	河原	210- I -1314	福岡 I A		
	河原	210- II -1157	富貴田 II A		
	河原	210- II -1158	小滝 II A		
	中野内	210- II -1202	大塚 II A		
	中野内	210- II -1203	青木 II A		
	中野内	210- II -1204	山蔭 II A		
	中野内	210- II -1209	大塚 II B		
	中野内	210- II -1212	前ノ内 II A		
	河原	210- II -1301	薄沢 II A		
	河原	210- II -1310	横林 II A		
	河原	210- II -1312	薄沢 II B		
	河原	210- II -1315	鍛冶内 II A		
	河原	210- II -1316	鍛冶内 II B		
	河原	210- II -1324	鍛冶内 II C		
	河原	210- II -1325	鍛冶内入 II A		
	中野内	210- III -1201	大塚 III A		
	河原	210- III -1304	鍛冶内 III A		
	河原	210- III -1313	福岡 III A		
	河原	210- III -1317	鍛冶内 III A		
	中野内	406- I -014	桜田		
	河原	406- I -015	小滝		
	中野内	406- II -018	横道		
中野内	406- II -019	薄沢 A			
河原	406- II -020	小滝 A			
河原	406- II -021	鍛冶内 A			
土石流	川田字下坪	7401	下坪沢	武茂川	
	中野内字薄沢	J7403	薄沢沢	松葉川	
	河原字鍛冶内	J7410	鍛冶内二号沢	松葉川	
	河原字鍛冶内	J7410-1	百目鬼沢	松葉川	
	河原字鍛冶内	J7411	鍛冶内三号沢	松葉川	
	河原字鍛冶内	J7412	鍛冶内四号沢	松葉川	
	河原字鍛冶内	J7413	鍛冶内沢	松葉川	
	河原字鍛冶内	J7414	鍛冶内五号沢	松葉川	
	河原字鍛冶内	J7415	鍛冶内六号沢	松葉川	
急傾斜地	両郷	210- I -1320	高取 I A		両郷集会所

種類	位置（大字）	指定番号	箇所名	河川名	避難場所
	両郷	210-Ⅰ-1323	岡平ⅠA		
	両郷	210-Ⅱ-1178	力ノ内ⅡA		
	両郷	210-Ⅱ-1305	関根ⅡA		
	両郷	210-Ⅱ-1311	磯上ⅡA		
	両郷	210-Ⅱ-1318	八岡ⅡA		
	両郷	210-Ⅱ-1319	中妻ⅡA		
	両郷	210-Ⅱ-1321	小白井ⅡA		
	両郷	210-Ⅱ-1322	高取ⅡA		
	両郷	406-Ⅰ-016	磯上		
土石流	両郷字磯上	J7404	磯上六号沢	松葉川	
	両郷字磯上	J7405	磯上五号沢	松葉川	
	両郷字磯上	J7406	磯上四号沢	松葉川	
	両郷字磯上	J7407	磯上三号沢	松葉川	
	両郷字磯上	J7408	磯上二号沢	松葉川	
	両郷字磯上	J7409	不動沢	松葉川	
急傾斜地	寺宿	210-Ⅱ-1302	入小滝ⅡA		寺宿集会所
	寺宿	210-Ⅱ-1306	大沢ⅡA		
	寺宿	210-Ⅱ-1307	五本松ⅡA		
	寺宿	210-Ⅱ-1308	入小滝ⅡB		
	寺宿	210-Ⅱ-1309	東川添ⅡA		
	寺宿	210-Ⅱ-1326	入小滝ⅡC		
	寺宿	210-Ⅱ-1327	入小滝ⅡD		
	寺宿	210-Ⅱ-1328	入小滝ⅡE		
	寺宿	406-Ⅱ-022	入小滝A		
	寺宿	406-Ⅱ-023	入小滝B		
	寺宿	406-Ⅲ-001	入小滝a		
土石流	寺宿字入小滝	J7416	入小滝一号沢	前松葉川	
	寺宿字寺宿	J7417-1	前松葉5号沢	前松葉川	
	寺宿字入小滝	J7419	前松葉四号沢	前松葉川	
	寺宿字入小滝	J7420	前松葉沢	前松葉川	
	寺宿字入小滝	J7421	入小滝二号沢	前松葉川	
急傾斜地	大久保	210-Ⅱ-1201	西山ⅡA		大久保集会所
	大久保	210-Ⅱ-1213	西山ⅡB		
急傾斜地	木佐美	210-Ⅱ-1221	稗畑ⅡF		木佐美集会所
	木佐美	210-Ⅱ-1222	前郷ⅡA		
	木佐美	210-Ⅱ-1223	前郷ⅡB		
	木佐美	210-Ⅱ-1224	前郷ⅡC		

種類	位置（大字）	指定番号	箇所名	河川名	避難場所
	木佐美	210-Ⅱ-1225	稗畑Ⅱ G		
	木佐美	406-Ⅱ-015	米賀		
	木佐美	406-Ⅱ-024	稗畑 A		
	木佐美	406-Ⅱ-025	稗畑 B		
	木佐美	406-Ⅱ-026	稗畑 C		
	木佐美	406-Ⅱ-027	稗畑 D		
	木佐美	406-Ⅱ-028	稗畑 E		
	木佐美	406-Ⅲ-005	稗畑 a		
土石流	木佐美字稗畑	J7421-1	狭間沢	木佐美川	
	木佐美字稗畑	J7422	稗畑沢	木佐美川	
	木佐美字稗畑	7403	上稗畑沢	木佐美川	
	木佐美字稗畑	J7423	木佐美川	木佐美川	
	木佐美字前郷	J7424	前郷一号沢	前松葉川	
急傾斜地	久野又	210-Ⅱ-1211	八斗蒔沢Ⅱ A		久野又集会所
	久野又	210-Ⅱ-1218	八重俵沢Ⅱ		
	久野又	210-Ⅲ-1203	八重俵沢Ⅲ A		
	久野又	406-Ⅱ-029	久野又 A		
土石流	久野又字八重俵沢	J7426	八重俵沢沢	前松葉川	
	久野又字八重俵沢	J7427	下八重俵沢沢	前松葉川	
急傾斜地	川田	210-Ⅱ-1207	上野原Ⅱ A		川田公民館
	川田	210-Ⅱ-1208	上野Ⅱ A		
急傾斜地	須佐木	210-Ⅰ-1134	根岸Ⅰ A		須佐木中組公民館 須佐木下多目的センター
	須佐木	210-Ⅰ-1137	木曾分Ⅰ A		
	雲岩寺	210-Ⅰ-1250	雲岩寺Ⅰ A		
	雲岩寺	210-Ⅰ-1251	雲岩寺Ⅰ B		
	須佐木	210-Ⅱ-1122	木曾分Ⅱ A		
	須佐木	210-Ⅱ-1123	滑ヶ作Ⅱ A		
	須佐木	210-Ⅱ-1124	鹿ノ作Ⅱ A		
	須佐木	210-Ⅱ-1125	田沢Ⅱ A		
	須佐木	210-Ⅱ-1126	笠木Ⅱ A		
	須佐木	210-Ⅱ-1127	東沢Ⅱ A		
	須佐木	210-Ⅱ-1128	仏供内Ⅱ A		
	須佐木	210-Ⅱ-1130	町入Ⅱ A		
	須佐木	210-Ⅱ-1131	茗荷Ⅱ A		
	須佐木	210-Ⅱ-1132	木曾分Ⅱ B		
	須佐木	210-Ⅱ-1133	谷津Ⅱ A		
須佐木	210-Ⅱ-1135	木曾分Ⅱ C			

種類	位置（大字）	指定番号	箇所名	河川名	避難場所
	須佐木	210-Ⅱ-1136	上り内ⅡA		
	須佐木	210-Ⅱ-1138	木曾分ⅡD		
	雲岩寺	406-Ⅰ-008	雲岩寺		
	須佐木	406-Ⅰ-021	杉ノ内		
	須佐木	406-Ⅱ-006	大曾分		
	須佐木	406-Ⅱ-007	柳田		
	雲岩寺	406-Ⅱ-084	加良美上A		
	須佐木	406-Ⅱ-085	杉の内A		
	須佐木	406-Ⅲ-009	雨蕨a		
土石流	須佐木字町田	J7449	町田二号沢	武茂川	
	須佐木字柳田	7411	柳田三号沢	武茂川	
	須佐木字柳田	7412	柳田一号沢	武茂川	
	須佐木字柳田	J7450	柳田二号沢	武茂川	
	雲岩寺字宿	7413	宿沢	武茂川	
	雲岩寺字宿	7414	宿二号沢	武茂川	
	雲岩寺字宿	7417	雲岩寺沢	武茂川	
	須佐木字杉ノ内	7418	上杉ノ内沢	武茂川	
	須佐木字瀬場	7419	下杉ノ内沢	武茂川	
	須佐木字瀬場	J7487	上瀬場沢	武茂川	
	須佐木字雨蕨	J7446	雨蕨一号沢	木檜分川	
	須佐木字雨蕨	J7447	雨蕨二号沢	木檜分川	
	須佐木字雨蕨	J7447-1	雨蕨三号沢	木檜分川	
	須佐木字町田	J7448	町田一号沢	武茂川	
	須佐木字町田	J7449-1	田の作沢	武茂川	
	雲岩寺字加良美上	J7451	加良美上二号沢	武茂川	
	雲岩寺字加良美上	J7452	加良美上沢	武茂川	
	雲岩寺字雲岩寺	J7486-1	上の台沢	武茂川	
	須佐木字瀬場	J7488	瀬場沢	武茂川	
	須佐木字瀬場	J7489	下瀬場沢	武茂川	
地すべり	須佐木	406-01	明神峠		
急傾斜地	須佐木	210-Ⅲ-1129	越丸ⅢA		須佐木下多目的センター
	須佐木	406-Ⅰ-007	池口		
	須佐木	406-Ⅱ-086	柏久保A		
	須佐木	406-Ⅱ-087	柏久保B		
	須佐木	406-Ⅱ-088	鶴居A		
	須佐木	406-Ⅲ-014	鶴居a		
土石流	須佐木字池口	J7490	池口沢	武茂川	

種類	位置（大字）	指定番号	箇所名	河川名	避難場所
	須佐木字池内	J7444-4	赤居原の沢	武茂川	
	須佐木字鶴居	J7445	上鶴居沢	武茂川	
急傾斜地	須賀川	210-II-1001	宿II C		須賀川下組会館
	須賀川	210-II-1002	肱内II C		
	須賀川	210-II-1003	石畑II C		
	須賀川	210-II-1004	横山II B		
	須賀川	210-II-1005	坂之上II B		
	須賀川	210-II-1006	樽沢II C		
	須賀川	210-II-1007	清水II C		
	須賀川	210-II-1008	清水II D		
	須賀川	210-II-1009	小元II E		
	須賀川	210-II-1010	樽沢II B		
	須賀川	210-II-1011	倉入沢II A		
	須賀川	210-II-1012	肱内沢II A		
	須賀川	210-II-1013	如来II C		
	須賀川	210-II-1014	如来II D		
	須賀川	210-II-1015	大道沢II A		
	須賀川	210-III-1016	竹の内沢III C		
	須賀川	406-II-115	竹の内沢 A		
	須賀川	406-II-116	竹の内沢 B		
	須賀川	406-II-117	清水 A		
	須賀川	406-II-118	清水 A		
	須賀川	406-II-119	清水 B		
	須賀川	406-II-120	中居 A		
須賀川	406-II-121	石畑 A			
須賀川	406-II-122	石畑 B			
須賀川	406-III-017	石畑 a			
土石流	須賀川字石畑	7420	五本木沢	押川	
	須賀川字平渡土	J7491	平渡四号沢	押川	
	須賀川字平渡土	7421	平渡三号沢	押川	
	須賀川字平渡土	7422	平渡二号沢	押川	
	須賀川字平渡土	7423	五宝木沢	押川	
	須賀川字市場	J74101	市場沢	大道沢川	
	須賀川字市場	7432	仏沢	押川	
	須賀川字清水	7433	槍水沢	押川	
	須賀川字石畑	7434	江戸の沢	押川	
	須賀川字石畑	7435	石畑沢	押川	

種類	位置（大字）	指定番号	箇所名	河川名	避難場所
	須賀川字石畑	J7490-1	五本木二号沢	押川	
	須賀川字清水	J7492	清水沢	押川	
	須賀川字中居	J74102	中居沢	押川	
	須賀川字中居	J74103	湯舟沢	押川	
	須賀川字石畑	J74103-1	石畑二号沢	押川	
	須賀川字石畑	J74104	下石畑沢	押川	
急傾斜地	須賀川	406- I -009	根岸 2 号		
	須賀川	406- I -010	須賀川小学校		
	須賀川	406- I -017	如来		
	須賀川	406- I -029	横山 A		
	須賀川	406- II -008	坂之上		
	須賀川	406- II -009	小元		
	須賀川	406- II -103	如来 A		
	須賀川	406- II -104	如来 B		
	須賀川	406- II -105	宿 A		
	須賀川	406- II -106	宿 B		
	須賀川	406- II -107	小元 A		
	須賀川	406- II -108	小元 B		
	須賀川	406- II -109	小元 C		
	須賀川	406- II -110	小元 D		
	須賀川	406- II -111	樽沢 A		
	須賀川	406- II -112	肱内 A		
	須賀川	406- II -113	肱内 B		
	須賀川	406- II -114	米梨沢 A		
	須賀川	406- III -010	如来 a		
	須賀川	406- III -015	小元 a		
須賀川	406- III -016	小元 b			
土石流	須賀川字肱内	J7494	肱内二号沢	押川	
	須賀川字宿	7424	宿一号沢	押川	
	須賀川字如来	7425	如来八号沢	押川	
	須賀川字如来	7427	如来三号沢	押川	
	須賀川字如来	7429	如来六号沢	押川	
	須賀川字如来	7430	飯の入沢	押川	
	須賀川字横山	J74100	横山沢	押川	
	須賀川字大久保	7431	学校沢	押川	
	須賀川字肱内	J7493	肱内沢	押川	
	須賀川字小元	J7495	小元一号沢	押川	

種類	位置（大字）	指定番号	箇所名	河川名	避難場所
	須賀川字小元	J7496	小元二号沢	押川	
	須賀川字如来	J7497	宿四号沢	押川	
	須賀川字如来	J7498	如来五号沢	押川	
	須賀川字如来	7426	如来四号沢	押川	
	須賀川字如来	7428	如来二号沢	押川	
	須賀川字如来	J7499	宿三号沢	押川	
	須賀川字大久保	J74100-1	池の作沢	押川	
急傾斜地	雲岩寺	210-Ⅱ-1244	露久保ⅡD		南方第1公民館
	雲岩寺	210-Ⅱ-1245	露久保ⅡF		
	雲岩寺	210-Ⅱ-1246	露久保ⅡG		
	雲岩寺	210-Ⅱ-1247	露久保ⅡE		
	雲岩寺	210-Ⅱ-1248	四斗蒔ⅡD		
	雲岩寺	210-Ⅱ-1249	四斗蒔ⅡE		
	雲岩寺	406-Ⅰ-026	川上E		
	雲岩寺	406-Ⅰ-027	露久保B		
	雲岩寺	406-Ⅱ-071	川上A		
	雲岩寺	406-Ⅱ-072	川上B		
	雲岩寺	406-Ⅱ-073	川上C		
	雲岩寺	406-Ⅱ-074	川上D		
	雲岩寺	406-Ⅱ-075	川上F		
	雲岩寺	406-Ⅱ-076	川上G		
	雲岩寺	406-Ⅱ-077	露久保A		
	雲岩寺	406-Ⅱ-078	露久保C		
	雲岩寺	406-Ⅱ-079	四斗蒔A		
	雲岩寺	406-Ⅱ-080	四斗蒔B		
雲岩寺	406-Ⅱ-082	四斗蒔C			
雲岩寺	406-Ⅱ-083	四斗蒔D			
土石流	雲巖寺字四斗蒔	J7483-1	四斗蒔5号沢	武茂川	
	雲岩寺字露久保	J7453	露久保二号沢	武茂川	
	雲岩寺字露久保	J7454	露久保沢	武茂川	
	雲岩寺字露久保	J7454-1	川中沢	武茂川	
	雲岩寺字四斗蒔	J7484	四斗蒔二号沢	武茂川	
	雲岩寺字四斗蒔	J7485	四斗蒔三号沢	武茂川	
	雲岩寺字四斗蒔	J7486	四斗蒔四号沢	武茂川	
急傾斜地	南方	210-Ⅰ-1241	田中ⅠA		南方第1公民館
	南方	210-Ⅱ-1226	下山ⅡE		
	南方	210-Ⅱ-1227	上南方ⅡH		

種類	位置（大字）	指定番号	箇所名	河川名	避難場所
	南方	210-Ⅱ-1229	上南方Ⅱ I		
	南方	210-Ⅱ-1230	上南方Ⅱ J		
	南方	210-Ⅱ-1231	阿寺Ⅱ C		
	南方	210-Ⅱ-1232	阿寺Ⅱ D		
	南方	210-Ⅱ-1233	阿寺Ⅱ E		
	南方	210-Ⅱ-1234	阿寺Ⅱ F		
	南方	210-Ⅱ-1236	高取Ⅱ A		
	南方	210-Ⅱ-1238	平清水Ⅱ E		
	南方	210-Ⅱ-1239	平清水Ⅱ F		
	南方	210-Ⅱ-1240	田中Ⅱ B		
	南方	210-Ⅱ-1242	西ノ入Ⅱ A		
	南方	210-Ⅲ-1228	上南方Ⅲ B		
	南方	210-Ⅲ-1235	阿寺Ⅲ A		
	南方	210-Ⅲ-1237	高取Ⅲ A		
	南方	210-Ⅲ-1243	西ノ入Ⅲ A		
	南方	406-Ⅱ-052	上南方 B		
	南方	406-Ⅱ-053	上南方 C		
	南方	406-Ⅱ-054	上南方 D		
	南方	406-Ⅱ-055	上南方 E		
	南方	406-Ⅱ-056	上南方 F		
	南方	406-Ⅱ-057	上南方 G		
	南方	406-Ⅱ-058	阿寺 A		
	南方	406-Ⅱ-059	阿寺 B		
	南方	406-Ⅱ-060	平清水 A		
	南方	406-Ⅱ-062	平清水 C		
	南方	406-Ⅱ-063	平清水 D		
	南方	406-Ⅱ-065	大川沢 B		
	南方	406-Ⅱ-066	大川沢 C		
	南方	406-Ⅱ-067	下山 A		
	南方	406-Ⅱ-068	下山 B		
	南方	406-Ⅱ-069	下山 C		
	南方	406-Ⅱ-070	下山 D		
	南方	406-Ⅲ-002	上南方 a		
土石流	南方字西の入	7415	西の入沢	武茂川	
	南方字阿寺	7416	阿寺沢	武茂川	
	南方字川上	J7483	東川上沢	武茂川	
	南方字川上	J7455	西川上沢	武茂川	

種類	位置（大字）	指定番号	箇所名	河川名	避難場所
	南方字下山	J7456	上下山沢	浅ヶ沢川	
	南方字下山	J7457	上下山二号沢	浅ヶ沢川	
	南方字南方1区	J7457-1	上下山四号沢	浅ヶ沢川	
	南方字下山	J7458	浅ヶ沢二号沢	浅ヶ沢川	
	南方字下山	J7460	上下山三号沢	浅ヶ沢川	
	南方字南方1区	J7460-1	上下山5号沢	浅ヶ沢川	
	南方字田中	J7460-2	田中2号沢	武茂川	
	南方字田中	J7461	田中沢	武茂川	
	南方字田中	J7462	大川二号沢	武茂川	
	南方字大川沢	J7464	大川四号沢	武茂川	
	南方字大川沢	J7465	大川五号沢	武茂川	
	南方字大川沢	J7465-1	大川6号沢	武茂川	
	南方字平清水	J7466	下平清水二号沢	武茂川	
	南方字平清水	J7467	下平清水沢	武茂川	
	南方字平清水沢	J7468	平清水沢	武茂川	
	南方字阿寺	J7469	阿寺二号沢	武茂川	
	南方字阿寺	J7470	阿寺三号沢	武茂川	
	南方字阿寺	J7471	阿寺四号沢	武茂川	
	南方字上南方	J7472	上南方六号沢	武茂川	
	南方字上南方	J7473	上南方三号沢	武茂川	
	南方字上南方	J7476	上南方八号沢	武茂川	
	南方字上南方	J7476-1	梅屋沢支流	武茂川	
	南方字上南方	J7477	小轟沢	武茂川	
	南方字上南方	J7478	上南方二号沢	武茂川	
	南方字上南方	J7479	上南方五号沢	武茂川	
	南方字高取	J7480	高取二号沢	武茂川	
	南方字高取	J7481	高取沢	武茂川	
	南方字川上	J7482	下西の入沢	武茂川	

4 要配慮者利用施設への伝達手段（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条関係）

市（総合政策部、保健福祉部、教育部）は、次の方法により要配慮者利用施設の管理者等に土砂災害に関する情報等を伝達する。

- ・ 電話、FAX 等による方法
- ・ 緊急即報メール・市 SNS、テレビ・ラジオ（L-ALERT）、防災行政無線・広報車による方法
- ・ 那須地区広域消防本部・市消防団の経由による方法

要配慮者利用施設一覧（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条関係）

施設の区分	名 称	所在地	対象区域箇所番号
学校	佐久山小学校	佐久山 2271	210-I-008
	黒羽小学校	黒羽田町 525	406-I-002
	須賀川小学校	須佐木 28	406-I-021、7418、7419
社会福祉施設	ふるさとセンター那須	黒羽田町 222	7407、7408
	ワークハウス大田原	黒羽田町 222	7407、7408
	かりいほ	北野上 3952	406-I-025、7405、7406、J7437
	ひなたぼっこ	須佐木 53	7418、7419
	すさぎ保育園	須佐木 275-4	7411、7412、J7450

2-37 広域避難地一覧

No.	名 称	所 在 地	備 考
1	美原公園	美原 1-15-25	地震災害及び大規模火災を想定

3-1 配備体制

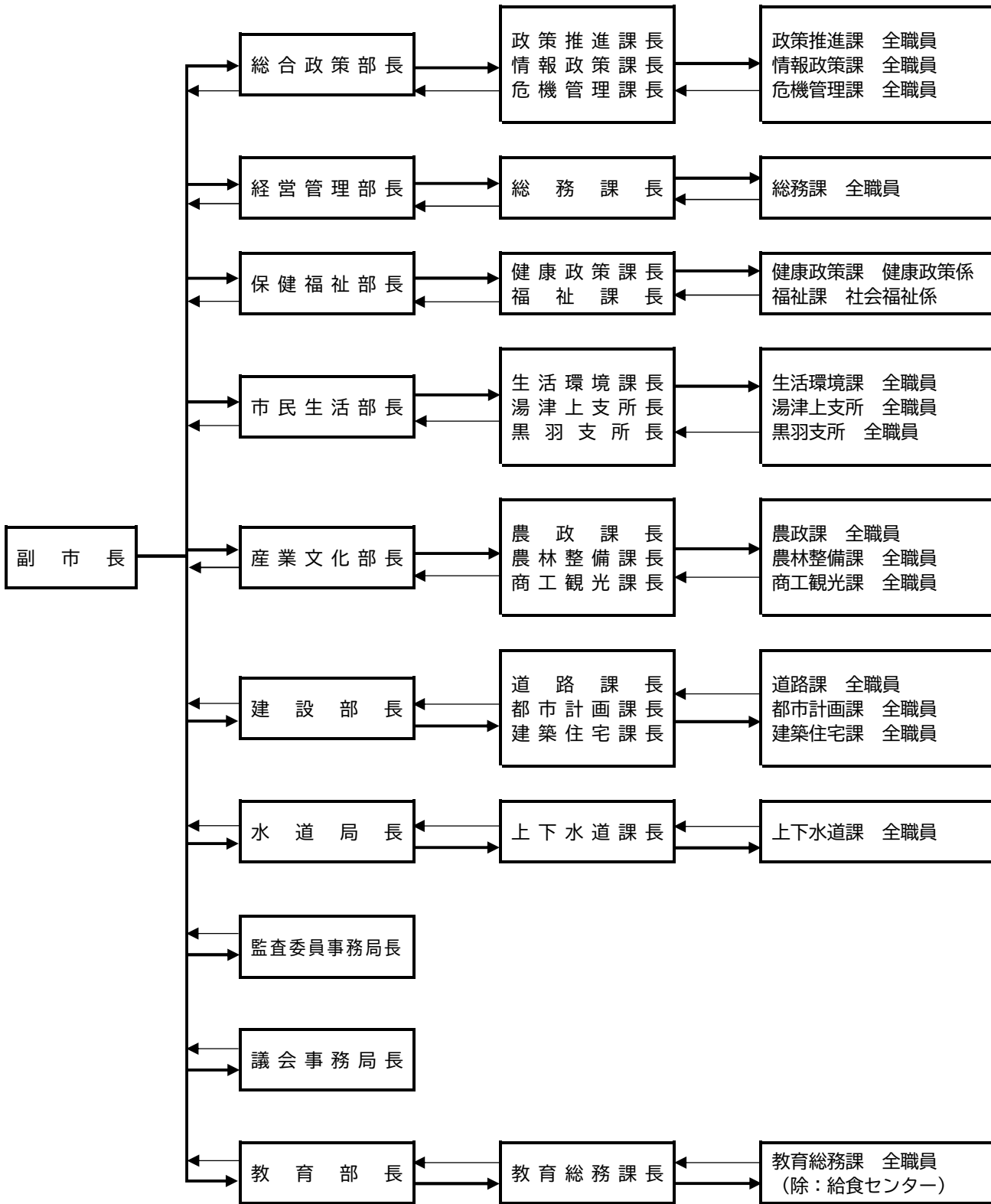
令和7年4月1日現在

配備体制	適用基準	参集職員		
災害警戒本部 (情報収集・準備) 第1配備体制	○気象警報発表時 ○震度4の地震が発生したとき ○台風等の発生により被害が予想されるとき ○小規模災害が発生したとき又は発生が予想されるとき ○その他市長が認めたとき	総合政策部長 (指揮)	危機管理課長	全職員
			政策推進課	待機当番班
			情報政策課	
		経営管理部	総務課	待機当番班
		保健福祉部	福祉課	社会福祉係
		市民生活部	湯津上支所長	全職員
			黒羽支所長	全職員
		水道局	上下水道課	当番職員
		建設部	道路課	待機当番班
			都市計画課	
建築住宅課				
災害警戒本部 (警戒) 第2配備体制	○震度5(弱・強)の地震発生時 ○市内における大規模火災発生時 ○中規模災害の発生又は発生が予想されるとき ○その他市長が認めたとき	副市長(指揮)		
		総合政策部長	政策推進課長	全職員
			情報政策課長	全職員
			危機管理課	全職員
		経営管理部長	総務課長	全職員
		保健福祉部長	健康政策課長	健康政策係
			福祉課長	社会福祉係
		市民生活部長	生活環境課長	全職員
			湯津上支所長	全職員
			黒羽支所長	全職員
		産業文化部長	農政課長	全職員
			農林整備課長	全職員
			商工観光課長	全職員
		建設部長	道路課長	全職員
			都市計画課長	全職員
建築住宅課長	全職員			
水道局長	上下水道課長	全職員		
監査委員事務局長				
議会事務局長				
教育部長	教育総務課長	全職員 (給食センターを除く)		
災害対策本部 第3配備体制	○震度6弱以上の地震発生時 ○特別警報発表時 ○大規模火災で多数の死傷者等発生時 ○市内に災害救助法が適用されたとき ○大規模災害の発生又は発生が予想されるとき ○その他市長が認めたとき	市長(指揮) 災害対策本部に関する全職員 ※大田原市地域防災計画資料編3-4「大田原市災害対策本部の組織及び運営に関する要綱」参照		

災害警戒本部（第2配備体制 警戒）

- ① 震度5（弱・強）の地震が発生したとき ② 市内に大規模火災が発生したとき
- ③ 中規模災害の発生が予想されるとき ④ その他市長が必要と認めるとき

【体制】



第3 配備（災害対策本部 災害対応）

- ① 震度6弱以上の地震が発生したとき
- ② 特別警報が発表されたとき
- ③ 大規模な火災により多数の死傷者等が発生したとき
- ④ 市内に災害救助法が適用されたとき
- ⑤ 大規模災害が発生したとき又は発生が予想される時
- ⑥ その他市長が必要と認めたとき

3-2 大田原市災害警戒本部設置要綱（令和6年4月1日施行）

令和6年3月29日告示第89号

大田原市災害警戒本部設置要綱

大田原市災害警戒本部設置要綱（平成19年告示第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内において災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合において、大田原市災害対策本部条例（昭和38年条例第25号）に規定する大田原市災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するに至るまでの措置及び対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を迅速かつ的確に行うため、大田原市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（警戒本部の体制）

第2条 警戒本部の体制は、第1配備体制及び第2配備体制とする。

（第1配備体制）

第3条 第1配備体制を発令する基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 気象に関する警報が発表されたとき。
- (2) 震度4の地震が発生したとき。
- (3) 台風等の発生により被害が予想される時。
- (4) 小規模災害が発生したとき又は発生が予想される時。
- (5) その他必要と認めるとき。

2 第1配備体制の警戒本部の本部長（以下この条において「本部長」という。）は総合政策部長を、副本部長（以下次項において「副本部長」という。）は総合政策部危機管理課長をもって充て、発令初期において配備する職員は、副本部長並びに総合政策部危機管理課、市民生活部湯津上支所及び黒羽支所に所属する職員とする。

3 副本部長は、前項に規定する者のみでは対応することが困難であると認めるときは、本部長並びに総合政策部、経営管理部及び建設部の待機当番に指定されている職員、水道局の当番職員及び保健福祉部福祉課に所属する職員（社会福祉係に限る。）を配備するものとする。

4 第1配備体制の所掌する業務は、災害情報の収集、被害状況の把握、栃木県との連絡調整、災害応急対策その他必要な災害対策に関するものとする。

5 第1配備体制は、次の各号のいずれかに該当する場合に解散するものとする。

- (1) 災害による被害が発生するおそれなくなったと本部長が認めるとき。
- (2) 災害応急対策がおおむね終了したと本部長が認めるとき。
- (3) 第2配備体制に移行したとき。

（第2配備体制）

第4条 第2配備体制を発令する基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 震度5弱又は5強の地震が発生したとき。
- (2) 大規模火災が発生したとき。
- (3) 中規模災害が発生したとき又は発生が予想される時。
- (4) その他必要と認めるとき。

2 第2配備体制の警戒本部の本部長（以下「本部長」という。）は総合政策部の事務を担当する副市長を、副本部長（以下「副本部長」という。）は総合政策部長を、本部員は経営管理部長、保健福

社部長、市民生活部長、産業文化部長、建設部長、水道局長、議会事務局長、監査委員事務局長及び教育部長をもって充てる。

3 第2 配備体制の発令に伴い配備する職員は、市長が別に定める。

4 第2 配備体制の所掌する業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること。

(2) 対策本部の設置に関すること。

(3) 災害応急対策の実施に関すること。

(4) その他必要な災害対策に関すること。

5 第2 配備体制は、次の各号のいずれかに該当する場合に解散するものとする。

(1) 被害の発生するおそれなくなったと本部長が認めるとき。

(2) 災害応急対策がおおむね終了したと本部長が認めるとき。

(3) 対策本部が設置されたとき。

(警戒本部会議)

第5条 警戒本部に本部会議を置く(第1 配備体制を除く。)

2 本部会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

3 本部長は、本部会議で協議し、又は決定した重要な事項について、市長に遅滞なく報告するものとする。

4 本部長は、必要があると認めるときは、防災関係機関の職員を本部会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 警戒本部の庶務は、総合政策部危機管理課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、警戒本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

3-3 大田原市災害対策本部条例（平成24年9月28日施行）

（昭和38年7月26日条例第25号）

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、大田原市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。
[災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項]

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
4 部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年6月27日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月28日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

3-4 大田原市災害対策本部の組織及び運営に関する要綱（抜粋）（令和7年4月1日施行）

（平成19年1月31日告示第8号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、大田原市災害対策本部条例（昭和38年条例第25号。以下「本部条例」という。）第4条の規定による大田原市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 本部は、次に掲げる場合に設置する。

- （1）震度6弱以上の地震が発生したとき。
- （2）特別警報が発表されたとき。
- （3）大規模な火災により多数の死傷者等が発生したとき。
- （4）市内に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたとき。
- （5）大規模災害が発生したとき又は発生が予想されるとき。
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 本部は、大田原市本庁舎内又は市長の指定する場所に置く。

（組織）

第3条 本部条例第2条第2項に規定する災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

2 本部条例第2条第3項に規定する災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、教育長、大田原市行政組織条例（平成17年条例第69号）に規定する部の長、議会事務局長、監査委員事務局長、教育部長及び消防団長をもって充てる。

3 前2項に定めるもののほか、本部にその他の職員を置き、大田原市行政組織規則（平成17年規則第26号）に規定する課等に勤務する職員並びに水道事業、下水道事業、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局及び教育委員会事務局に勤務する職員をもって充てる。

（本部会議）

第4条 本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、災害応急対策に関する基本的事項について協議決定し、及びその実施を推進する。

3 本部会議は、災害対策副本部長（以下「本部長」という。）、副本部長及び本部員で構成する。

4 本部会議は、本部長が招集し、及び主宰する。

5 本部会議に次に掲げる機関の職員の出席を求めることができる。

- （1）陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊
- （2）那須地区消防組合
- （3）大田原警察署
- （4）ライフライン等関係機関

（部の組織及び分担業務）

第5条 本部条例第3条第1項に規定する部は、別表第1部の欄に掲げるものとし、部にそれぞれ同表班の欄に掲げる班を置く。

2 班に班長及び班員を置く。

3 本部条例第3条第3項に規定する部長及び前項に規定する班長は別表第1部の欄及び班の欄に掲

げる者を、班員は班長の所属する組織に勤務する職員をもって充てる。

4 部及び班の分担業務は、別表第1 分担業務の欄に掲げるもののほか、法令で定めるところにより所掌する業務のうち、災害応急対策の実施に関し必要なものとする。

5 部及び班は、その分担業務を遂行するに当たっては相互に協力し、他の部及び班と緊密な連絡のもとに災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう努めなければならない。

(事務局)

第6条 本部に事務局を置く。

2 事務局に事務局長、事務局次長、事務局員及び本部連絡員を置き、別表第2 職の欄に掲げる者を充て、その所掌する事務は同表職務の欄に掲げるとおりとする。

3 事務局に総務班、情報班、物資班を置き、その構成及び分担業務は別表第3 のとおりとし、各班の班長は事務局長が指名するものとする。

(事務局会議)

第7条 事務局に事務局会議を置き、事務局長、事務局次長及び事務局員で構成する。

2 事務局会議は、事務局長が主宰し、次の事項について協議する。

(1) 本部の運営及び本部会議に関すること。

(2) 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。

(3) 本部内の連絡調整及び、県、他市町、その他防災関係機関との連絡調整に関すること。

(4) 災害広報に関すること。

(5) 自衛隊の派遣要請に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

3 事務局会議の庶務は総務班が処理する。

(連絡員)

第8条 各部の各班に連絡員を置く。

2 連絡員は、班長の指名する者を充て、次の業務を行う。

(1) 第10 条に定める動員の班員への伝達に関すること。

(2) 所属部と班との連絡調整に関すること。

(本部の体制)

第9条 本部は、全組織を挙げて災害応急対策を実施する体制をとる。

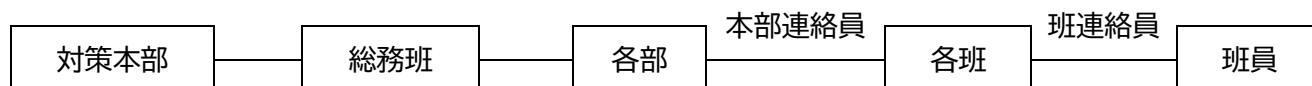
2 本部の部に所属する職員の編成は、部長があらかじめ定めるものとする。

3 部長は、本部長から本部を設置する旨の指令が発せられた場合において、災害の態様により、その所掌する業務に関し、特別の措置を講ずる必要がないと認めるときは、事務局長と協議の上、本部長の承認を得て、当該部の体制を変更し、又は解除することができる。

(動員)

第10 条 前条の本部を設置する旨の指令が発せられたときは、部長は当該部に所属する職員を動員する。

2 前項の動員の伝達は、総務班が本部連絡員及び班連絡員を通じて、次の系統図により行う。



3 前項の伝達は、勤務時間内にあつては庁内放送、電話等により、休日等勤務時間外にあつては電話等により行う。

4 休日等勤務時間外における伝達の体制については、部ごとに具体的に連絡系統を定めておくものとする。

(職員の参集)

第 11 条 職員は、休日等勤務時間外において市内に震度 6 弱以上の地震が発生したことを知ったとき又は前条の伝達を受けたときは、速やかに所属する本部に参集し、災害応急対策業務に従事しなければならない。

2 前項の場合において、災害の状況により、所属する本部に参集できないときは、最寄りの支所に参集することができる。

(解散)

第 12 条 本部は、次の場合に解散する。

(1) 災害の発生するおそれがなくなったと本部長が認めたとき。

(2) 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

別表第1（第5条関係） 部及び班の組織並びに分担業務

部	班	分担業務
総合政策部 （総合政策部長）	政策推進班 （政策推進課長）	1 災害対策本部事務局業務に関する事 2 各部及び部内各班との連絡調整及び活動状況の取りまとめに 関すること。 3 総合政策部内の連絡調整に関する事 4 国・県等関係機関との連絡調整に関する事 5 国際医療福祉大学との連絡調整に関する事 6 自治会との連絡調整に関する事 7 寄附金に関する事 8 危機管理班への協力に関する事 9 災害対策本部長の秘書に関する事 10 災害見舞視察者に関する事 11 その他災害対策本部長の命ずること。
	情報政策班 （情報政策課長）	1 災害時の情報通信ネットワークシステムの運用管理に関する こと。 2 災害情報の収集及び被害状況報告に関する事 3 災害広報など市民への情報発信に関する事 4 報道機関との連絡に関する事 5 災害現場の写真の収集及び記録に関する事 6 危機管理班への協力に関する事。
	危機管理班 （危機管理課長）	1 災害対策本部事務局業務に関する事 2 災害対策本部の設置及び運営に関する事 3 災害対策本部長の命令の伝達に関する事 4 災害対策部内の連絡調整に関する事 5 国・県等関係機関との連絡調整に関する事 6 消防機関及び警察署等防災関係機関との連絡調整に関する こと。 7 国及び自衛隊への派遣要請に関する事 8 県・他市町村及び関係機関への応援要請に関する事 9 災害情報の収集及び被害状況報告に関する事 10 避難情報、警戒区域、気象災害情報等の住民への周知に関す ること。 11 防災行政無線システムの操作に関する事 12 記録の編集保存に関する事 13 防犯に関する事 14 交通安全の保持に関する事 15 災害対策職員の動員及び調整に関する事 16 災害関係文書、物品の收受、配布及び発送に関する事 17 災害救助法に関する事。

部	班	分担業務
		18 被災者再建支援に関すること。 19 義援金の受入れ又は配分に関すること。 20 被災申出証明書の発行に関すること。 21 放射性物質汚染対策に関すること。 22 災害に関する総合窓口に関すること。 23 他の主管に属さないこと。
経営管理部 (経営管理部長)	総務班 (総務課長)	1 災害対策本部事務局業務に関すること。 2 経営管理部内の連絡調整に関すること。 3 業務継続計画に関すること。 4 災害関係文書、物品の收受、配布及び発送に関すること。 5 災害対策職員の動員及び調整に関すること。 6 職員の罹災状況の把握に関すること。 7 職員の福利厚生に関すること。 8 災害時の本庁舎、各別館及び普通財産の管理及び被害状況の報告に関すること。 9 車両の配車及び借上げに関すること。 10 庁内の電力及び電話に関すること。 11 その他災害対策本部長の命ずること。
	財政班 (財政課長)	1 緊急予算の編成及び資金調達に関すること。 2 災害復旧時の契約事務の執行及び連絡調整に関すること。 3 各班への協力に関すること。
	税務班 (税務課長)	1 市税の減免その他災害時の税制に関すること。 2 市税の納税証明に関すること。 3 固定資産の被害調査に関すること。 4 大田原県税事務所との連絡調整に関すること。 5 罹災証明書の発行に関すること。 6 被災者に対する介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収猶予に関すること。 7 被災者に対する納税相談に関すること。 8 避難所開設への協力に関すること。 9 各班への協力に関すること。
保健福祉部 (保健福祉部長)	健康政策班 (健康政策課長)	1 災害対策本部事務局業務に関すること。 2 保健福祉部内の連絡調整に関すること。 3 大田原地区医師会との連絡調整に関すること。 4 県北健康福祉センターとの連絡調整に関すること。 5 感染症患者の移送収容の連携及び協力に関すること。 6 被災住民及び避難住民の保健指導に関すること。 7 医薬品及び衛生材料に関すること。 8 避難所開設への協力に関すること。

部	班	分担業務
		9 医療施設の被害等状況調査及び報告に関すること。 10 災害による消毒が必要な床上及び床下浸水家屋の薬剤散布に関すること。 11 防疫薬剤の調達に関すること。 12 その他災害対策本部長の命ずること。
	福祉班 (福祉課長)	1 避難行動要支援者に対する支援に関すること。 2 ボランティアの受入れ及び活用に関すること。 3 社会福祉協議会との連携に関すること。 4 義援金品の受入れ及び配分に関すること。 5 災害見舞金に関すること。 6 被災者に対する生活保護法の適用に関すること。 7 障害者福祉施設及び障害児福祉施設の被害状況調査及び報告に関すること。 8 被災心身障害者及び被災心身障害児の保護に関すること。 9 避難所の開設及び運営に関すること。 10 県北健康福祉センターとの連絡調整に関すること。 11 被災者に対する特別児童扶養手当等の支給に関する法律の適用に関すること。 12 各班への協力に関すること。
	こども支援班 (こども支援課長)	1 被災児童の保護に関すること。 2 被災者に対する児童扶養手当法の適用に関すること。 3 各班への協力に関すること。
	保育班 (保育課長)	1 保育施設の被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。 2 災害時の保育対策に関すること。 3 保育料の減免に関すること。 4 各班への協力に関すること。
	高齢者幸福班 (高齢者幸福課長)	1 避難行動要支援者に対する支援に関すること。 2 高齢者福祉施設の被害状況調査及び報告に関すること。 3 被災地における要援護高齢者等の施設受入れに関すること。 4 介護保険施設及び居宅介護サービス事業所の被害状況調査及び報告に関すること。 5 被災者に対する介護保険料の減免に関すること。 6 被災者に対する介護保険利用者負担額減額及び免除に関すること。 7 避難所開設への協力に関すること。 8 各班への協力に関すること。
市民生活部 (市民生活部長)	国保年金班 (国保年金課長)	1 災害対策本部事務局業務に関すること。 2 市民生活部内の連絡調整に関すること。 3 被災者に対する国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の

部	班	分担業務
		減免に関すること。 4 国民健康保険被保険者等の医療に関すること。 5 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一部負担金等の取扱い等に関すること。 6 大田原年金事務所との連絡調整に関すること。 7 被災者に対する国民年金保険料の免除に関すること。 8 災害時の国民年金給付事務に関すること。 9 その他災害対策本部長の命ずること。
	市民班 (市民課長)	1 在市外国人への対応に関すること。 2 各班への協力に関すること。
	生活環境班 (生活環境課長)	1 災害時の環境保全に関すること。 2 災害時の環境調査・報告及び災害対策に関すること。 3 災害廃棄物の置場設置及び処理に関すること。 4 災害時における清掃施設の管理に関すること。 5 被災地区の災害廃棄物処理に関すること。 6 被災地の動物の保護に関すること。 7 災害廃棄物に起因する害虫の防除及び災害廃棄物の消毒に関すること。 8 防疫薬剤の調達に関すること。 9 輸送機関との連絡に関すること。 10 輸送の安全確保に関すること。 11 被災者等の緊急輸送バス等に関すること。 12 遺体の埋火葬処理に関すること。
湯津上支所 (湯津上支所長)	総合窓口班 (総合窓口課長)	1 災害対策本部事務局業務に関すること。 2 支所内の連絡調整に関すること。 3 災害対策本部との連絡に関すること。 4 被害情報の収集に関すること。 5 災害時の湯津上支所の管理及び被害状況の報告に関すること。 6 消防分団との連絡活動に関すること。 7 避難情報、警戒区域、気象災害情報等の住民への周知に関すること。 8 被災住民及び避難住民の保健指導の連絡調整に関すること。 9 被災申出証明書（災害用）の発行に関すること。 10 防災行政無線システムの操作に関すること。 11 他の部との連絡調整に関すること
黒羽支所 (黒羽支所長)	総合窓口班 (総合窓口課長)	1 災害対策本部事務局業務に関すること。 2 支所内の連絡調整に関すること。 3 災害対策本部との連絡に関すること。

部	班	分担業務
		4 被害情報の収集に関すること。 5 災害時の黒羽支所の管理並びに被害状況の報告に関する こと。 6 消防分団との連絡活動に関すること。 7 避難情報、警戒区域、気象災害情報等の住民への周知に関す ること。 8 被災住民及び避難住民の保健指導の連絡調整に関すること。 9 被災申出証明書（災害用）の発行に関すること。 10 防災行政無線システムの操作に関すること。 11 他の部との連絡調整に関すること。
産業文化部 (産業文化部長)	農政班 (農政課長)	1 災害対策本部事務局業務に関すること。 2 産業文化部内の連絡調整に関すること。 3 那須農業振興事務所等との連絡調整に関すること。 4 農業に係る被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。 5 家畜、畜産関係の被害状況調査・報告及び災害対策に関する こと。 6 営農資金に関すること。 7 その他災害対策本部長の命ずること。
	農林整備班 (農林整備課長)	1 那須農業振興事務所及び県北環境森林事務所等との連絡調整 に関すること。 2 農林業に係る被害状況調査・報告及び災害対策に関するこ と。 3 民有林の被害調査・報告及び災害対策に関すること。 4 各班への協力に関すること。
	商工観光班 (商工観光課長)	1 商業、観光及び工業関係の被害状況調査・報告及び災害対策 に関すること。 2 商業、観光、工業諸団体及び労働関係機関との連絡に関する こと。 3 中小企業者の金融対策に関すること。 4 避難所開設への協力に関すること。 5 物品の受入及び調達に関すること。 6 各班への協力に関すること。
	文化振興班 (文化振興課長)	1 関係施設及び芸術作品等の被害状況調査・報告及び災害対策 に関すること。 2 指定文化財等の被害状況調査・報告及び災害対策に関するこ と。 3 避難所開設への協力に関すること。 4 各班への協力に関すること。

部	班	分担業務
建設部 (建設部長)	道路班 (道路課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部事務局業務に関する事。 2 建設部内の連絡調整に関する事。 3 道路施設等の被害状況調査・報告及び災害対策に関する事。 4 道路施設等の障害物の除去に関する事。 5 避難路の確保に関する事。 6 道路施設等の応急復旧に関する事。 7 水防の協力に関する事。 8 災害対策に必要な土木業者、災害協定締結事業者等との連携に関する事。 9 大田原土木事務所との連絡調整に関する事。 10 交通途絶箇所及び交通迂回路線の公示に関する事。 11 その他災害対策本部長の命ずる事。
	都市計画班 (都市計画課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園緑地及び公園施設の被害状況調査・報告及び災害対策に関する事。 2 都市復興計画に関する事。 3 災害対策における開発行為等の指導に関する事。 4 公園緑地における避難所開設への協力に関する事。 5 被災宅地危険度判定に関する事。
	建築住宅班 (建築住宅課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市営住宅の被害状況調査・報告及び災害対策に関する事。 2 市営住宅の応急修理に関する事。 3 避難所その他応急仮設建物の建築に関する事 4 被災者に対する住宅相談に関する事。 5 被災建築物の応急危険度判定に関する事。
水道局 (水道局長)	上下水道班 (上下水道課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部事務局業務に関する事。 2 水道施設及び下水道施設の被害状況調査・報告及び災害対策に関する事。 3 水道施設の応急工事に必要な資材等の調達に関する事。 4 下水道管渠等の応急復旧に関する事。 5 緊急予算の編成に関する事。 6 物品及び金銭の出納及び保管に関する事。 7 大田原管工事工業協同組合及び公認排水設備工事業者との連絡調整に関する事。 8 下水道管理事務所との連絡調整に関する事。 9 災害対策に必要な業者等との連絡調整に関する事。 10 水道料金及び下水道使用料等の減免に関する事。 11 被災者に対する公共下水道受益者負担金に関する事。 12 応急給水に関する事。 13 配水管、給水管その他水道施設の応急復旧に関する事。

部	班	分担業務
		14 中継ポンプ場、終末処理場等の保全並びに応急復旧に関する こと。 15 その他上下水道の復旧に関すること。
教育委員会事務局 (教育部長)	教育総務班 (教育総務課長)	1 災害対策本部事務局業務に関すること。 2 教育委員会事務局内の連絡調整に関すること。 3 避難所開設への協力に関すること。 4 教育関係施設の被害状況調査・報告及び災害対策に関する こと。 5 教育関係災害復旧及び応急救助予算の要求に関すること。 6 その他災害対策本部長の命ずること。
	学校教育班 (学校教育課長)	1 児童生徒等の被災状況の把握に関すること。 2 学用品の給与に関すること。 3 学校教育の再開に関すること。 4 被災児童生徒の教育対策に関すること。
	生涯学習班 (生涯学習課長)	1 社会教育施設の被害状況調査・報告及び災害対策に関する こと。 2 図書館の被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。 3 公民館施設の被害状況調査・報告及び災害対策に関する こと。 4 避難所開設への協力に関すること。 5 各班への協力に関すること。
	スポーツ振興班 (スポーツ振興課長)	1 体育施設の被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。 2 避難所開設への協力に関すること。 3 各班への協力に関すること
協力部 (議会事務局長) (監査委員事務局長 兼選挙管理委員会事 務局長)	議事班 (議事課長)	1 災害対策本部事務局業務に関すること。 2 協力部内の連絡調整に関すること。 3 他市町村議会の視察調査に関すること。 4 電話、窓口等の対応に関すること。 5 記録の編集保存に関すること。 6 各班への協力に関すること。 7 その他災害対策本部長の命ずること。
	会計班 (会計管理者)	1 物品の調達に関すること。 2 支払等業務に関すること。 3 電話、窓口等の対応に関すること。 4 記録の編集保存に関すること。 5 各班への協力に関すること。
	監査委員事務局兼選 挙管理委員会事務局	1 電話、窓口等の対応に関すること。 2 記録の編集保存に関すること。

部	班	分担業務
	班 (監査委員事務局長 兼選挙管理委員会事務局長)	3 各班への協力に関する事。
	農業委員会事務局班 (農業委員会事務局長)	1 電話、窓口等の対応に関する事。 2 記録の編集保存に関する事。 3 各班への協力に関する事

部	班	分担業務
消防団 (消防団長)		1 消火活動及び救助活動に関する事。 2 土砂災害危険箇所、河川等の監視警戒に関する事。 3 水防に関する事。 4 避難勧告及び警戒区域、気象災害情報等の住民への周知に関する事。 5 行方不明者の捜索に関する事。

別表第2(第6条関係) 事務局長等の職名、担当職及び職務

職	担当職	職務
事務局長	総合政策部長	事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
事務局次長	危機管理課長	事務局長を補佐し、事務局長不在時には、その職務を代理する。
事務局員	危機管理課防災係長 危機管理課地域安全係長 湯津上支所総合窓口課総合窓口係長 黒羽支所総合窓口課管理係長 政策推進課政策企画係長 総務課総務法規係長 健康政策課健康政策係長 国保年金課管理係長 農政課農政係長 道路課企画係長 教育総務課総務係長 議事課議事係長	災害応急対策に関し、災害対策本部と各部との調整事務を行う。
本部連絡員	危機管理課防災係 湯津上支所総合窓口課総合窓口係 黒羽支所総合窓口課管理係 政策推進課政策企画係 総務課総務法規係 健康政策課健康政策係 国保年金課管理係 農政課農政係 道路課企画係 教育総務課総務係	1 第10条に定める動員の所属部班への伝達に関する事。 2 所属部と本部事務局との連絡調整に関する事。 3 所属部に係る被害又は災害対策活動に関する情報の収集伝達及び資料の整理に関する事。 4 総務班の業務のうち所属部に関する事。

別表第3(第6条関係) 事務局の各班の構成及び分担業務

班	構成員	分 担 業 務
総務班	危機管理課職員 総務課職員 本部連絡員	1 災害対策本部資料の作成及び取りまとめに関すること。 2 各部班における被害状況、災害対策活動状況の情報班への提供に関すること。(本部連絡員) 3 県及び関係機関に対する報告及び協力要請その他連絡に関すること。 4 事務局内の庶務に関すること。 5 災害対策従事職員の後方支援に関すること。
情報班	[情報担当] 情報政策課職員 危機管理課職員	1 市内の被害状況の調査に関すること。 2 記者発表資料の作成に関すること。 3 ライフライン機関等からの情報収集に関すること。 4 火災・災害等即報要領等に基づく県への報告に関すること。 5 被害状況資料の関係機関への提供に関すること。
	[広報担当] 情報政策課職員 危機管理課職員	1 総務班への記者発表資料の提供、調整に関すること。 2 記者発表(班長)及び取材への対応、調整に関すること。 3 情報政策班と連携した市民ニーズの把握に関すること。
物資班	危機管理課職員 [物資調達担当] 商工観光課職員 [輸送調整担当] 総務課職員 生活環境課職員 道路課職員	1 救援物資及び資機材の需給調整に関すること。 2 緊急輸送車両等の調整に関すること。 3 緊急輸送路の調整に関すること。 4 県備蓄品の提供要請に関すること。

3-5 災害対策本部職員の証票等

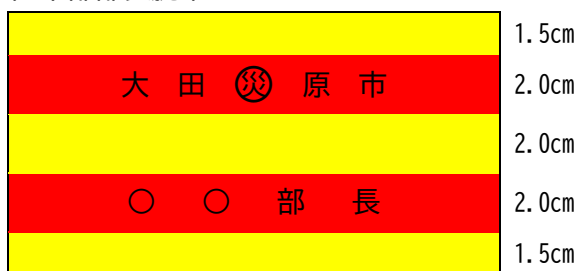
(1) 本部長腕章



(2) 副本部長腕章



(3) 本部部長腕章



(4) 本部班長腕章



※ 腕章の色調

地色・・・黄

文字・・・黒

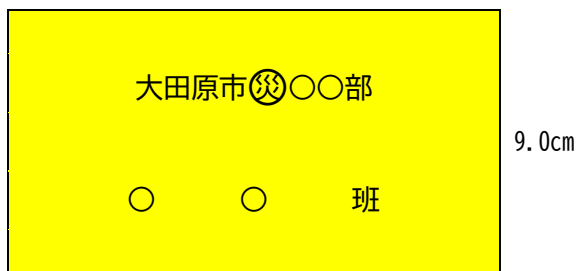
線・・・赤（ただし、各連絡員は青）

※ 標旗の色調

地色・・・赤

文字・・・黒

(5) 本部班員腕章



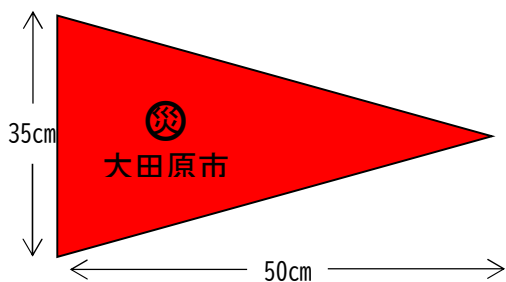
(6) 本部連絡員腕章



(7) 班連絡員腕章



標旗



※ 腕章の色調

地色・・・黄

文字・・・黒

線・・・赤（ただし、各連絡員は青）

※ 標旗の色調

地色・・・赤

文字・・・黒

3-6 自衛隊の災害派遣要請・体制

1 災害派遣要請手続き

(1) 要請先 知事（危機管理防災局危機管理課経由）

(2) 事務手続

市（総合政策部）は、県へ下記様式をもって派遣要請を依頼する。ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等によって依頼し、事後所定の手続きをとる。

なお、特に緊急を要し、知事に対して要請を行うことができないときは、陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊に通知するものとする。この場合、速やかに県にその旨を通知するものとする。

ア 要請先

要請先	担当	電話番号	防災行政ネットワーク
栃木県知事	危機管理課	028-623-2129	8-500-2129 又は 2136
陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊	第6中隊	028-653-1551 (内線：235～238, 297)	8-702-02 又は 05

イ 様式

(様式)	大危第 号
	年 月 日
栃木県知事 様	栃木県大田原市長
陸上自衛隊の災害派遣要請について	
次により陸上自衛隊の派遣をお願いいたします。	
1 災害の状況及び派遣を要請する理由 2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
4 その他参考事項	

(3) 災害派遣部隊の受入れ体制

ア 災害救援活動の調整

市（総合政策部）は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行う。

イ 資材の準備

市（総合政策部）は、災害派遣部隊が災害救援のために使用する資材を原則として準備する。

ウ 宿舍のあっせん

市（総合政策部）は、災害派遣部隊等が宿舍を必要とする場合、できる限りこれをあっせんする。

エ 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、市が負担する経費は概ね次のとおりとする。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市（総合政策部）が協議するものとする。

(ア) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料、修繕費

(イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料

(ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等

- (工) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償（４）
- (4) 災害派遣部隊の撤収要請

市（総合政策部）は、災害救助活動の必要がなくなつたと判断した場合、陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊と協議のうえ、県に対して撤収の要請を依頼する。

3-7 避難指示等の発令基準

第1 水害編

1 対象とする河川

避難指示等の対象となる河川は下表1のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。
- ・不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じて、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。

表1 避難指示等の対象となる河川

河川名	基準観測所	備考
那珂川	小口	国管理
那珂川	黒羽	県管理
箒川	佐久山	県管理
蛇尾川	蛇尾橋	県管理
余笹川	中余笹橋	県管理

浸水がすでに始まっている場合は、次の事項に留意する。

- ・浸水深が50cmを上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険であること。流速が早い場合は、20cm程度でも歩行不可能であること。
- ・用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上10cm程度でも危険であること。

2 避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）

避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）は下表2のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

避難指示等は、以下の基準に基づき発令する。

表2

■那珂川

基準観測所	那珂川 小口観測所
高齢者等避難	・水位観測所の水位が氾濫注意水位（5.0m）に達し、氾濫注意情報が発表され、更に水位の上昇が予想される場合
避難指示	・氾濫警戒情報が発表され、水位観測所の水位が氾濫危険水位（5.5m）に到達することが見込まれる場合

基準観測所	那珂川 黒羽観測所
高齢者等避難	・水位観測所の水位が氾濫注意水位（3.1m）に達し、氾濫注意情報が発表され、更に水位の上昇が予想される場合
避難指示	・水位観測所の水位が氾濫危険水位（5.2m）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位（4.4m）に達し、氾濫警戒情報が発表され、更に水位の上昇が予想される場合

■箒川

基準観測所	箒川 佐久山観測所
高齢者等避難	・水位観測所の水位が氾濫注意水位（2.5m）に達し、氾濫注意情報が発表され、更に水位の上昇が予想される場合
避難指示	・水位観測所の水位が氾濫危険水位（4.0m）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位（3.5m）に達し、氾濫警戒情報が発表され、更に水位の上昇が予想される場合

■蛇尾川

基準観測所	蛇尾川 蛇尾橋観測所
高齢者等避難	・水位観測所の水位が氾濫注意水位（2.3m）に達し、氾濫注意情報が発表され、更に水位の上昇が予想される場合
避難指示	・水位観測所の水位が氾濫危険水位（3.9m）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位（3.4m）に達し、氾濫警戒情報が発表され、更に水位の上昇が予想される場合

■余笹川

基準観測所	余笹川 中余笹橋観測所
高齢者等避難	・水位観測所の水位が氾濫注意水位（1.8m）に達し、氾濫注意情報が発表され、更に水位の上昇が予想される場合
避難指示	・水位観測所の水位が氾濫危険水位（2.8m）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位（2.3m）に達し、氾濫警戒情報が発表され、更に水位の上昇が予想される場合

3 避難指示等の伝達内容等

(1) 避難指示等の伝達内容

下記の例文を参考に、事態の状況に応じて伝達する。

<高齢者等避難の伝達文（住民あて）の例>

「こちらは、大田原市〇〇（組織名等）です。〇時〇分に〇〇地区に対して、〇〇（避難すべき事由）のため高齢者等避難を出しました。お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇へ避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。」

<避難指示の伝達文（住民あて）の例>

「こちらは、大田原市〇〇（組織名等）です。〇時〇分に〇〇地区に対して、〇〇（避難すべき事由）のため、避難指示を出しました。直ちに避難所や安全な場所へ避難してください。なお、浸水により、〇〇道は通行できません。」

(2) 避難指示等の伝達先・伝達手段

災害の状況、伝達先に応じて最善の手段により伝達するものとする。

伝達先

- ・住民等（住民、自治会長、民生委員、自主防災組織代表者等）
- ・避難行動要支援者・福祉関係機関等（要配慮者の事前登録者、市社会福祉協議会、老人ホーム、保育園、病院等）
- ・防災関係機関等（消防署、消防団、警察署、県、国等）

伝達手段

- ・防災行政無線、広報車、消防車、市ホームページ、市公式SNS、よいちメール、電話、FAX等

第2 土砂災害編

1 対象とする区域

(1) 避難指示等の対象となる区域は資料編2-36の2(1)のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。
- ・土砂災害警戒情報が発表された場合は、土砂災害警戒情報に関する補足情報や警戒区域図を参考に、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。
- ・自然現象のため不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じて、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。

(2) 避難の際には、次の事項に留意する。

- ・避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険区域内の通過は可能な限り避けること。土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避けること。

- ・避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がけること。

2 避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）

避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）は下表3のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係等との間で相互に情報交換すること。
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

避難指示等は、以下の基準に基づき発令する。

表3

対象地区	・避難すべき区域の全部
高齢者等避難	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁りや量の変化）が発見された場合
避難指示	・土砂災害警戒情報が発表され、引き続き降雨が見込まれる場合 ・近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合 ・近隣で土砂災害が発生した場合

3 避難指示等の伝達内容等

水害編の3を参照のこと。

3-8 栃木県火災・災害等即報要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災、災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り「火災報告取扱要領(平成6年4月21日付消防災第100号)」「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」「救急事故等報告要領(平成6年10月17日付消防救第158号)」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合は、原則として当該火災等の発生した地域に属する消防本部(局)が、火災等に関する即報を県へ報告するものとする。

ただし、火災等が発生した地域が2以上の消防本部(局)にまたがる場合又は火災等が発生した地域の属する消防本部(局)と当該火災等について、主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った消防本部(局)が異なる場合は、当該火災等について主として応急措置を行った消防本部(局)又はこれらの火災等があったことの報告を受けた消防本部(局)が報告するものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、原則として当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町は、災害に関する即報について県へ報告をするものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、県は、市町又は消防本部(局)からの報告及び自ら収集した情報等を整理し、火災・災害等に関する即報について消防庁へ報告をするものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、市町又は消防本部(局)は、第1報を県と消防庁へ報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市町又は消防本部(局)は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町又は消防本部(局)は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。県は、市町又は消防本部(局)からの報告を入手後、速やかに消防庁へ報告するとともに、市町又は消防本部(局)からの報告を待たずして情報を入手したときは、直ちに消防庁へ報告するものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報にあたっては、県が消防庁に報告する場合及び市町又は消防本部(局)が直接消防庁に報告する場合は、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告するものとする。ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、

迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。なお、報告に万全を期すため、特に第1報においては、要求されない場合を除き、様式を送信した後電話にて報告した旨伝えるものとする。また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（県、市町又は消防本部(局)が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

市町及び消防本部(局)が県へ報告する場合は、原則として栃木県防災情報システム端末からの入力により報告するものとする。また、画像情報を送信できる市町及び消防本部(局)は、(2)により被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又は栃木県防災情報システム端末等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

防災行政ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信できる市町及び消防本部(局)（応援団体含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害が発生したときは、静止画像電送装置等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災市町の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 市町又は消防本部(局)は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・

災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

- (2) 市町又は消防本部(局)は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町及び消防本部(局)が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

- (3) 県は、被害状況等の把握にあたり、県警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数(死者・行方不明者)については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

- (4) 市町及び消防本部(局)は、情報の共有化を図るため相互に連携を保つものとする。

- (5) 市町又は消防本部(局)は、県に報告をすることができない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告をするものとする。

- (6) 上記(1)から(5)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町又は消防本部(局)はその状況を直ちに消防庁及び県に対し報告するものとする。

- (7) 消防庁報告にあつては「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」により行うものとする。

- (8) 県及び消防庁に報告を行うにあつての連絡先は別表1のとおりとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故(該当するおそれがある場合を含む。)等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものであつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- (a) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- (b) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等

が避難したもの

- (c) 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- (d) 特定違反對象物の火災
- (e) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- (f) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- (g) 損害額1億円以上と推定される火災
- (h) 公の施設（官公署、学校、県営住宅等）
- (イ) 林野火災
 - (a) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
 - (b) 空中消火を要請又は実施したもの
 - (c) 住宅等へ延焼するおそれがあるもの
 - (d) 火災現場と送電線・配電線が近距離にあるもの
- (ウ) 交通機関の火災
 - (a) 航空機火災
 - (b) 船舶火災であって社会的影響度の高いもの
 - (c) トンネル内車両火災
 - (d) 列車火災
- (エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

（例示）消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- (オ) 湖沼・河川への危険物等流出事故
- (カ) 高速道路上等におけるタンクローリー事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

ウ 原子力災害等

- (ア) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (イ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

エ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

オ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(例示) 施設等で多数の人が避難したもの

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いと判明した時点での報告を含む。）

(例示) ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

・バスの転落による救急・救助事故

・ハイジャックによる救急・救助事故

・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故

・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的被害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

イ 市町が災害対策本部を設置したもの

ウ 災害が2市町以上にまたがるもので、1市町における被害は軽微であっても県域で見た場合に同一災害で大きな被害が生じているもの

(例示) 台風、豪雨、豪雪

エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア 地震

(ア) 当該市町の区域内で震度5弱以上を記録したもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 風水害

(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 台風、豪雨により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(エ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

エ 火山災害

(ア) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町又は消防本部(局)は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 危険物等に係る事故

ア 第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 湖沼・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(3) 原子力災害等

第2の1の(2)のウに同じ。

(4) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(5) 爆発・異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2) 第2の4の(2)のイ、エのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」「災害報告取扱要領」「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災の種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せて記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。(ア)において同じ。)の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防
査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の(e)、(f)又は(g)のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情 b 都市構成 c 気象条件 d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) 罹災者の避難保護の状況

(オ) 市町及び消防本部(局)の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)

ウ 林野火災

(ア) 火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等)

※必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種、所属、機数等)

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式(特定の事故)

(1) 事故名(表頭)及び事故種別

特定の事故のうち「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を
発見した日時を記入すること。

(4) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入す
ること。

なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危
険物の類別及び品名について記入すること。

(5) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(6) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(7) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(8) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに市町の応急対策状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(9) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(10) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば記入すること。

（例示）自衛隊の派遣要請、出動状況

(11) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」「被ばく者」「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況等を記入すること。

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には急病人等を含む。

イ 「不明」とは行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部（局）名、隊数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について特記すべき事項があれば記入すること。

（例示）・市町、その他関係機関の活動状況

- ・避難指示の発令状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合は本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所・発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町又は消防本部（局）から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する

上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下、「災害対策本部等」という。）を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部（局）、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(I) その他市町が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお「水道」「電話」「電気」「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町名

市町毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の種別、災害の経過、今後の見通し等

(I) 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合

にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

附 則

この要領は、平成 2年 5月15日から施行する。

この要領は、平成 7年 1月17日から施行する。

この要領は、平成 8年 5月15日から施行する。

この要領は、平成12年 2月15日から施行する。

この要領は、平成12年12月 1日から施行する。

この要領は、平成15年 6月27日から施行する。

この要領は、平成15年10月15日から施行する。

この要領は、平成16年 3月 1日から施行する。

この要領は、平成16年11月 1日から施行する。

この要領は、平成18年 3月20日から施行する。

この要領は、平成19年 3月31日から施行する。

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成20年 5月 1日から施行する。

この要領は、平成20年 9月 9日から施行する。

この要領は、平成21年 3月23日から施行する。

この要領は、平成22年 3月29日から施行する。

この要領は、平成24年 3月30日から施行する。

この要領は、平成24年 5月31日から施行する。

この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和 元年 6月14日から施行する。

この要領は、令和 3年 6月 8日から施行する。

この要領は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和 5年 5月12日から施行する。

別表1 連絡先

県	終日	危機管理 防災局 危機 管理課 及び 消防 防災課	防災行政 ネットワーク	電話	発信特番-500-2136
				FAX	発信特番-500-2146
			NTT回線	電話	028-623-2136
				FAX	028-623-2146
消防庁	勤務時間内 (平日9時30分～ 18時15分)	応急 対策室	NTT回線	電話	03-5253-7527
				FAX	03-5253-7537
			地域衛星 ネットワーク	電話	発信特番-048-500-90 -49013
				FAX	発信特番-048-500-90 -49033
	勤務時間外	宿直室	NTT回線	電話	03-5253-7777
				FAX	03-5253-7553
			地域衛星 ネットワーク	電話	発信特番-048-500-90 -49102
				FAX	発信特番-048-500-90 -49036

第1号様式（火災）

第 報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分	
終日	⇒N W-FAX 発信特番-500-2146/ NTT-FAX 028-623-2146		市町 (消防本部名)	
第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 発信特番-500-2136 NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名		(TEL)

(月 日 時 分現在)

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他			
出火場所			栃木県防災 情報マップ	6- , - (英字) (数字)
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	
火元の業態・ 用 途	事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所	出火原因			
死傷者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽 症 人	死者の生じた 理 由		
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積	
焼損程度	焼損棟数 } 全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り災世帯数	世帯		気象状況	
消防活動状況	消防本部 (署) 消 防 団 その他 (消防防災ヘリコプター等)	台 台 台・機	人 人 人	
救急・救助 活動状況				
災害対策本部等 の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第2号様式（特定の事故）

第 報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒N W-FAX 発信特番-500-2146/ NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 発信特番-500-2136 NTT-TEL 028-623-2136)			
事故名	1 危険物等に係る事故 2 原子力施設等に係る事故 3 その他特定の事故 (月 日 時 分現在)	報告者名	(Tel)

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()			
発生場所				
事業所名				
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分	
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他 ()	物質名		
施設の区分	1.危険物施設 2.高圧混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他 ()			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死傷者	死者 (性別・年齢)	人	負傷者等	
			重症	
			中等症	
			軽症	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材
	事業所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
	消防本部 (署)		台	
	消防団		台	
	消防防災ヘリコプター		機	
	警戒区域の設定		人	
使用停止命令		人		
その他		人		
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒N W-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
※第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)			
		報告者名	(TEL)

(月 日 時 分現在)

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)		覚知方法	
事故等の概要				
死傷者等	死者（性別・年齢）	負傷者等	人（ 人	
	計 人	{ 重症 人（ 人 中等症 人（ 人 軽 症 人（ 人		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数（見込）		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒N W-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 【県から要求した場合は除く】 (NW-TEL 発信特番 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	(TEL)

(月 日 時 分現在)

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟
		うち 災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟
		不明	人	軽傷	人		一部 損壊	棟	未分類	棟
状況	119番通報の件数									
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況									
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況をわかる範囲で記入すること)								
	自衛隊派遣要請の状況									
その他市町が講じた応急対策										

《危機管理課・消防防災課確認事項》

- 1 死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。
- 2 住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同様に確認する。
- 3 非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。
- 4 住民の避難の状況について確認する。（緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難の区別をはっきりさせること。）
- 5 道路、崖くずれの状況について確認する。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その2）〔被害状況即報〕

終日		⇒NW-FAX発信特番-500-2146/NTT-FAX 028-623-2146				送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136) ※第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。【県から要求した場合は除く】						
市町名 (消防本部名)		区分		被害		区分		被害		災害対策本部等の設置状況	県	
報告者名		田		流出・埋没 ha		公立文教施設		千円				
災害名		畑		冠水 ha		農林水産業施設		千円				
報告番号		冠水 ha		流出・埋没 ha		公共土木施設		千円				
災害名 報告番号		冠水 ha		その他の公共施設		千円				災害救助法 適用市町名	市町	
第 報 (月 日 時現在)		文教施設 箇所		小計		千円						
区分		被害		病院 箇所		公共施設被害市町数		団体		計	団体	
人的被害		死者 人		道路 箇所		農産被害		千円				
行方不明者 人		橋りょう 箇所		河川 箇所		林産被害		千円				
負傷者		重傷 人		砂防 箇所		畜産被害		千円				
軽傷 人		清掃施設 箇所		鉄道不通 箇所		水産被害		千円				
全壊 棟		鉄道不通 箇所		その他 千円		商工被害		千円				
世帯		被害船舶 隻		被害総額		千円		119番通報件数				
半壊 棟		水道 戸		災害の概況								
世帯		電話 回線										
一部破損 棟		電気 戸										
世帯		ガス 戸										
棟		ブロック塀等 箇所										
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												
世帯												
床上浸水 棟												
世帯												
棟												

3-9 即報基準一覧

H31年3月

※詳細は栃木県火災・災害等即報要領を参照すること

連絡先

県 (終日⇒ 危機管理課・ 消防防災課)	防災行政NW	発信特番-500-2136	消防庁	(勤務時間内 ⇒応急対策室)	NTT回線	03-5253-7527
		発信特番-500-2146 (FAX)			03-5253-7537 (FAX)	
	NTT回線	028-623-2136		(勤務時間外 ⇒直通室)	NTT回線	03-5253-7777
		028-623-2146 (FAX)			03-5253-7553 (FAX)	
			地域衛星NW	発信特番-048-500-90-49013		
				発信特番-048-500-90-49033 (FAX)		
				地域衛星NW	発信特番-048-500-90-49102	
					発信特番-048-500-90-49036 (FAX)	

報告すべき火災・災害等を覚知したとき直ちに第1報を報告(判断に迷う場合は報告)できるだけ早く分かる範囲で構わない。以降、各即報様式に定める事項について判断したものをから逐次報告。

即報

※第1報については報告した旨電話連絡(県から要求した場合を除く)

直接即報基準(囲みの項目)にあてはまる火災・災害等を覚知した時は、県に対してだけでなく、消防庁に対しても直接第1報報告。(要請があった時は以降も引き続き報告)

第1号様式使用

- 1 火災発生 (おそれ含む)**
- ① 一般基準
 - 死者3人以上発生
 - 死者及び負傷者の合計10人以上発生
 - 自衛隊に災害派遣を要請
 - ② 個別基準
 - A 建物火災
 - 特定防火対象物で死者発生
例：劇場、映画館、公会堂又は集会場、キャバレー、飲食店、百貨店、旅館、ホテル、病院、福祉施設、幼稚園、障害者施設等
 - ホテル、病院、映画館、百貨店での火災
 - 11階以上の階や、地下街又は準地下街の火災で利用者等が避難
 - 大使館・領事館及び国指定重要文化財
 - 特定違反対象物(床面積1500㎡以上の特定防火対象物及び地階を除く階数が11以上の非特定防火対象物のうち、所定の消防設備が未設置であるもの)
 - 建物焼損延べ面積3,000㎡以上(推定)
 - 他の建築物への延焼が10棟以上(見込み含む)
 - 損害額1億円以上(推定)
 - 公の施設(官公署、学校、県営住宅等)
 - B 林野火災
 - 焼損面積10ha以上(推定)
 - 空中消火要請(栃木県防災ヘリ「おおるり」等要請)又は実施
 - 住家等へ延焼するおそれがあるもの
 - 送電線・配電線が近距離
 - C 交通機関の火災
 - 航空機
 - 社会的影響度が高い船舶
 - トンネル内の車両
 - 列車
 - D その他
 - 特殊な原因、特殊な態様の火災
例：消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
 - 消防職員及び消防団員の消火活動等に十なう重大事故
 - E 社会的影響基準
 - ①②に該当しなくとも報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度高
爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃・緊急対処事態発展の可能性が有るものを含む)

第2号様式使用

- 2 特定の事故発生 (おそれ含む)**
- ① 一般基準
 - 死者3人以上発生
 - 死者及び負傷者の合計10人以上発生
 - 自衛隊に災害派遣を要請
 - ② 個別基準
 - A 危険物等(危険物・高圧ガス・可燃性ガス・毒物・劇物・火薬等)を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故
 - 死者(交通事故を除く)又は行方不明者発生
 - 負傷者5名以上発生
 - 周辺地域の住民等避難又は爆発による周辺建物等被害発生
 - 火災・爆発事故を起こした工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響有る
 - 500kL以上のタンクの火災、爆発又は漏洩
 - 湖沼、河川への流出
 - 施設からの危険物等の漏洩事故で次に該当
 - 湖沼・河川へ流出し、防除・回収等が必要
 - 500kL以上のタンクからの漏洩等
 - 市街地又は高速道路等におけるタンクローリーの事故で次に該当
 - 火災
 - 漏洩
 - 漏洩で付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置が必要
 - B 原子力災害等
 - 放射性物質を輸送する車両において火災の発生及び核燃料物質等の運搬中に事故発生
 - 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素又は放射線漏洩
 - C その他特定の事故
 - 可燃性ガス等の爆発、漏洩、異臭等社会的影響度高
 - 消防職員及び消防団員の消火活動等に十なう重大事故
 - D 社会的影響基準
 - ①②に該当しなくとも報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度高
爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃・緊急対処事態発展の可能性が有るものを含む)

第3号様式使用

- 3 救急・救助事故発生 (おそれ含む)**
- 死者5人以上の救急事故
 - 死者及び負傷者の合計15人以上の救急事故
 - 要救助者5人以上の救助事故
 - 覚知から救助完了までの所用時間5時間以上の救助事故
 - 防災ヘリコプター、消防車に係る重大事故
(当面の間、消防本部や消防団、県市町防災部局が運用する無人航空機(周辺機器を含む)の落下による人身事故とこれらに起因する火災等が発生した場合も上記に準じて報告する。「運用」には民間委託を含む)
 - 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
 - 自衛隊に災害派遣を要請したもの
 - その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む)
 - 例：列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
 - バスの転落による救急・救助事故
 - ハイジャックによる救急・救助事故
 - 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
 - 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事象が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故
 - 死者及び負傷者の合計15人以上の救急・救助事故で次に掲げるもの
 - 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
 - バスの転落等による救急・救助事故
 - ハイジャックによる救急・救助事故
 - 映画館、百貨店、劇場内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
 - その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度高
 - 武力攻撃による人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的・物的被害
 - 武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的被害

第4号様式使用

- 4 災害発生 (おそれ含む)**
- ① 一般基準
 - 災害救助法の適用基準に合致
 - 市町村が災害対策本部設置
 - 2市町村以上にまたがるもので1の市町における被害は軽微であっても、県域で見た場合に大被害発生
(例：台風・豪雨・豪雪)
 - 大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
 - 自衛隊に災害派遣を要請したもの
 - ② 個別基準
 - A 地震
 - 当該市町の区域内で震度5弱以上を記録したもの
 - 人的被害又は住家被害を生じたもの
 - 当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない)
 - B 風水害
 - 崖崩れ、地すべり、土石流等による人的・住家被害
 - 河川の氾濫、堤防の決壊等による人的・住家被害
 - 台風・豪雨による人的・住家被害
 - 強風・竜巻などの突風等による人的・住家被害
 - 死者又は行方不明者の発生
 - C 雪害
 - 積雪、雪崩等による人的・住家被害
 - 積雪、道路の凍結、雪崩等による孤立集落発生
 - D 火山災害
 - 噴火警報(火口周辺)発表
 - 火山の噴火による人的・住家被害
 - 死者又は行方不明者の発生
 - ③ 社会的影響基準
 - ①②に該当しなくとも報道機関に取り上げられる等社会的影響度高

※人的被害=死者、負傷者、行方不明

住家被害=全壊、半壊、一部損壊(ガラス数枚破損等ごく小さなものは除く)、床上浸水、床下浸水等

3-10 関東地方非常通信協議会構成表

令和4年7月現在

会 長：関東総合通信局長
 副会長：NTT東日本（株）東京事業部整備部長
 副会長：関東総合通信局 無線通信部長

No	機関名	郵便番号	所在地	連絡先電話	連絡先FAX
1-1	関東総合通信局	102-8795	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03-6238-1776	03-6238-1769
1-2	無線通信部	-	-	03-6238-1776	-
1-3	無線通信部	-	-	03-6238-1771	-
1-4	情報通信部	-	-	03-6238-1671	-
1-5	放送部	-	-	03-6238-1702	-
1-6	放送部	-	-	03-6238-1722	-
1-7	電波監理部	-	-	03-6238-1801	-
1-8	電波監理部	-	三浦市初声町高円坊1691	046-888-8832	-
2	内閣府	100-8914	千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館3階	03-3593-2845	03-3503-5690
3	気象庁	105-8431	東京都港区虎ノ門3-6-9	03-3434-9100	03-3434-9097
4-1	東京管区気象台	204-8501	東京都清瀬市中清戸3-235 気象衛星センター第一庁舎3階329室	042-497-7214	042-495-3159
4-2	水戸地方気象台	310-0066	水戸市金町1-4-6	029-224-1105	029-221-1208
4-3	宇都宮地方気象台	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎6F	028-633-2767	028-635-9074
4-4	前橋地方気象台	371-0026	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎11階	027-896-1536/ 027-896-1539	027-896-1539
4-5	熊谷地方気象台	360-0814	熊谷市桜町1-6-10	048-521-5858	048-521-7933
4-6	銚子地方気象台	288-0001	銚子市川口町2-6431 銚子港湾合同庁舎	0479-22-0074	0479-23-4460
4-7	横浜地方気象台	231-0862	横浜市中区山手町99	045-621-1991	045-622-3520
4-8	甲府地方気象台	400-0035	甲府市飯田4-7-29	055-222-2347	055-222-3722
5	海上保安庁	100-8976	千代田区霞が関2-1-3	03-3591-9812	03-3591-8701
6	海上保安庁第三管区 海上保安本部	231-8818	横浜市中区北仲通5-57	045-211-1118	045-212-2010
7	国土交通省東京航空局	102-0074	千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎	03-6685-8006	-
8	国土交通省関東地方整備局 (港湾航空部)	231-8436	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-211-7427	045-288-5529
9	国土交通省関東地方整備局 (企画部)	330-9724	さいたま市中央区新都心2-1	048-600-1339	048-600-1382

No	機関名	郵便番号	所在地	連絡先電話	連絡先FAX
10	関東管区警察局	330-9726	さいたま市中央区新都心2-1	048-600-6000 内線6072	048-600-6007
11	関東管区警察局 茨城県情報通信部	310-8550	水戸市笠原町978-6	029-301-0110 内線6061	029-301-0333
12	関東管区警察局 栃木県情報通信部	320-8510	宇都宮市塙田1-1-20	028-621-0110 内線6061	028-627-6160
13	関東管区警察局 群馬県情報通信部	371-8580	前橋市大手町1-1-1	027-243-0110 内線6077	027-223-3354
14	関東管区警察局 埼玉県情報通信部	330-8533	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-832-0110 内線6072	048-824-0219
15	関東管区警察局 千葉県情報通信部	260-8668	千葉市中央区長洲1-9-1	043-201-0110 内線6095	043-201-0210
16	関東管区警察局 神奈川県情報通信部	231-8403	横浜市中区海岸通2-4	045-211-1212 内線6084	045-212-4915
17	関東管区警察局 山梨県情報通信部	400-8586	甲府市丸の内1-6-1	055-221-0110 内線6077	055-233-9033
18	東京都警察 情報通信部	100-8929	千代田区霞が関2-1-1	03-3581-4321 内線60710	03-3501-3310
19	茨城県警察本部	310-8550	水戸市笠原町978-6	029-301-0110 内線3641	029-301-6348
20	栃木県警察本部	320-0027	宇都宮市塙田1-1-20	028-621-0110 内線3611	028-624-6801
21	群馬県警察本部	371-8580	前橋市大手町1-1-1	027-243-0110 内線3623	027-243-0110 内線3629
22	埼玉県警察本部	330-8533	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-832-0110 内線5834	048-825-9628
23	千葉県警察本部	260-8668	千葉市中央区長洲1-9-1	043-201-0110 内線3636	043-222-3257
24	警視庁	100-0013	千代田区霞が関2-1-1	03-3581-4321 内線23441	03-3519-7700
25-1	神奈川県警察本部	231-8403	横浜市中区海岸通2-4	045-211-1212 内線3631	045-211-1212 内線3619
25-2	神奈川県警察本部	231-8403	横浜市中区海岸通2-4	045-211-1212 内線5771-3	045-212-0796
26	山梨県警察本部	400-8586	甲府市丸の内1-6-1	055-221-0110 内線3616	055-224-0110 内線3619
27	茨城県	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-2880	029-301-2898
28	栃木県	320-8501	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-2133	028-623-2146
29	群馬県	371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-226-2253	027-221-0158
30	埼玉県	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-3177	048-822-9771
31	千葉県	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043-223-2178	043-222-5219
32	東京都	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	03-5388-2487	03-5388-1260
33	神奈川県	231-8588	横浜市中区日本大通1	045-210-3441	045-210-8829
34	山梨県	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1433	055-223-1429

No	機関名	郵便番号	所在地	連絡先電話	連絡先FAX
35	山梨県企業局	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	055-223-5391	055-223-5393
36	さいたま市	330-9588	さいたま市浦和区常盤6-4-4	048-829-1127	048-829-1978
37	千葉市	260-8722	千葉市中央区千葉港1-1	043-245-5113	043-245-5552
38	横浜市	231-0005	横浜市中区本町6-50-10	045-671-3458	045-641-1677
39	川崎市	210-8577	川崎市川崎区宮本町1	044-200-2856	044-200-3972
40	相模原市	252-5277	相模原市中央区中央2-11-15	042-707-7044	042-769-8326
41	横須賀市	238-8550	横須賀市小川町11	046-822-8410	046-827-3151
42	日立市	317-8601	日立市助川町1-1-1	0294-22-3111 内線337	0294-21-7000
43	東京消防庁	100-8119	千代田区大手町1-3-5	03-3212-2111 内線2995	03-3211-3709
44-1	全国消防長会 関東支部	240-0001	横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9	045-334-6724	045-334-6720
44-2	栃木県消防長会	320-0014	宇都宮市大曾2-2-21	028-625-5599	028-625-5509
44-3	群馬県消防長会	371-0014	前橋市朝日町4-22-2	027-200-4500	027-220-4528
44-4	埼玉消防長会	330-0061	さいたま市浦和区常盤6-1-28	048-833-7335	048-833-7641
44-5	山梨県消防長会	400-0856	甲府市伊勢3-8-23	055-222-1209	055-222-7583
45	独立行政法人 水資源機構	330-6008	さいたま市中央区新都心11-2	048-600-6574	048-600-6580
46-1	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	319-1184	那珂郡東海村大字舟石川765番地1	029-282-0847	029-282-7150
46-2	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	319-1194	那珂郡東海村大字村松4番地33	029-282-1111	029-282-9230
46-3	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	319-1195	那珂郡東海村大字白方2番地4	070-3409-6604	029-282-5921
46-4	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	311-1393	東茨城郡大洗町成田町4002番地	029-267-2494	029-267-1668
47	国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構	101-8008	千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ	03-5289-3655	03-5209-3208
48	茨城県市長会	310-0852	水戸市笠原町978-26	029-301-1241	029-301-1246
49	茨城県町村会	310-0852	水戸市笠原町978-26	029-301-1241	029-301-1246
50	栃木県市長会	320-0032	宇都宮市昭和1-2-16 栃木県自治会館内	028-600-5823	028-600-5303
51	栃木県町村会	320-0032	宇都宮市昭和1-2-16	028-625-3011	028-627-4226
52	群馬県市長会	371-0846	前橋市元総社町335-8	027-290-1351	027-255-5301
53	群馬県町村会	371-0846	前橋市元総社町335-8	027-290-1352	027-255-5302

No	機関名	郵便番号	所在地	連絡先電話	連絡先FAX
54	埼玉県町村会	330-0062	さいたま市浦和区仲町3-5-1 埼玉県県民健康センター内	048-822-9185	048-822-6440
55	神奈川県市長会	231-0023	横浜市中区山下町75 神奈川県自治会館内	045-664-7453	045-662-4414
56	神奈川県町村会	-	-	-	-
57	山梨県市長会	400-8587	甲府市蓬沢1-15-35 山梨県自治会館内	055-237-3153	055-237-5788
58	山梨県町村会	400-8587	甲府市蓬沢1-15-35 山梨県自治会館内	055-237-5712	055-222-3846
59	NTT東日本(株) 茨城支店	310-0061	水戸市北見町8-8	029-224-4504	029-232-4950
60	NTT東日本(株) 栃木支店	321-0905	宇都宮市平出工業団地48-2 NTT平出LMC 2F	028-662-4256	-
61	NTT東日本(株) 群馬支店	370-0829	高崎市高松町3 NTT群馬支店本館3F	027-321-5660	027-330-3008
62	NTT東日本(株) 埼玉支店	330-0061	さいたま市浦和区常盤5-8-17 新常盤ビル6F	048-626-6623	-
63	NTT東日本(株) 千葉事業部	261-0023	千葉市美浜区中瀬1-6 I.M.A.ビルインテ幕張8F	043-211-8652	043-213-6065
64	NTT東日本(株) 東京事業部	105-0003	東京都港区西新橋3-22-8 NTT芝ビル 5F	03-6435-8888	-
65	NTT東日本(株) 神奈川事業部	231-0023	横浜市中区山下町198 NTT横浜ビル 3F	045-212-8945	045-212-8976
66	NTT東日本(株) 山梨支店	400-0862	甲府市朝気3-21-15 NTT朝気ビル 2F	055-237-0554	055-221-2556
67	(株)エヌ・ティ・ティ エムイー	330-0081	さいたま市中央区新都心9番地 さいたまメッセイアウェア7F	048-602-8470	-
68	(株)NTTドコモ	100-6150	千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー 24F	03-5156-1691	03-5156-0225
69	KDDI(株)	323-0827	小山市大字神鳥谷1828番地	0285-28-5156	0285-28-5097
70	スカパーJ SAT(株)	226-0015	横浜市緑区三保町248-1	045-922-8384	045-922-8203
71	ソフトバンク(株)	106-0032	東京都港区六本木1-9-10 仙石山森タワー 36階	03-6889-6298	03-6862-0010
72	(株)日本デジコム	104-0042	中央区入船2-3-7 築地E-アールビル 5F-6F	03-3523-1335	03-3523-1337
73	アイピースタージャパン(株)	163-0715	新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル 15階	03-6279-0933	03-6279-0934
74	楽天モバイル(株)	158-0094	東京都世田谷区玉川2-21-1 二子玉川ライズ・オフィス	050-5432-4322	-
75	日本放送協会	150-8001	渋谷区神南2-2-1	03-5455-4553	03-5478-7557
76	日本放送協会 水戸放送局	310-8567	水戸市大町3-4-4	029-232-9841	029-232-9842
77	日本放送協会 宇都宮放送局	320-8502	宇都宮市中央3-1-2	028-634-9165	028-635-6595
78	日本放送協会 前橋放送局	371-8555	前橋市元総社町189	027-251-1713	027-252-9732
79	日本放送協会 さいたま放送局	330-9310	さいたま市浦和区常盤6-1-21	048-833-1125	048-833-1126

No	機関名	郵便番号	所在地	連絡先電話	連絡先 F A X
80	日本放送協会 千葉放送局	260-8610	千葉市中央区千葉港5-1	043-203-0608	043-203-0676
81	日本放送協会 横浜放送局	231-8324	横浜市中区山下町281番地	045-212-0733	045-212-2306
82	日本放送協会 甲府放送局	400-8552	甲府市丸の内1-1-20	055-255-2116	055-255-2125
83	日本テレビ放送網(株)	105-7444	港区東新橋1-6-1	03-6215-3720	03-6215-3701
84	(株) TBSテレビ	107-8006	港区赤坂5-3-6	03-5571-3762	03-5571-2068
85	(株) フジテレビジョン	137-8088	港区台場2-4-8	03-5500-8608	03-5500-8789
86	(株) テレビ朝日	106-8001	港区西麻布1-2-9	03-6406-1583	03-3405-3737
87	(株) テレビ東京	106-8007	港区六本木3-2-1	03-3587-3305	03-3587-3316
88	(株) とちぎテレビ	320-8531	宇都宮市昭和2-2-2	028-623-0083	028-650-6632
89	群馬テレビ(株)	371-8548	前橋市上小出町3-38-2	027-219-0010	027-235-1977
90	(株) テレビ埼玉	330-8538	さいたま市浦和区常盤6-36-4	048-835-2228	048-835-2229
91	千葉テレビ放送(株)	261-0001	千葉市中央区都町1-1-25	043-233-6684	043-231-9371
92	東京メトロポリタン テレビジョン(株)	102-8002	千代田区麴町1-12	03-5213-1961	03-5213-1882
93	(株) テレビ神奈川	231-8001	横浜市中区太田町2-23	045-651-1717	045-651-6700
94	(株) 山梨放送	400-8525	甲府市北口2-6-10	055-231-3270	055-231-3259
95	(株) 山梨放送	400-8570	甲府市湯田2-13-1	055-232-1150	055-232-1232
96	(株) 日経ラジオ社	105-8565	港区虎ノ門1-2-8	03-6205-7794	03-3595-4719
97	(株) TBSラジオ	107-8001	港区赤坂5-3-6	03-5571-2590	03-5571-2145
98	(株) 文化放送	105-8002	港区浜松町1-31	03-5860-1077	03-5403-1102
99	(株) ニッポン放送	100-8439	千代田区有楽町1-9-3	03-3287-7662	03-3287-7498
100	(株) 茨城放送	310-8505	水戸市千波町2084-2	029-244-3945	029-243-4112
101	(株) 栃木放送	320-8601	宇都宮市昭和町2-2-5	028-622-1111	028-627-3727
102	(株) アール・エフ・ラジオ日 本	106-8039	港区麻布台2-2-1	03-3582-2351	03-3582-1326
103	(株) エフエム栃木	320-8550	宇都宮市中央1-2-1	028-638-7640	028-638-7675
104	(株) エフエム群馬	371-8533	前橋市若宮町1-4-8	027-230-1880	027-230-1901
105	(株) FM NACK 5	330-8579	さいたま市大宮区錦町682-2 JACK大宮 11F	048-650-0795	048-650-0239

No	機関名	郵便番号	所在地	連絡先電話	連絡先FAX
106	(株) ベイエフエム	261-7127	千葉県美浜区中瀬2-6-1 WBGマリアウエスト 27F	043-351-7861	043-351-7828
107	(株) エフエム東京	102-8080	千代田区麴町1-7	03-3221-0080	03-3221-1125
108	(株) J-WAVE	106-6188	港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ 森タワー 33F	03-6832-1124	03-6832-1132
109	横浜エフエム放送(株)	220-8110	横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー 10F	045-224-1005	045-224-1011
110	(株) エフエム富士	400-8550	甲府市川田町ア7105	055-228-6969 055-228-1100	055-228-1128
111-1	東京電力 パワーグリッド(株)	100-8560	千代田区内幸町1-1-3	03-6373-1111	03-3596-8553
111-2	東京電力パワーグリッド(株) 茨城総支社	310-0021	水戸市南町2-6-2	070-4548-0330	029-225-5608
111-3	東京電力パワーグリッド(株) 栃木総支社	320-0026	宇都宮市馬場通り1-1-11	028-305-8256	028-627-3340
111-4	東京電力パワーグリッド(株) 群馬総支社	371-0023	前橋市本町1-8-16	027-898-3200	027-225-1514
111-5	東京電力パワーグリッド(株) 埼玉総支社	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-14-2	048-638-3038	048-638-3099
111-6	東京電力パワーグリッド(株) 千葉総支社	260-8635	千葉県美浜区幸町1-21-19	043-370-3314	043-242-7122
111-7	東京電力パワーグリッド(株) 神奈川総支社	220-0004	横浜市西区北幸2-11	045-314-2230	045-314-2247
111-8	東京電力パワーグリッド(株) 山梨総支社	400-0031	甲府市丸の内1-10-7	055-215-5480	055-227-1194
112	電源開発(株)	350-1170	川越市むさし野37-1	049-246-9754	049-246-9686
113-1	日本原子力発電(株)	110-0005	台東区上野5-2-1	03-6371-7600	03-5807-4364
113-2	日本原子力発電(株)	319-1198	那珂郡東海村白方1-1	029-287-1220	029-287-1294
114	東京ガスネットワーク(株)	105-8527	港区海岸1-5-20	03-5400-7618	03-3433-8918
115	(株) 関電工	108-8533	港区芝浦4-8-33	03-5476-3876	03-5476-3943
116	東日本旅客鉄道(株) 東京支社	114-8550	北区東田端2-20-68	03-5692-6153	03-5692-6153
117	東日本旅客鉄道(株) 水戸支社	310-0011	水戸市三の丸1-4-47	029-227-3762	029-221-1993
118	東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	260-8551	千葉市中央区弁天2-23-3	043-284-6786	043-284-6787
119	東海旅客鉄道(株)	100-0005	千代田区丸の内1-9-1 丸の内中央ビル 5F	03-5218-6281	03-3286-5189
120	東海旅客鉄道(株) 静岡支社	420-0851	静岡市葵区黒金町4	054-687-2484	054-284-2428
121	小田急電鉄(株)	160-8309	新宿区西新宿1-8-3	03-3349-2369	03-3349-2384
122	京王電鉄(株)	206-8502	多摩市関戸1-9-1	042-337-3270	042-374-9815
123	京浜急行電鉄(株)	108-8625	横浜市西区高島1-2-8	045-225-9515	045-225-9568

No	機関名	郵便番号	所在地	連絡先電話	連絡先FAX
124	西武鉄道(株)	359-8520	所沢市くすのき台1-11-1	04-2926-2250	04-2926-2239
125	東急電鉄(株)	150-8533	渋谷区桜丘町31番2号 東急桜丘ビル	03-3477-6338	03-3476-0857
126	東武鉄道(株)	131-8522	墨田区押上2-18-12	03-5962-2516	03-5962-2519
127	京成電鉄(株)	272-8510	市川市八幡3-3-1	047-712-7233	047-712-7241
128	富士急行(株)	403-0017	南都留郡富士河口湖町船津3641 河口湖駅内	0555-75-2906	0555-72-5190
129	日本航空(株)	140-8637	品川区東品川2-4-11 野村不動産天王洲ビル 23F	03-5460-3842	03-5460-5998
130	全日本空輸(株)	105-7140	東京都港区東新橋1-5-2	050-3755-2575	03-6735-1465
131	大島旅客自動車(株)	100-0101	大島町元町1-9-6	04992-2-1822	04992-2-1406
132	山梨交通(株)	400-0035	甲府市飯田3-2-34	055-223-0811	055-228-8760
134	日本通運(株)	101-8647	東京都千代田区神田和泉町2	03-6284-5632	03-6284-6975
135	中日本高速道路(株) 東京支社	105-6011	港区虎ノ門4-3-1	03-5776-5674	03-5776-5310
136	東日本高速道路(株) 関東支社	330-0854	さいたま市大宮区桜木町1-11-20 大宮Jビルディング	048-631-0001	048-631-0247
137	日本赤十字社 茨城県支部	310-0914	水戸市小吹町2551	029-241-4516	029-241-4714
138	日本赤十字社 栃木県支部	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-622-4801	028-624-4940
139	日本赤十字社 群馬県支部	371-0833	前橋市光が丘町32-10	027-254-3636	027-254-3637
140	日本赤十字社 埼玉県支部	330-0064	さいたま市浦和区岸町3-17-1	048-789-7109	048-834-1520
141	日本赤十字社 千葉県支部	260-8509	千葉市中央区千葉港5-7	043-241-7531	043-248-6812
142	日本赤十字社 東京都支部	169-8540	新宿区大久保1-2-15	03-5273-6744	03-5273-6749
143	日本赤十字社 神奈川県支部	231-8536	横浜市中区山下町70-7	045-681-2123	045-681-1120
144	日本赤十字社 山梨県支部	400-0062	甲府市池田一丁目6番1号	055-251-6711	055-254-0351
145	一般社団法人 関東自動車無線協会	102-0074	千代田区九段南4-8-13自動車会館4階	03-3262-5262	03-3221-7047
146	一般財団法人 移動無線センター	163-1034	新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー 34F	03-5323-5509	03-5323-5502
147-1	一般社団法人日本アマチュア無線連盟関東地方本部	170-8073	豊島区南大塚3-43-1 大塚Hビル 6階	03-3988-8741	03-3988-8771
147-2	一般社団法人日本アマチュア無線連盟栃木県支部	320-0071	宇都宮市野沢町229-14	028-665-2244	028-665-2244
147-3	一般社団法人日本アマチュア無線連盟群馬県支部	377-0027	群馬県渋川市金井985	070-2667-0467	0279-23-8028
147-4	一般社団法人日本アマチュア無線連盟埼玉県支部	344-0048	春日部市南中曽根133-16	090-7705-5043	-

No	機関名	郵便番号	所在地	連絡先電話	連絡先FAX
147-5	一般社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部	299-4336	長生郡長生村岩沼1666-6	090-1552-4220	-
147-6	一般社団法人日本アマチュア無線連盟神奈川県支部	225-0005	横浜市青葉区荻子田2-6-6	045-902-6416	045-902-6416
147-7	一般社団法人日本アマチュア無線連盟山梨県支部	400-0863	甲府市南口町4-17	055-263-5802	-
148	一般社団法人日本アマチュア無線連盟東京都支部	198-0043	青梅市千ヶ瀬町6-862	070-5575-3386	0428-23-6828
149	一般社団法人日本アマチュア無線連盟茨城県支部	300-0833	土浦市小岩田西1-6-3	029-824-4451	0280-32-2886
150	鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域無線連絡協議会	314-0192	神栖市溝口4991-5	0299-90-1149	0299-92-4917
151-1	関東漁業無線連合会	238-0232	三浦市晴海町1-7 (社)神奈川県漁業無線協会内	046-882-2784	046-882-2513
151-2	茨城県無線漁業協同組合	310-0011	水戸市三の丸1-1-33 すいさん会館 4F	029-231-6592	029-231-6596
152	太平洋セメント(株)	112-8503	東京都文京区小石川1-1-1 文京ガーデンタワー	03-5801-0333	03-5801-0343
153	総合警備保障(株)	135-0042	東京都江東区木場2-17-12 SALビルディング 6F	03-5621-7231	03-5621-7239
154	関東新聞通信無線連盟	100-8055	千代田区大手町1-7-1 日本経済新聞社内	03-6256-7774	03-6256-7961
155	(株)ウェザーニューズ	261-0023	千葉県美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデン	043-274-5590	043-274-2130
156-1	日本銀行	103-8660	中央区日本橋本石町2-1-1	03-3277-2641	03-3548-2317
156-2	日本銀行 水戸事務所	310-8639	水戸市南町2-5-5	029-224-2734	029-222-1036
156-3	日本銀行 前橋支店	371-0026	前橋市大手町2-6-14	027-225-1118	027-220-1025
156-4	日本銀行 横浜支店	231-8710	横浜市中区日本大通20-1	045-661-8111	045-650-1312
156-5	日本銀行 甲府支店	400-0032	甲府市中央1-11-31	055-227-2414	055-220-1073
157	(株)日本政策金融公庫	100-0004	千代田区大手町1-9-4	03-3270-0638	03-3270-1644
158	(株)商工組合中央金庫	104-0028	中央区八重洲2-10-17	03-3246-9265	03-3278-1094
159	(株)三菱東京UFJ銀行	100-8388	千代田区丸の内2-7-1	03-3240-2608	03-3240-2567
160	(株)足利銀行	320-8610	宇都宮市桜4-1-25	028-626-0312	028-627-6408
161	日本郵便(株)関東支社	330-9797	さいたま市中央区新都心3-1	048-600-2032	048-767-6074
162	日本郵便(株)南関東支社	210-8797	川崎市川崎区榎町1-2	044-280-9004	044-280-9171
163	事業継続対策コンソーシアム	101-0021	千代田区外神田6-11-14 アーツ千代田3331 B109	090-6104-0871	03-3831-2168

災害救助法施行規則を次のように定める。

災害救助法施行細則

（災害の程度に係る報告等）

第1条 知事は、災害が発生した場合において、必要と認めるときは、市町村長に対し、当該市町村における災害が、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第1条第1項各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるかどうかについて報告を求めるものとする。

2 知事は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）による救助の実施を決定した場合は、適用地域を公示するものとする。

（救助の程度、方法及び期間）

第2条 令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）の定めるところによる。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、知事が内閣総理大臣と協議し、別に定めるところによる。

（物資の保管等に係る公用令書等）

第3条 災害救助法施行規則（昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- 1 公用令書（別記様式第1号の1から別記様式第1号の4まで）
- 2 公用変更令書（別記様式第二号）
- 3 公用取消令書（別記様式第三号）

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、所要の事項を強制物件台帳（別記様式第4号）に登録しなければならない。

3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録するほか、公用変更令書の交付にあつては、変更事項を記録しなければならない。

（受領調書の作成）

第4条 当該職員が、収用又は使用すべき物資の引渡しを受けたときに、規則第2条第3項の規定により、受領調書（別記様式第5号）を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者（以下「占有者」という。）の立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

（損失補償請求書）

第5条 規則第3条第1項の規定による損失補償請求書は、別記様式第6号による。

2 損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

（従事命令に係る公用令書等）

第6条 規則第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次に定めるところによ

る。

- 1 公用令書（別記様式第7号）
- 2 公用取消令書（別記様式第8号）

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（別記様式第9号）に所要事項を登録しなければならない。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、前項の所要事項を抹消しなければならない。

（救助に従事できない場合の届出）

第7条 規則第4条第2項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

- （1） 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- （2） 天災その他避けることのできない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

（実費弁償）

第8条 令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、知事が別に定める。

（実費弁償請求書）

第9条 規則第5条の規定による実費弁償請求書は、別記様式第10号による。

（立入検査証票）

第10条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定により、当該職員が立入検査を行うに当たって携帯しなければならない証票は、別記様式第11号による。

（扶助金支給申請書等）

第11条 規則第6条の規定による扶助金支給申請書は、別記様式第12号による。

2 前項の規定による扶助金申請書のうち休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

- （1） 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
- （2） 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

3 法第8条の規定により救助に関する業務に協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第12条の規定に基づく扶助金の支給申請書の提出に当たり添付する書類は、規則第6条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書とする。

（市町村長への通知）

第12条 法第13条の規定に基づき救助に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合に、令第17条第1項の規定に基づく通知は、別記様式第13号により行うものとする。

2 前項の場合においては、当該市町村長は、第3条、第4条、第5条第2項、第6条及び第7条に規定するところにより、当該救助に関する事務を処理しなければならない。

第8条（実費弁償）関係

別紙

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第8条により知事が別に定める実費弁償の額（令和6年度）

1 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者

災害救助法第7条第5項の規定による実費弁償の限度（日当、超過勤務手当、費用弁償）

職種	日当	超過勤務手当 (1時間当たり)	費用弁償額
医師 歯科医師	22,600円	4,520円	職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）の摘要を受ける職員に支給する旅費の例により算定した額とする。
薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 歯科衛生士	15,700円	3,140円	
保健師 助産師 看護師 准看護師	14,800円	2,960円	
救急救命士	14,500円	2,900円	
土木技術者 建築技術者	15,000円	3,000円	
大工	29,500円	5,900円	
左官	30,000円	6,000円	
とび職	27,600円	5,520円	

2 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定をする者

業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料として、その百分の三の額を加算した額以内とする。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

3-12 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）

令和5年6月現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置（法第4条第1項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@7,000円（食費込・税込）/泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
避難所の設置（法第4条第2項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
全壊 全焼	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼	夏	6,300	8,400	8,400	15,400	19,400	2,700
床上浸水	冬	10,100	13,200	13,200	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1 世帯当たり 50,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生の日から 3 ヶ月以内(災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6 ヶ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用できず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人あたり次の金額以内 小学校児童 4,800 円 中学校生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から (教科書) 1 ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12 歳以上) 219,100 円以内 小人(12 歳未満) 175,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,500 円以内 一時保存: ○既存建物借上費:通常の実費 ○既存建物以外:1 体当たり 5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 138,300 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3-13 那須郡市医師会医療機関の収容能力一覧表

番号	医療機関名	所在地	電話番号	収容能力	うち重症患者	助産施設の有無
1	那須赤十字病院	大田原市中田原 1081-4	0287-23-1122	80	8	有
2	那須中央病院	大田原市下石上 1453	0287-29-2121	15	3	
3	室井病院	大田原市末広 1-2-5	0287-23-6622	10	—	
4	原眼科医院	大田原市末広 1-5-27	0287-24-0011	4	—	
5	菅間記念病院	那須塩原市大黒町 2-5	0287-62-0733	40	10	有
6	黒磯病院	那須塩原市高砂町 3-5	0287-62-0961	4	—	
7	那須北病院	那須塩原市野間 453-14	0287-62-5500	10	2	
8	福島整形外科病院	那須塩原市弥生町 1-10	0287-62-0805	12	2	
9	栃木県医師会 塩原温泉病院	那須塩原市塩原 1333	0287-32-4111	10	3	
10	国際医療福祉大学病院	那須塩原市井口 537-3	0287-37-2221	80	8	有
合 計			10 箇所	265	36	3

3-14 大田原市被災宅地危険度判定実施要綱

(平成19年1月31日告示第4号)

(目的)

第1条 この要綱は、栃木県被災宅地危険度判定実施要綱（平成17年3月30日制定。以下「県要綱」という。）第7条の規定により、大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するための措置を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 宅地 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長（以下「実施本部長」という。）が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。

(2) 宅地判定士 被災宅地危険度判定を実施する者として、栃木県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（平成17年3月30日制定）に基づき知事が認定し、被災宅地危険度判定士名簿に登録した者をいう。

(3) 危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。

(4) 危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。） 被災した市町の実施する危険度判定活動を支援するため、県災害対策本部内に設置する組織をいう。

(5) 被災宅地危険度判定業務調整員（以下「判定調整員」という。） 危険度判定の実施に当たり、危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整、危険度判定の実施に係る宅地判定士の指導監督等を行うため県が認定した宅地判定士をいう。

(危険度判定の実施主体)

第3条 本市の実施する危険度判定は、県の支援のもと、宅地判定士の協力を得て実施するものとする。

2 県要綱第7条第5項の規定により、県が本市を含む地域を対象として危険度判定を実施するときは、県との連絡を取り、危険度判定の円滑な実施が図れるよう必要な措置を講じるものとする。

(震前対策)

第4条 市長は、円滑な危険度判定を実施するため、栃木県地域防災計画との整合を図りながら、危険度判定業務を本市地域防災計画に位置付けるものとする。

2 建設部都市計画課を危険度判定所管課とし、建設部都市計画課長（以下「都市計画課長」という。）は、同課において危険度判定の実施体制の整備を図るものとする。

3 都市計画課長は、都市計画課の技術系職員で登録の要件を満たす者を宅地判定士として登録するよう指導するとともに、他課の技術系職員で登録の要件を満たす者を宅地判定士として登録するよう要請するものとする。

4 都市計画課長は、宅地判定士及び判定調整員の確保に努めるものとする。

5 都市計画課長は、危険度判定活動に必要な資機材等について、あらかじめ調達し、備蓄しておくものとする。

(危険度判定実施の決定)

第5条 市災害対策本部長は、地震又は降雨等によって多くの宅地が被災し、危険度判定実施の必要があると判断した場合は、直ちに危険度判定の実施を決定し、大田原市被災宅地危険度判定実施本部(以下「実施本部」という。)の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

2 前項に係る措置を講じた場合は、その都度県災害対策本部に報告するものとする。

(実施本部)

第6条 第5条第1項の規定により危険度判定の実施を決定した場合は、建設部都市計画課に実施本部を設置するものとする。

2 前項の実施本部には、次の機関を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 実施本部長 建設部長
- (2) 副本部長 建設部都市計画課長
- (3) 連絡調整班長 建設部都市計画課都市計画係長
- (4) 物資調達班長 建設部都市計画課都市施設係長

3 実施本部は、危険度判定実施に当たって次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 危険度判定実施に必要な拠点(以下「危険度判定拠点」という。)の確保
- (2) 現地危険度判定拠点との連絡調整
- (3) 危険度判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供
- (4) 危険度判定実施についての被災地住民への周知
- (5) 危険度判定活動の際の現地案内人の確保
- (6) その他の現地での危険度判定活動の補完作業

(危険度判定の対象区域、対象宅地の決定の基準及び手順)

第7条 危険度判定の対象区域は、宅地の地盤、のり面・自然斜面及び擁壁のクラック、沈下、崩壊等の被災状況を把握し、被災の箇所数等を考慮して決定するとともに、当該区域の宅地を危険度判定の対象とする。

2 優先的に危険度判定を実施すべき宅地は、別に定めるものとする。

(県への支援要請、宅地判定士等の確保及び判定の実施体制等)

第8条 市災害対策本部長は、危険度判定実施の決定後必要に応じて支援本部に対して支援要請を行うものとする。

2 実施本部長は、宅地判定士の資格を有する本市職員に危険度判定活動を要請するものとする。

3 危険度判定業務は、実施本部、宅地判定士及び判定調整員によって実施するものとする。

(宅地判定士等の移動方法、宿泊場所の確保等)

第9条 本市職員以外の宅地判定士及び判定調整員の危険度判定対象区域までの移動方法については、状況に応じ公用車の利用を考慮するものとする。

2 実施本部長は、必要に応じ宅地判定士等の食料の準備及び宿泊場所の確保を行うものとする。

(他市町村への応援等)

第10条 市長は、県内外の市町村が被災した場合において、支援本部等から危険度判定に係る応援要請があった場合は、速やかに対応するものとする。

(危険度判定活動時における安全及び補償等)

第11条 実施本部長は、実際の危険度判定活動又は危険度判定の訓練活動において、職員、宅地判定士等の生命の安全を最優先に考えて業務に取り組まなければならない。

2 市長は、判定活動に民間の宅地判定士等を従事させる場合は、被災宅地危険度判定連絡協議会「被災宅地危険度判定業務等従事者災害補償細則」（平成 11 年 6 月 3 日施行）に基づく補償制度の適用を受けられるように必要な措置を講じるものとする。

（補則）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、危険度判定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日告示第 36 号）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日告示第 63 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日告示第 49 号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 7 月 31 日告示第 122 号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和 5 年 5 月 26 日から適用する。

附 則（令和 7 年 10 月 31 日告示第 143 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

3-15 大田原市震災建築物応急危険度判定実施要綱

(平成19年1月31日告示第5号)

(目的)

第1条 この要綱は、栃木県震災建築物応急危険度判定要綱（平成17年3月30日制定。以下「県要綱」という。）第4条第1項の規定により、地震により多くの建築物が被災した場合、震災建築物応急危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、震災建築物応急危険度判定を実施することによって、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を確保するための措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 危険度判定 余震等による震災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の判定、表示等を行うことをいう。

(2) 建築物判定士 県要綱に基づき登録された者及び他の都道府県で登録された震災建築物応急危険度判定士をいう。

(3) 大田原市震災建築物応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。） 本市の災害対策本部の下に組織され、危険度判定を実施するために本市の判定所管課に設置される本部をいう。

(4) 震災建築物応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。） 判定の実施を支援するため、栃木県の判定所管課に設置される本部をいう。

(5) 震災建築物応急危険度判定支援支部（以下「支援支部」という。） 判定の実施を支援するため、支援本部の下に各土木事務所に設置される支部をいう。

(6) 応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。） 危険度判定の実施に当たり、市災害対策本部、実施本部、支援本部及び支援支部と建築物判定士との連絡調整並びに建築物判定士に対する指導及び助言に当たる行政職員並びに危険度判定業務に精通した地域の建築関係団体に属する者をいう。

(判定の実施主体)

第3条 本市の実施する危険度判定は、県の支援のもと、建築物判定士の協力を得て実施するものとする。

(震前対策)

第4条 市長は、円滑な判定を実施するため、栃木県地域防災計画との整合を図りながら、危険度判定業務を本市地域防災計画に位置付けるものとする。

2 建設部建築住宅課を危険度判定所管課とし、建設部建築住宅課長（以下「建築住宅課長」という。）は、同課において危険度判定の実施体制の整備を図るものとする。

3 建築住宅課長は、建築関係業務に従事する技術系職員を建築物判定士として養成するものとする。

4 建築住宅課長は、建築物判定士及び判定コーディネーターの確保に努めるものとする。

5 建築住宅課長は、危険度判定活動に必要な資機材等について、あらかじめ調達し、備蓄しておくものとする。

(危険度判定実施の決定)

第5条 市災害対策本部長は、地震によって多くの建築物が被災し、危険度判定実施の必要があると判断した場合は、直ちに危険度判定の実施を決定し、実施本部の設置その他の必要な措置を講じるも

のとする。

2 市災害対策本部長は、県災害対策本部県土整備部営繕班（県災害対策本部が設置されていない場合は県県土整備部建築課）が県要綱第5条第2項の規定により、危険度判定を実施するよう市災害対策本部に進言した場合は、原則として、直ちに危険度判定の実施を決定し、実施本部の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

3 第1項及び第2項に係る措置を講じた場合は、その都度県災害対策本部に報告するものとする。
（実施本部）

第6条 第5条第1項又は第2項の規定により危険度判定の実施を決定した場合は、建設部建築住宅課に実施本部を設置するものとする。

2 前項の実施本部には、次の機関を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 実施本部長 建設部長
- (2) 副本部長 建設部建築住宅課長
- (3) 連絡調整班長 建設部建築住宅課指導係長
- (4) 物資調達班長 建設部建築住宅課審査係長

3 実施本部は危険度判定実施に当たって、支援本部との相互連絡を取り、危険度判定の円滑な実施が図れるよう努めるものとする。この場合において、実施本部は、応急危険度判定実施計画書を作成するものとする。

4 実施本部は、危険度判定実施に当たって次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 危険度判定実施に必要な拠点（以下「危険度判定拠点」という。）の確保
- (2) 現地危険度判定拠点との連絡調整
- (3) 危険度判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供
- (4) 危険度判定実施についての被災地住民への周知
- (5) 判定活動の際の現地案内人の確保
- (6) その他の現地での危険度判定活動の補完作業

（危険度判定の対象区域、対象建築物の決定等の基準及び手順）

第7条 危険度判定の対象区域は、建築物の被災状況を把握し、全壊、半壊及び一部損壊の棟数等を考慮し決定する。また、危険度判定の対象建築物は、全壊（倒壊を除く。）、半壊及び一部損壊の建築物とする。

2 優先的に危険度判定を実施すべき施設、区域等は、別に定めるものとする。

（県への支援要請、建築物判定士等の確保及び危険度判定の実施体制等）

第8条 市災害対策本部長は、危険度判定実施の決定後、必要に応じて支援本部等に対して支援要請を行うものとする。

2 実施本部長は、建築物判定士の資格を有する本市職員に判定活動を要請するものとする。

3 危険度判定業務は、実施本部、建築物判定士及び判定コーディネーターによって実施するものとする。

（建築物判定士等の移動方法、宿泊場所の確保等）

第9条 本市職員以外の建築物判定士等の判定対象区域までの移動方法については、状況に応じ公用車の利用を考慮するものとする。

2 実施本部長は、必要に応じ建築物判定士等の食料の準備及び宿泊場所の確保を行うものとする。

（他市町村への応援等）

第 10 条 市長は、県内外の市町村が被災した場合において、支援本部等から危険度判定に係る応援要請があった場合は、速やかに対応するものとする。

(危険度判定活動時における安全及び補償等)

第 11 条 実施本部長は、実際の危険度判定活動又は危険度判定の訓練活動において、職員、建築物判定士等の生命の安全を最優先に考えて業務に取り組まなければならない。

2 市長は、危険度判定活動に民間の建築物判定士等を従事させる場合は、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領（平成 10 年 5 月 11 日施行）に基づく補償制度の適用を受けられるように必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、危険度判定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日告示第 63 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 26 日告示第 9 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日告示第 49 号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

3-16 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、栃木県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、栃木県（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定書において「住宅」とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するところのものをいう。

(所要の手續)

第3条 甲は、住宅建設の要請にあたっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあつせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあつせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が、負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは、丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては、栃木県土木部住宅課、乙においては、社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設において、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対して随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提出)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(摘要)

第11条 この協定は、平成8年11月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年10月24日

甲 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県知事

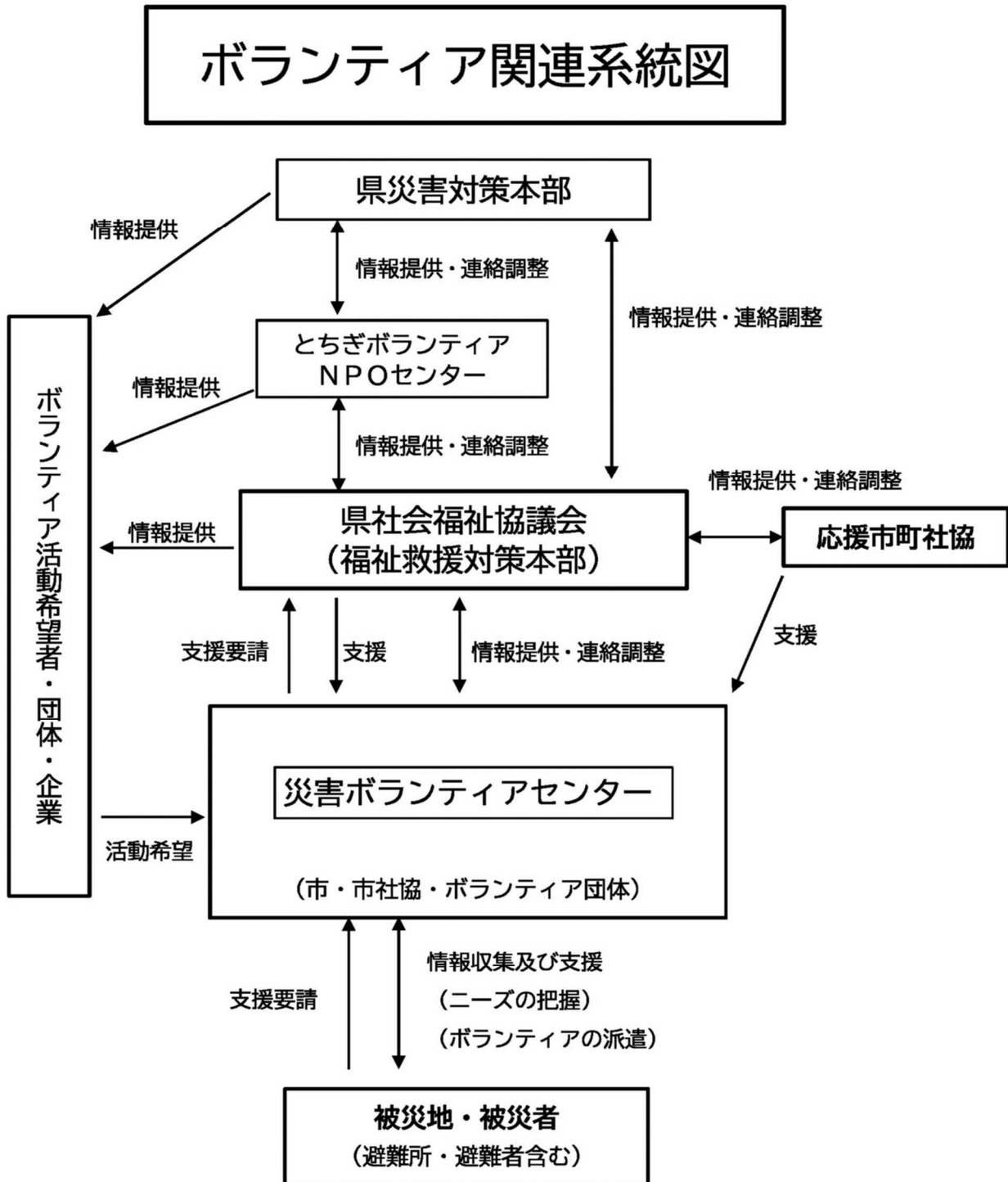
乙 東京都千代田区霞が関3丁目2番6号
社団法人 プレハブ建築協会 会長

3-17 災害ボランティアセンターの概要

「災害ボランティアセンター」とは

災害時にボランティアの活動拠点となる場所。

ボランティアに関する問い合わせの対応、ボランティアの受入、被災者のニーズ把握、ニーズに対するボランティアの需給調整等を行う。



3-18 大田原市被災者義援金配分委員会設置要綱

(設置)

第1条 大田原市における災害発生時に集まった義援金の配分が公平かつ効果的に行われるよう大田原市被災者義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、義援金の配分に関し、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 配分対象者に関すること。
- (2) 配分基準に関すること。
- (3) 配分時期に関すること。
- (4) 配分方法に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、義援金の配分に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 副市長
 - (2) 大田原市行政組織条例（平成17年条例第69号）に規定する部の長、議会事務局長及び教育部長
- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる職員以外の者を委員とすることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、第2項に規定する副市長以外の副市長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、会議で協議し、又は決定した重要な事項について、市長に遅滞なく報告するものとする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局を総合政策部危機管理課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
(大田原市被災者義援金配分委員会設置要領の廃止)
- 2 大田原市被災者義援金配分委員会設置要領（平成10年10月22日実施）は、廃止する。

附 則（平成20年3月28日告示第36号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月25日告示第67号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成22年5月1日から適用する。

附 則（平成23年3月31日告示第30号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日告示第45号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月22日告示第76号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年7月1日告示第103号）

この要綱は、告示の日から施行する。

4-1 本県の主な金融支援制度

(1) 生活支援制度

災害弔慰金	
適応法制度等名	災害弔慰金の支給等に関する法律
実施主体	市町村（費用負担 国2分の1 県・市町村各4分の1）
対象災害	一定の自然災害
制度の対象者 基準・条件等	<p>1 概要</p> <p>2の災害により死亡した者がある場合に、市町村が、その遺族に対し災害弔慰金を支給する。</p> <p>2 支給の対象となる災害</p> <p>(1) 一の市町村の区域内において、住居の滅失した世帯数が5以上である災害</p> <p>(2) 被害が発生した市町村をその区域に含む都道府県の区域内で生じた災害であって、住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する災害</p> <p>(3) 被害が発生した市町村をその区域に含む都道府県の区域内で生じた災害であって、災害救助法第2条に規定する救助（以下「救助」という。）が行われた災害</p> <p>(4) 救助が行われた市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある災害</p> <p>3 支給の対象となる死亡</p> <p>(1) 2の災害により死亡した場合</p> <p>(2) 2の災害により、3ヶ月以上行方不明となった場合（死亡の推定）</p> <p>4 支給額（非課税である）</p> <p>(1) 生計維持者 500万円</p> <p>(2) (1)以外の者 250万円</p> <p>5 支給の対象となる遺族</p> <p>配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹</p> <p>6 支給順位</p> <p>(1) 死亡当事に、主として死亡者により生計を維持していた者を先にする。</p> <p>(2) (1)の場合において同順位の者については、5の順序とする。</p> <p>7 支給されない場合</p> <p>(1) 死亡が、本人の故意又は重大な過失による場合</p> <p>(2) 賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金が支給される場合</p> <p>(3) (1)及び(2)以外で、市町村長が支給を不相当と認める場合</p>
備考	既に災害障害見舞金が支給されている者が当該災害により死亡した場合には、災害弔慰金の支給額は、既に支給された災害障害見舞金の額を差し引いた額とする。
所轄部局課室係名	危機管理防災局 危機管理課

災害障害見舞金	
適応法制度等名	災害弔慰金の支給等に関する法律
実施主体	市町村（費用負担 国2分の1 県・市町村各4分の1）
対象災害	一定の自然災害
制度の対象者 基準・条件等	<p>1 概要</p> <p>2の災害により、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。</p> <p>2 支給の対象となる災害</p> <p>災害弔慰金の支給の対象となる災害の範囲と同一の災害</p> <p>3 支給の対象となる障害</p> <p>(1) 両眼が失明したもの</p> <p>(2) 咀嚼及び言語の機能を廃したものを</p> <p>(3) 神経系統の機能又は神経に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</p> <p>(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</p> <p>(5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの</p>

	(6)両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの (9) 精神又は身体の障害が重複する場合に、当該重複する障害の程度が、前各号と同程度以上と認められるもの 4 支給額（非課税である） (1) 生計維持者 250 万円 (2) (1)以外の者 125 万円 5 支給されない場合 災害弔慰金の場合と同様
備考	既に災害障害見舞金が支給されている者が当該災害により死亡した場合には、災害弔慰金の支給額は、既に支給された災害障害見舞金の額を差し引いた額とする。
所轄部局課室係名	危機管理防災局 危機管理課

災害援護資金貸付金	
適応法制度等名	災害弔慰金の支給等に関する法律
実施主体	市町村（費用負担 国3分の2 県3分の1）
対象災害	県内で災害救助法による救助が行われた自然災害
制度の対象者 基準・条件等	1 概要 2の災害により3に掲げる被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金の貸付を行う。 2 貸付の対象となる災害 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 3 貸付対象者 (1) 療養に要する期間が概ね1ヶ月以上の負傷を負った世帯主 (2) 被害額が当該住居又は家財の価額のおおむね3分の1以上である損害を受けた世帯主 4 所得による制限 前年の所得を基準とし、市町村民税の算定基準となる所得が、同一の世帯に属する者が1人であるときは220万円、2人の時は430万円、3人の時は620万円、4人の時は730万円、5人以上の時は730万円に世帯人員が4人を超えて1人増加するごとに30万円を加算した額をもって限度とする。但し、その世帯の住居が滅失した場合、1,270万円を限度とする。 5 貸付限度額（単位：万円） (1) 世帯主の1ヵ月以上の負傷 150 (2) 家財の1/3以上の損害 150 (3) 住居の半壊 170(250) (4) 住居の全壊 250(350) (5) 住居の滅失 350 <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 20px;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 0 5px;">250</div> <div style="margin-left: 10px;">—</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 0 5px;">270(350)</div> <div style="margin-left: 10px;">—</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 0 5px;">350</div> </div> <div style="margin-left: 20px; margin-top: 5px;"> ※住居の残存部分を取り壊さざる得ない場合等の特別の事情がある場合は、（ ）内の額とする。 </div> 6 貸付の条件 (1) 利 率 年3%以内（各市町の条例による）（据置期間は無利子） (2) 据置期間 3年（特別の事情のある場合は5年） (3) 償還期限 10年（据置期間を含む） (4) 償還方法 年賦又は半年賦
手続き期間	災害発生時から3ヶ月以内
備考	生活福祉資金貸付制度の福祉資金と重複して貸付けることはできるが、生活福祉資金貸付制度の災害援護資金と重複して貸付けることはできない。
所轄部局課室係名	危機管理防災局 危機管理課

市町村災害援護資金原資貸付制度	
適応法制度等名	市町村災害援護者資金原資貸付制度
実施主体	県（費用負担 県3分の2 市町村3分の1）
対象災害	自然災害（災害救助法が適用される場合を除く）
制度の対象者 基準・条件等	<p>1 概要 災害により、2に定める被害を受けた市町村が住民に対し貸付を行なう場合、その原資の一部を無利子で貸付ける。</p> <p>2 貸付の対象となる市町村 (1) 全壊、全焼及び流失 1市町村あたり 10世帯以上 (2) 半壊及び半焼 1市町村あたり 20世帯以上 (3) 床上浸水 1市町村あたり 30世帯以上 (4) 知事が特に必要があると認めたもの</p> <p>3 貸付対象者 2の災害により被害を受けた世帯で、前年の所得（市町村民税における総所得金額）が政令で定める額に満たない世帯とする。</p> <p>4 貸付限度額（単位：万円） 災害援護資金貸付金の場合と同様</p> <p>5 貸付の条件 (1) 利率 年3%以内（各市町の条例による）（据置期間は無利子） (2) 据置期間 6月 (3) 償還期限 8年6月（据置期間を含む） (4) 償還方法 年賦又は半年賦</p>
手続き期間	災害発生後速やかに
備考	既に災害障害見舞金が支給されている者が当該災害により死亡した場合には、災害弔慰金の支給額は、既に支給された災害障害見舞金の額を差し引いた額とする。
所轄部局課室係名	危機管理防災局 危機管理課

生活福祉資金	
適応法制度等名	生活福祉資金貸付制度
実施主体	栃木県社会福祉協議会
対象災害	火災及び風水害等不慮の災害
制度の対象者 基準・条件等	<p>1 対象となる世帯 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯</p> <p>※ 災害弔慰金の支給等に関する法律が適用されない小規模な災害や火災等自然災害以外の災害、同法の適用がされた地域であっても被害の程度が法に基づく災害援護資金の貸付対象とならない場合について、貸付対象として取扱うものである。</p> <p>2 貸付対象経費及び限度額 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費に対して150万円以内の貸付</p> <p>3 貸付の場合 (1) 利子 保証人を確保できた場合無利子 保証人を確保できなかった場合年1.5%（据置期間を除く。） (2) 償還期間等 7年以内・元金均等・月賦、半年賦、年賦 (3) 据置期間 6月以内</p> <p>4 その他の資金について 生業費、技能習得費、教育支援資金等の資金が必要と認められる場合には、併せて貸付を行う。</p>
所轄部局課室係名	保健福祉部 保健福祉課 地域福祉担当

災害復興住宅融資	
適応法制度等名	独立行政法人住宅金融支援機構法
実施主体	独立行政法人住宅金融支援機構
対象災害	・地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害 ・自然現象以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの
制度の対象者 基準・条件等	1 対象者 ・自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人又は居住者で地方公共団体から「罹災証明書」の交付を受けた者 ・被災者自身が居住するために住宅を建設、購入又は補修する者（被災者に貸すために建設、購入又は補修する場合を含む。） 2 融資内容 (1) 災害復興住宅の建設及びこれに付随する土地取得又は整地に対する融資 (2) 災害復興住宅の新築購入及びこれに付随する土地取得に対する融資 (3) 災害復興住宅の補修、被災住宅部分の補修に併せて行う、増築工事や門塀の補修の費用及び災害復興住宅の補修に付随する整地又は移転に対する融資 3 融資金利（R4.6時点） (1) 団体信用生命保険に加入する場合：年1.15～1.39% (2) 団体信用生命保険に加入しない場合：年0.95% (3) 高齢者向け返済特例の利用の場合：年2.37%
申込受付期間	「罹災証明書」に記載された「罹災日」から2年間 なお、被災者生活再建支援金（加算支援金）の申請期間、応急仮設住宅の供与期間等に応じて、申込受付期間を延長
所轄部局課室係名	県土整備部 住宅課 企画支援担当

勤労者生活資金	
適応法制度等名	勤労者生活資金貸付制度
実施主体	県
対象災害	一般災害
制度の対象者 基準・条件等	1 貸付対象者 ・県内に1年以上居住し、かつ1年以上勤務している ・安定継続した年収が150万円以上あり、返済能力がある ・行為能力を有する ・保証協会の保証が得られる 2 貸付用途 貸付対象者又はその世帯員が災害のために必要となった資金 3 貸付限度額 100万円 4 貸付利率 年1.7% 5 返済方法・機関 最長5年（毎月均等払い） 6 取扱金融機関 中央労働金庫 ※ 無担保 ※ 保証人不要（ただし、日本労働者信用基金協会の保証を要す。 保証料0.7%～1.2%）
備考	貸付利率は、令和4年6月現在のもの
所轄部局課室係名	産業労働観光部 労働政策課 労働経済・福祉担当

(2) 事業者支援制度

経営安定資金（事業活動継続融資）	
適応法制度等名	経営安定資金（事業活動継続融資）制度
実施主体	県（金融機関が窓口）
対象災害	故意又は重過失によらない火災、地震又は風水害等
制度の対象者	1 融資対象者

基準・条件等	<p>県内に1年以上事業所を有し、かつ当該融資に係る事業と同一の事業実績を1年以上有する中小企業者等</p> <p>2 資金の使途 罹災への対応及びBCPの策定等を含め災害等の未然防止対策に必要な運転・設備資金</p> <p>3 融資条件 (1) 融資限度額 ・運転資金 3,000万円 ・設備資金 5,000万円 (2) 融資期間 7年以内(うち据置1年以内)</p> <p>4 融資利率 年1.6%以内(栃木県信用保証協会の保証付・責任共有制度対象外) 年1.8%以内(栃木県信用保証協会の保証付・責任共有制度対象)</p> <p>5 手続等 市町村長等の罹災証明書が必要</p>
手続き期間	金融機関が窓口となるため特になし
備考	利率は令和4年6月現在のもの
所轄部局課室係名	産業労働観光部 経営支援課 金融担当

災害条例資金制度(災害経営資金、施設復旧資金)	
適応法制度等名	栃木県農漁業災害対策特別措置条例
実施主体	市町(費用負担 災害の都度定める)
対象災害	条例で指定する災害
制度の対象者 基準・条件等	<p>災害経営資金(災害後の再生産に必要な資金)</p> <p>1 借受資格者 (1) 農業を主な業務とする者のうち次のア又はイに該当するものとして市町村長の認定をうけた者 ア 天災による農産物等の減収量が平年収穫量の30%以上であり、かつ、減収による損失額が平年の10%以上であるもの。 イ 天災による果樹等の流失等による損失額が、その者の栽培する果樹等の被害時における価格の30%以上であるもの。</p> <p>2 貸付限度額 (1) 一般農業者、開拓者 損失額の45%と200万円のどちらか低い額 (2) 一般漁業者 損失額の50%と200万円のどちらか低い額 (3) 養殖業者 損失額の50%と500万円のどちらか低い額 (4) 果樹・家畜 損失額の55%と500万円のどちらか低い額</p> <p>3 償還期間 3~5年(据置き1~2年)</p> <p>4 貸付利率 天災の都度定める。</p>
制度の対象者 基準・条件等	<p>施設復旧資金(天災による被災施設の復旧又は補修に必要な資金)</p> <p>1 借受資格者 天災による農業用施設の損失額が被害時価格の30%以上であり、かつ、復旧又は補修経費が10万円以上に該当するものとして市町村長の認定をうけた者</p> <p>2 貸付限度額 施設復旧費の80%と600万円のどちらか低い額</p> <p>3 償還期間 7年(据置き2年)</p> <p>4 貸付利率</p>

	天災の都度定める。
手続き期間	天災の都度定める
所轄部局課室係名	農政部 経済流通課 農業金融担当

農業近代化資金（災害復旧支援資金）	
適応法制度等名	農業近代化資金金融通法
実施主体	金融機関
対象災害	農業災害
制度の対象者 基準・条件等	<p>（全般）</p> <p>1 貸付条件の変更 償還期限の延長（法定期間の範囲内） （災害復旧支援資金）</p> <p>1 借受資格者 市町長の認定を受けた農業者等</p> <p>2 資金使途 被災した施設・家畜等に対する再投資</p> <p>3 貸付限度額 18,000 千円（知事特認で 2 億円）</p> <p>4 償還期限 7～20 年（据置き 2～7 年）</p> <p>5 貸付利率 災害発生時の基準金利に基づき設定</p> <p>6 その他 災害復旧及びそれに伴う生産施設等の整備拡充を行うことが想定されること</p>
手続き期間	災害の都度定める
所轄部局課室係名	農政部 経済流通課 農業金融担当

天災融資制度（天災による被害農林漁業者等に対する経営資金利子補給補助事業）	
適応法制度等名	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
実施主体	市町（費用負担 天災の都度定める）
対象災害	政令で指定する災害
制度の対象者 基準・条件等	<p>経営資金（災害後の再生産に必要な資金）</p> <p>1 借受資格者</p> <p>(1) 農業を主な業務とする者のうち次のア又はイに該当するものとして市町長の認定をうけたもの。</p> <p>ア 天災による農産物等の減収量が平年収穫量の 30%以上であり、かつ、その者の平年における農業総収入額の 10%以上であるもの。</p> <p>イ 天災による果樹等の流失等による損失額がその者の栽培する果樹等の被害時における価格の 30%以上であるもの。</p> <p>(2) 漁業を主な業務とする者のうち次のア又はイに該当するものとして市町村長の認定を受けたもの。</p> <p>ア 天災による魚類等の流失等による損失額がその者の平年における漁業総収入額の 10%以上であるもの。</p> <p>イ 天災によりその所有する漁船等の沈没等による損失額が当該施設の被害時における価格の 50%以上であるもの。</p> <p>2 貸付限度額、償還期間、貸付利率 天災の都度定める。</p> <p>3 手続等 市町長の被害認定が必要</p>
手続き期間	天災の都度定める
所轄部局課室係名	農政部 経済流通課 農業金融担当

第1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル

対策指針においては、緊急事態の初期対応段階を3つに区分し、当該区分を判断する基準となる施設の状況がEAL（Emergency Action Level）として整理された。

1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならぬため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえ、原子力施設の状況等に応じて、緊急事態は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つの事態に区分された。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル（EAL）が設定された。（別表1参照）

2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に関わる原子力災害対策

事故後の東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下、特定原子力施設という）に関わる原子炉施設については、実用発電用原子炉施設に定められたEAL（別表1）に準拠する。なお、EAL2の放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）+毎時5マイクロシーベルト』とされた。

上記区分に応じて実施すべき措置の概要は次のとおり。

区分	警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)
事態の段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれ緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、早期に実施が必要な要配慮者等の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性ある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

区分	警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)
措置の概要	体制構築や情報収集を行い住民防護のための準備を開始	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を実施	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施
福島第一原子力発電所に係る住民防護措置の例	避難指示区域への一時立入を中止するとともに、避難指示区域に一時立入している住民の退去を準備する。	避難指示区域に一時立入している住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。	避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。

第2 運用上の介入レベル

対策指針において、全面緊急事態に至り、放射性物質の放出後の住民の安全を守るため行う主な防護措置の実施基準としてOIL (Operational Intervention Level) が設定された。

1 運用上の介入レベル (OIL)

運用上の介入レベル (OIL) とは、放射性物質の放出後、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減するため、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等で表された防護措置の判断基準である。

(1) 防護措置

① 避難・屋内退避等の基準と措置の概要

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施 (移動が困難なものの一時的屋内退避を含む。)

早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物※の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施
--------	---------	---	---------------------------------------	---

※ 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

② 人のスクリーニング等の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
		β 線：13,000 cpm 【1 ヶ月後の値】	

③ 飲食物のスクリーニング、摂取制限の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

(別表1)

1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 警戒事態（EAL1）

状 況	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態
<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24（2012）年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域を言う。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合（福島県、茨城県、新潟県内市町村のみ）。</p> <p>⑬ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合（福島県、茨城県、新潟県内市町村のみ）。</p> <p>⑭ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑮ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑯ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	

(2) 施設敷地緊急事態 (EAL2)

状 況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧または低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。</p> <p>④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p> <p>⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑧ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	

(3) 全面緊急事態 (EAL3)

状 況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>⑨ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</p> <p>⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑪ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	

2. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 警戒事態（EAL1）

状 況	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれ緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>② 原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>③ 原子力事業所所在市町村沿岸において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	

(2) 施設敷地緊急事態（EAL2）

状 況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	

(3) 全面緊急事態（EAL3）

状 況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	

3. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの。

(1) 警戒事態（EAL1）

状 況	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態
<p>① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。</p> <p>③ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑥ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合（福島県、茨城県、新潟県のみ）。</p> <p>⑦ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合（福島県、茨城県、新潟県のみ）。</p> <p>⑧ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑨ 当該原子炉施設において、新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑩ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	

(2) 施設敷地緊急事態（EAL2）

状 況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態
<p>① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>② 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは</p>	

原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。

⑤ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。

⑥ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。

⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。

⑧ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

(3) 全面緊急事態 (EAL3)

状 況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態
--------	---

① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。

② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。

③ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。

④ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。

⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。

⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

4. 原子炉（1. ～ 3. に掲げる原子炉を除く。）に係る原子炉施設（加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設及びナトリウム冷却型高速炉（発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設を除く。）

（1）警戒事態（EAL1）

状 況	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態
<p>① 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合（福島県、茨城県、新潟県のみ）。</p> <p>② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合（福島県、茨城県、新潟県のみ）。</p> <p>③ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転のための施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>④ その他原子炉の運転のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	

（2）施設敷地緊急事態（EAL2）

状 況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態
<p>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	

（3）全面緊急事態（EAL3）

状 況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態
<p>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	

(参考)

緊急事態区分等に応じた防護措置

	PAZ (5 km圏)	UPZ (30 km圏)	UPZ外 (30 km圏外)
警戒事態 (EAL1)	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等の避難準備 		<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策にあたる職員の参集 ・国、近隣県、原子力事業者等から情報収集 ・必要に応じて市町、消防等関係機関に対し通報連絡 ・必要に応じて県民等への周知
施設敷地 緊急事態 (EAL2)	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等の避難実施 ・一般住民の避難準備 ・安定ヨウ素剤服用準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒本部の設置 ・市町、消防等への通報連絡 ・報道機関、県ホームページ等を通じた県民等への周知 ・避難者の受入れ準備 ・要配慮者等の受入れ ・緊急時環境放射線モニタリングの準備
全面緊急事態 (EAL3)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の実施 ・安定ヨウ素剤服用指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避の実施 ・避難の準備 ・安定ヨウ素剤服用準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・屋内退避等の注意喚起 ・必要に応じて屋内退避 ・避難者の受入れ ・現地対策本部への職員派遣
事故発生 (放射性物質 漏えい後)		<ul style="list-style-type: none"> ・OILに基づく避難又は一時移転の実施 ・OILに基づく飲食物摂取制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・OILに基づく避難等の実施 ・OILに基づく飲食物摂取制限等 ・OILに基づくスクリーニング、除染

5-2 食品中の放射性物質の基準値等

■ 飲食物接種制限の基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の 空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

■ 食品中の放射性物質の基準値

対象	基準値 (ベクレル/kg)
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

(平成24(2012)年3月15日厚生労働省通知より)

※ 東京電力福島第一原子力発電所の事故後、厚生労働省では、食品中の放射性物質の暫定規制値を設定し、原子力災害対策本部の決定に基づき、暫定規制値を超える食品が市場に流通しないよう出荷制限などの措置をとってきた。暫定基準値を下回っている食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全性は確保されているが、より一層、食品の安全と安心を確保するために、事故後の緊急的な対応としてではなく、長期的な観点から新たな基準を設定した(平成24(2012)年4月1日から施行)。